			項目				אוען וירי
番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	懇談会の考え方(案)	
1	個人①	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し		現状、放送が必要以上に既得権益として守られていると認識しています。 その一方、放送局に割り当て済みにもかかわらず利用実績のない周波数帯が多数あると認識しています。 諸外国での運用も踏まえ、健全な競争や税収の拡大を目的として、放送への割当済み周波数帯についても競売を行うべきだと考えます。 我々国民の共有資産である電波帯を有効に活用する義務が政府にはあるはずです。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討のものと考えます。また、オークション制度については、リ、オークションを実際に行っている各国の状況等に新の動向を注視する必要があると考えます。	報告書(案)のとお
2	個人①	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	まえた電波有効利	(5) 調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	調査・研究・試験等には、アプリケーション開発者によるユーザーからの問い合わせ対応も含まれている必要があると考えます。 一定期間や相応の期間のみ認める形とされていますが、通信キャリアの端末サポート期間などを鑑み、6年程度とすることが妥当 であると考えます。 アプリケーションペンダーはパブリッシャーから同等の期間のサポートを求められる事が一般的です。 一定の台数のみ認める形とされていますが、現代では様々な試験が自動化されていることを考えると、一人が試験を遂行できる数 は数百台にのぼるため、相当数の許可が必要であると考えます。 個人や団体などアプリケーションを開発するケースも鑑み、法人だけでなく個人や団体でも同等の扱いとすべきだと考えます。 現行の制限ですと、最新のオペレーティングシステムに対応した端末の国内販売されるまでアプリケーションの開発が行えない ケースがあり、諸外国と比べ数ヶ月から数年の遅れが出ます。 ユニコーン企業となり得る有望な企業の芽を潰さないためにも、性急な見直しが必要と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏ま 制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。	
3	個人②	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し		2.5GHz帯の電波を取得する際、既存の3G事業者は直接割り当てが受けられないの制限は解除すべき、現実ではAUもソフトバンクなども子会社でやっているため実態に見合っていない 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の ものと考えます。	の際の参考とされる
4	個人②	第2章_電波利用の 将来像と実現方策			また海外通信会社と国内通信会社と海外の合併や海外からの参入などももう少し制限を緩和すべきだと思う 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の ものと考えます。	の際の参考とされる
5	個人②	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(6) 共用を前提とし た割当て	また、通信会社間をまたぐ数社共通アンテナなどももっと設置を容易にできるようにするべきだろう 【個人】	現在でも複数者によるアンテナ共用は可能であるもの	りと考えます。
6	個人③	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	電波利用料負担の適正化についてはおおむね賛成します。 ただし、実施するにあたり通信事業者・アマチュア無線・TV放送(NHKを含む)すべて例外なく対象とすることを条件とします。 特にTV放送は最もひっ迫している帯域以外の代替方法として衛星放送・有線放送(光回線含む)や次世代映像圧縮方式採用で帯域削減が有効な手段が多い為積極的に周波数を削減すべきものであると思われます。 移行にかかるコストもTV受信機より台数も多く値段の高い携帯電話の規格変更を繰り返すより、ここ数年の技術進歩で携帯電話より安価に製造可能な次世代圧縮方式チューナーに置き換える方が低コストで膨大な空き周波数を確保可能です。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見とし 総務省における今後の政策検討の際の参考とされる	
7	個人③	その他			【個人】また、TVの視聴形態も従来のNHK・総合編成民放体制からアメリカ型の地上波は最低限のサービスで娯楽度の高い専門番組は有料放送を契約して視聴するスタイルに変更する時期に来ておりNHKの廃局、地方民放の統合縮小又は地上波廃止の代わりに 衛星放送専業局への転換を図る等の改革も必要です。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の ものと考えます。	の際の参考とされる
8	個人④	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	まえた電波有効利	(5)調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	担京以上の出力を出せば現行の霊迹法達長でなることは思達しないのだが現在思発されている新しい技術などでは、既守の出	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の ものと考えます。	の際の参考とされる
9	個人⑤	その他			版送法改正によるNHK完全民営化またはNHKの契約を抜いたテレビジョンの設置 インターネットでのNHKの集金は論外 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の ものと考えます。	の際の参考とされる

			1	ı		1
10	個人⑥	全体			◆単独のデジタル無線システムは時代遅れ◆全体のコストを考えた場合に、国または公共機関、業務無線局が単独のデジタル無線システムを持つことはすでに時代遅れであり、非効率であると考える。そして、IP無線に移行するという観点が抜けている。単なる無線交信よりも、IP無線によるエリアの拡大や、IP端末(インターネット接続を含む)を使った情報伝達のほうがはるかに有用性が高い。その意味でも音声をデジタル化し、大して速くないデータ通信を行うためデジタル化をするというのは本末転倒である。 IP無線を含む携帯電話事業では多くの競合キャリアやMVNOがあり、その結果コストが抑えられる競争環境と違い、単独のデジタル無線は消防無線を見れば明らかなように事実「談合」という形で、我々の税金が無駄に使われその返還訴訟などが起きている。◆時代を先取りするIP無線◆さらに、この報告書のまさに主眼であるこれからのIOT時代を先取りした対応として、日本交通などはタクシーのデジタル無線を返上し、IP無線に切り替えた。相乗りなど新しい分野に対応するためには硬直性の高い単独のデジタル無線システムは陳腐化が早い証拠である。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					◆PS-LTEをコスト管理徹底で行い、災害時には避難所Wifiに接続◆	
11	個人⑥	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(7) 公共安全LTE	V-High帯域の利用としてはPS-LTEが最もふさわしいが、PS-LTEはよほどコスト管理を徹底しないと、3キャリアがやっているものより割高になってしまう可能性がある。また、一般企業や個人も使えるようなシステムにすべきである。その場合高速性よりも、災害時にもインターネットが使えてその先に避難所のWifiに接続するなど、ダウンタイムのない無線システムを最重点で考えるべきだ。	
					【個人】	
12	個人⑥	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し		◆電波利用料使途の徹底公開を◆ かつて電波利用料はその使途においてマッサージチェアなど明らかに不適切な用途があった。電波利用料の徴収拡大を考える前に、その使途の公表制度をしっかりと確立し、会計検査院の検査も着実に毎年受けるような厳しい中での電波利用料の制度がなければいけない。この報告書では電波利用料を支払う側の立場に立った意見がないのは残念だ。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
13	個人⑥	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_4. ワイヤレスがも たらす社会的効果・ 経済的効果	(1) 2030 年代に向けて実現される社会的効果	また、防災相互連絡波もVHFとUHFで1波ずつではなく、10波ずつ20波をアナログで割当て、避難所に常置したり病院も含む連絡システムを確立すること、常に訓練を行うことで災害時に有効活用され、ひいては電波の有効利用になると確信している。なぜアナログかといえば、アナログであれば安価な受令機を大量に更に配備可能だからだ。デジタルであれば受信機は高く情報を周知できない。デジタル化のデメリットそしてアナログのメリットもしっかりと見つめなければいけない。さらに、防災無線関係の周波数は全て公開すべきである。一般市民に活用周知されてこその防災だからだ。	である電波の有効利用の観点から、デジタル化は必要な状況と考えます。 防災無線関係の周波数の公開は、機密性に十分配慮し、著しく業務に支
					【個人】	
14	個人⑥	全体			◆まとめ◆ 総花的な報告書ではなく、いま具体的にどんなことが電波利用を行っている実際の企業や国、地方公共団体で課題なのか、総務省からの一方的な押し付けでなくニーズを探ることが一番大事だ。かつ技術開発力の見定めもしなければいけない。更にそこには『貴重な税金を使っているんだ』というコスト意識がないといけない。またアナログの再活用も十分考えること。一番喜ばれた政策はAMラジオのワイドFM(補完放送)であったことを忘れてはならない。すなわち、ユーザビリティーとコスト意識を一番に据えた電波政策の遂行が求められる。過去ありがちであった総務省で一方的に推し進める行政でなく、国民が納得し賛成できる電波政策を立案し、国民から大いに意見を取り入れ更に洗練された形こそが、望まれる電波利用・政策のあり方だと確信している。最大の福利を享受すべきは国民だからだ。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

15	個人⑦	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(1) Beyond 5G システム	26ページと27ページをどうみるかだろうなぁ。2030年と2040年の部分だが周波数の帯域をどの程度見込むのかと思ってなぁ。知つているかどうかだが、OAM多重が新しい方式で考えられている。私もこれを知ったのは日経産業新聞の記事です。NTTが11の軌道動造の過う電波(周波数は同じだ)を使い実験をしたみたい。すでに総務省も知っているはず、電波砂でごら26程度のOAM多重が高くなどという変換を1月20名目の上も記聴されていると思うがなら、私はこれから相当島と時間研究が続けらどこ86程度のOAM多重が同能ではないかと思う。これならは20GH2程度(2020年の4GH2程度の205年)の特別ではてないかと思うでは、これないのと思うでは、大きでは、アルマンではないかと思うでは、大きでは、アルマンがは、アルマンがは、ア	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					不法パーソナル、不法アマチュア、それ以前には不法の転送電話(これは携帯電話の普及でわりと早く消えた)と姿は変えているがなぁ。今は多分ペビー用に海外から入った無線を使うものだが、使っている人には罪の意識はない。知らないで使っている。日本でも同じことができるものを使えるようにしたらなぁ。それは携帯電話でもできるかも知れんなぁ。パーソナル無線は携帯電話の基地局が使えない時には緊急時に使えるからなぁ。日頃は自由に使ってもらっておいてなぁ。値段も自動車会社が予めつけるとしたら1	

16 個人⑦	第3章_2020年代に	_2. 公共用周波数の			本報告書(案)は、公共用周波数の有効利用促進、周波数の割当で・移
	向けた電波有効利 用方策の検討	有効利用方策	の再編・氏間共用の  推進	108pからの公共安全LTE(PS-LTE)について書きたい。米国や英国、仏国、韓国等においては、PS-LTEの導入が進められている。	行制度や電波利用料制度の見直し等の電波の有効利用方策、2030年
	用力束の快討		推進	日本ではアナログテレビの跡地の170~222MHzが空いている。これをPS-LTEとして使うとどうかと思ってなぁ。警察、消防公共安	代に向けた電波利用の将来像とその実現方策等ついての検討結果を取りません。
				全業務の無線局だけでなく、電気やガス等も含めるし、固定電話を無線化したり、防災行政無線の戸別同報受信機の機能を固定電影な無線によれる。	りまとめたものです。 「頂いた御意見のうち、PS-LTEをはじめとした上記検討範囲の内容につ
				電話に備えたり、車にもつけてもらう。平時にはグループ通信や端末間通信、同報通信等に使っている。	いては、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考え
				でも一度災害があると消防と警察や国土交通省のダムとかと直接通信しないと具合が悪い。今年の7月豪雨で肱川の野村ダムの 放流情報が住民に放流情報が伝わらなかった。同報無線で屋外のスピーカーを鳴らしても雨の音がひどいから聞こえない。同報	いては、秘格省におけるう後の政策検討の際の参考とされるものと考えします。
				放流情報が住民に放流情報が伝わらなかつに。同報無線で屋外のスピーカーを鳴らしても雨の音がひといから闻こえない。 同報  無線無線の屋外スピーカーは雨戸を閉めると聞こえないとか色々と言われてきたが改善されてない。 その代わりに戸別受信機が	A 9 0
				無験無線の屋が入し一分  は時戸を閉めると聞こえないとか色々と言われてきたが改善されてない。その代わりに戸が文信儀が  作られている。でも普及率は低いのではないかと思ってなぁ。元々60MHz帯はアンテナが大きいからなぁ。値段もそこそこすると思う	
				TFられている。でも音及率は低いのではないかと思うである。比々のMIN2市はアンテナが入さいからなる。値段もできてこすると思う  のです。数が少ないと高くなる。昨日はムーアの法則のことを話したが、数が少ないと開発費は各々の端末に被せられて値段は高	
				の C y 。 数 パックーない c 同ってゅう。 IF ロ は ムーナ ソ の 広見り ひここと 古い こと に スカップ ない C 用 元 見 は 守 く ツ 回 木 に な E o か t こ 恒 k な は 向 ( くなる。 それ が 消防 無線 の トランシー バーが ー 台 、 35~40 万 円 もし たとい、 カス と だろうなみ 、メーカー も 採 覚 の 取れ ないこと はし ない か	
				らなあ。そこで固定電話並みの値段でそうした無線機を作るということだなあ。一台が1000円程度かなあ。固定電話は1万円ちょっと	
				うるめ。ここに世上も田上を心にはなく、フルニーをいる。 ログ いっぱい はんしゅう はんしゅう はんしゅう にんしゅう いっぱい であられている。 大量生産することでなぁ。 この値段なら自動車メーカーも付けてくれる。 車の自動運転には無線がいるだろう。 それ	
				に自分の位置を知っていたら事故が起きても、原因はわかりやすい。おそらく、私がいうようにしたら1億ら以上の需要があるから、	
				安くしても採算に乗る。それと固定電話の機能の中にWi-Fi機能も入れて置くと外で撮影した動画等も送ることができるということだ	
				なぁ。仮に携帯電話網が切れて使えなくてもなぁ。私が1991年6月24日の郵政論文で書いた優先度を使えば、固定電話の優先度を	
				低くしたら使えると思ってなぁ。私が10MHz×2程度よりも広い170~222MHzや、おそらく160MHz帯も整理したら一緒に入れられる。	
				周波数の整理がとにかく大切。1波毎の割り当てから帯域で割り当てる方式に変えることだ。そうしたら同じ規格の無線機が大量に	
				作られることになる。1波毎に割り当てると周波数だけでも設定が必要になりやすくはならん。それに画像も送れない。MCA無線も	
				数も減ったので、PS-LTEの中に入れてしまえば広い場所でも使える。最初はMCA無線も無線業者が行って備え付ける。無線業者	
				の最後の儲けに近いかなぁ。今の業務用無線は売れないからなぁ。携帯電話を売るなら分かるがなぁ。700MHz以上は携帯電話に	
				使ってもらう方が良いのではないかと思ってなぁ。それらも一台1~2万円程度で自動車の部品等を販売するようなお店に置いて販	
				売されることになる。例えば、パーソナル無線として150MHz帯で数MHz程度割り当てると1MHzで160チャンネルだから800チャンネ	
				ル以上は使える。このパーソナル無線は非常災害時には連絡用に使うということになる。 日頃は遊びやトラック同士の通信に使っ	
				ているが、災害時にはそれが非常災害用無線に早変わりする。柔軟に物事を考えられるかどうかだなぁ。これはお金にもなる。固	
				定電話を無線化して入れたからなぁ。これにより固定電話も黒字化出来るだろう。同時に考えないといけないのは固定電話をNTT	
				だけには独占させないということだろうなぁ。おそらく(株)にして国や地方自治体、電力やガス会社も入れて、NTTやKDDI、ソフトバ	
				ンクも入れる。固定電話を競争させることで料金の値下げも考える。これは光ファイバーの競争もあるがメタリックケーブルがなくな	
				ると音声通話だけならば980円でも良いかもしれん。メタリックケーブルは銅線でもある。クズ銅で売ってもかなりの値打ちがあるか	
				らなぁ。 トン30万円程度で買った銅が今はクズ銅でもその2倍近い値段。 NTTの職員をどうするかという問題はあるが無線化はとて	
				も安くなるんだなぁ。でもよく考えて欲しい。利用者は月に1000円でも年間に1万2000円も支払う。10年では12万円。使用料金は割と高い。確かに固定電話自身は安く生産できるがなぁ。それ故に競争原理を入れないとなぁ。だからある時点の固定電話と携帯電	
				話の契約数を足した値に株式をKDDIやソフトバンク、楽天等にも割り当てる。国と地方公共団体が株式の過半数を持つことにしないと警察は納得しないと思うからなぁ。国の意思で全ては決めるが競争原理は入れる。これによりメタリックケーブルがなくなるか	
				いと含茶は納得しないと思うからなあ。国の息思で主ては決めるか競争原理は入れる。これによりメタリックゲーブルかなくなるか  ら、とう道や管路等からメタリックケーブルを出して、そこに電力用ケーブルを入れる。	
				つ、こう思い自由サルウグググラファーフルを出して、てこに电力用ブーブルを入れる。	
ı	I	I	I	1	I I

					NTTも100年かけて作った電話網だが、保守にはお金がかかるからなぁ。何かに使わないと具合が悪い。固定電話の保守する人は地方公務員になってもらってNTTも半額程度のお金を出す。それでこの固定電話の保守をする。同報機能が付いているからなぁ。おさら、時間が余るから他のことをさせると良いと思ってなぁ。これならはNTTの職員にも新たな仕事が見つかることになる。こうすることで電力にも競争原理が働くことになる。その電力会社を教力もこのPS-LTEではないかと思ってなぁ。変庵等に備え付けたら太陽光発電装置や蓄電池をこのPS-LTEで制御できたらなぁ。今は明らかに脱原発だけでなく脱火力も同時に起き始めている。これ、は日本経済にも良い影響を与える。石油や石炭、天然ガス等をあまり買わなくても良くなる。トランプ扶領は貿易の自由化に異態を唱えているが、アメリカから見たらも燃だなぁ。日本の家電や自動車をアメリカ等に輸出して失業者を増やした。アメリカにしたっ大金持ちのビルゲイツ氏等よりも中産階級が後活上て欲しい。だからこそ、アメリカが自由貿易に異議を唱えてはという思いからた。冷戦中はアメリカから見てもやむ得なかったが、冷戦も終わって中国がなぁ。世界の工場が中国にできた。それは1880年代に日本の家電や自動車を壊したのと同じなんだ。ずっと彼らはそう思ってきた。アメリカが自由貿易に異議を唱えてはという思いからだ。冷戦中はアメリカから見てもやも得なかったが、冷戦も終わって中国がなぁ。世界の工場が中国にできた。それないる。貿易収支が対中国で均衡したら文句は言わなくなる。同時に日本にもなぁ。これは1880年代の日本も同じだが、中国からの輸入額は輸出額の2倍だからなぁ。これを改善してくれと言っているんだなぁ。自由貿易は輸入国からみたら表で映りまでいる。着い場は日本がよりまりましたがある。それなアメリカの最近とだなぁ。その名とだなま。在りまりまにはアメリカで物を作ってくれということだなぁ。それはアメリカ人の本音だなぁ。おそらく次第に管理された貿易へと移行していくだろうなぁ。アメリカははアメリカ人の本音だなぁ。おそら、次第に管理された貿易へと移行していくだろうなぁ。アメリカははアメリカ人の本音だなぁ。おもら、次第に管理された貿易へと移行していくだろうなぁ。アリカは基軸適質のドルの印刷で貿易素学をしめいできたが、それは基準を関しているとだなぁ。それはアメリカ人の本音だなぁ。おもらく次第に管理された貿易へと移行していくだろうなぁ。アリカは基軸適質がドルである限り可能だが、それまり中で連りながなぁ。これがは、まないである。中でからである。中でものは、日本はは、日本のが水を作っては、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	
17	個人⑧	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	【個人】 地域BWAが利用されていない地域において、地域BWA帯域を全国系事業者が使用することは、周波数の効率的利用の観点から 許容する方向性はよいとしても、地域の公共の福祉の増進に寄与する目的は欠いてはならない。よって、全国系事業者といえど も、同様の免許要件(自治体との協定等)は必要であり、地域事業者と同等とする。(この要件が、地域BWAが広く普及しない原因 である可能性が高いとも考えられる。) もし、全国系事業者がこの要件なしに免許を取得できるなら、その前に地域事業者がこの 要件なしに免許を取得できる期間を設けるべきで、そうしなければ明らかに地域事業者にとって不利だったことになる。公平を期す べきである。地域BWAは、優先接続性やVPN等の設定が、全国一律サービスを行う全国系事業者より容易かつ安価に実現できる可能性があることから、元より様々な地域の公共の福祉の増進に寄与し易い特性(全国系事業者がやらない、やれないニッチな ものになればなるほど)がある。また基地局設置等に補助金が交付されるなら、それは元より公共の福祉に寄与するものである可能性が高い。地域BWAという施策は当初より十分意義深いものであるものの、自治体の認知度が低く普及は十分とは言えない。 しかし、地域の公共の福祉の増進の実現事例が出始めている現状を見るに、今後は有効に利用されることが広く進むステージにあるのかもしれない。また、全国系事業者が東名阪の限定されたエリアで使用している帯域の他エリアを地域事業者に開放する することと、地域振興等に資すること等が考えられる。(東名阪エリアに通信需要が集中することは必然的なものであり、無理に全国系事業者に全帯域による全国一律サービスを誤することは投資の効率性からも適切でないことは明白である。)地域BWA制度 の更なる拡充を図れば、今後地域事業者により様々なサービスが出てくることになり、健全な競争原理が働き、国民全体の利益となることが期待できる。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、地域BWAの公共性には十分配慮して制度設計が行われるべきと考えます。
18	個人⑨	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組	(2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ	【個人】 ざっと一読しましたが、無線技術者の育成に関して何も触れられていないように感じた。周波数の割当計画をふまえた有効利用や電波利用料制度もさることながら、具体的に > 2030年代に目指すべき電波利用社会の5つの目標 と掲げておきながら、それを下支えする技術者ならびに技術者の育成に関する提言がどこにも見当たらないため、絵に描いた餅のような印象を受けた。とかく、現行の無線技術者試験も含めてトータルパッケージで考えないと、将来技術者が足りません、という話になりかねないので、今のうちからしっかり考えていただき度。	人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に包含されていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
19	(株)テレビ岩手	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	【個人】 電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に、過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用に帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、終務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。

_					【放送事業者】	
20	(株)テレビ岩手	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3)公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防上の観点からも周辺国の情勢が常に不安定である以上、単に世界的な潮流に従う形で国民の生命や財産に影響を及ぼすような安易な官民共用は避けるべきと考えます。  【放送事業者】	公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。
21	(株)テレビ岩手	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	「放送事業有」 電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。 【放送事業者】	報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるペ
_					【放送拳業者】	
					私も電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を大体読んだ。これを作った人にはご苦労様と言いたいなぁ。でも誰が一番変わらないといけないのかと言うと官僚や労働組合員だなぁ。今までの電波行政は正しいという気で色々な報告書(例えば、電波利用状況の報告書等々)を書いて来た。現実には電波を使いたい入が使えなかった。電波を使うことの有難味を知らせて、天下り等をするという長い間の習慣を維持するためになぁ。私もそれを感じながら生きできた。今は再任用等もあるし、本当に国民のために電波を使うようになればそれなりに別のところに行けるような時代が来ると思うがなぁ。それは国民のためになっていると国民が認めるとそれなりにしてくれると私は信じている。まずはその実績を作らないとなぁ。専門的な知識を持ってなぁ。嫌な所にも行く。例えば電波が聞こえるとかいう人を説得するとかなぁ。それが全体して電波を安心して使えるということでもあるしなぁ。電波法関係審査基準がガンから速やかに停止して新しいものを作って欲しい。これだけは書いて置かないとなぁ。そういう気持ちを持つつ共にメーカ一等も役所に物申す気持ちがないとなぁ。こうした機会はよい機会だと思う。おそらく電波行政だけでなく、多くの行政や企業もなぁ。企業の不正も増えて日本の威信が衰えてしまう。みんながキチンとしないとなぁ。あとは中を読んで頂ければありがたいです。電波有効利用成長戦略懇談会の報告書の意義。私も規制改革推進に関する第2次答申で平成29年11月29日)を見せて頂きました。この規制改革推進に関する第2次答申で半分以上が電波に関するもの(電波と保育関係、森林関係の三つだけ)です。これを元にして電波有効利用成長戦略懇談会はできたということだるるなぁ。概ねの方向も書かれている。でもなぜ電波有効利用成長戦略に電波官僚が抵抗したのかなぁ。国際会議を出したのは明らかに壊ということだろうなぁ。なると電波行政を担当している者の考え方を変えないとなぁ。まず、2030年とか2040年を区切りにしているが、2020年の第5世代の携帯電話網ができると大きを変わる思うのです。みんな同じ仕事だけして、ミリ波が今後ドンドンと携帯電話網として割当られるのを知っている人がどの位いるかです。みんな同じ仕事だけして、ミリ波が今後ドンドンと携帯電話網として割当られるのを知っている人がどの位いるかです。みんな同じ仕事だけして、ミリ波が今後ドンドンと携帯電話網として割当られるのを知っている人がどの位いるかです。みんな同じ仕事だけして、ミリ波が今後ドンドンと携帯電話網として割当られるのを知っている人が8動して帯域を確保すると言うことです。あるいは0AM多重なども含めてそうして2040年にはテラ級(100Gbps以上の通信速度)の伝送速度を雇用するまずはその教育を行って欲しいと思うのです。電波の専門家としてご飯を食べている以上はある程度専門的な知識がないとなぁ。正直、人はご飯を食べるのに不自由がなくなると努力しなくなるのです。こんなことは他人(内閣府)にいわれなくても本人たちが始めたらと思うのです。総務省は行政機関を監視(行政課価局)する立場にあるのです。これないなら、これないなりにないないないないないないないないないないないないないないないないないな	
					すでに携帯電話の端末はPHSを含めると1億7000万契約。国民に密着したものになり固定電話が次々に辞められて行く現状をどうみるかです。470MHz以下は簡易無線と行政機関や公共機関、放送局を除けばあまり使われてない。そのために無線機の機能の割合には無線機の値段が高いことになったのです。おそらく簡易無線を除けば100万ほどにまで減っていると思うのです。私は1990年末と比較して2分の1から3分の1程度にまで減少していると思うのです。まず発想の転換をして、どうしたら電波を使ってもらるあかということになるなぁ。これを含めて検討するとなかなかできると思うのです。まず発想の転換をして、どうしたら電波を使ってもらるかということです。となると次の区分で物事を考えるとみんな美味しくなる(56ページのように電波関連の市場が大きく膨らむ)が、やり方は変えないとその果実を国民は受けられなくなるということです。うまく行けば役人にも良い思いができるのではないかと思うのです。それを具体的にどのように変えるかというと次の区分により考えて行くことにします。そうしてこれらを考えると役人の仕事の見直しができない限り他の分野もうまくいかないと思います。 ① 役人の仕事の見直し ② 携帯事業者やメーカーからみた考え方 ③ 無線来者からみた考え方 センサーが増えるから新しい仕事があるかもなぁ。 ④ 国民は電波を使う権利を有する。 ① の役人は大きく仕事の内容が変わります。まず電波行政を司っていた総務省の電波部門と地方局を含めて、今までは抑制する電波行政から使ってもらう電波行政へと180度転換しないといけません。コペルニコス的転回だなぁ。いかにして使ってもらえるか考えないとなぁ。この場合、108ページの民間と周波数共用がとても重要です。特に公共安全LTE(PS-LTE)をどのように考えるかという問題に行き者と手の場が続く面をできると使利が良いしなぁ。災害時にはお互いに協力しないとうまくいないと思うのです。それと470MHz以下は一般国民が簡易無線を除けばほとんど使わなくてなっている。携帯電話でことが足りるからなぁ。これを何とかして使ってもらわないと具合が悪いと思うのです。今ある警察や消防等の公共機関の通信をPS-LTEに入れてしまう。そうしたら、470MHz以下は大きく周波数の再編ができる共に後残った部分は小さいので、大きな周波数の再編ができる力にき、470MHz以下は大きく周波数の再編ができる共に後残った部分は小高りなくたなのです。それに減少が続く固定電話を無線化するとともに同報無線の戸り端末の機能を付けて全世帯に配る。固定電話に通信をつけて引き続き使う世帯にはお金を支払ってもらが、無線化したからといって固定電話が増えないが、無線化する事でメタリックケーブルの保守が不要になります。これはおそらくNTTの固定電話をそこに入れると公共機関の多くは通信費が要らなくなるのではないかと思うのです。のNTTはその職員を他の用途に使うことができるのです。これでいえばNTTも周波数の再編は美味しいと思うのです。NTTはその職員を他の用途に使うことができるのです。これに対すできるのです。これはおそらくNTTの固定電話をそここれると公共機関の多くは通常が要となるのできるのです。2、111111111111111111111111111111111111	

この固定電話兼同報無線の戸別端末は値段を安くしないといけません。だから基本的に周波数を再編して帯域毎になんに使うか を定めないとなぁ。97ページに117~222MHzまでの状態が書かれているが、このPS-LTEに170~222MHzを使うとしたら、これだけ で52MHzの帯域だが、160MHz帯もおそらく整理したら使えると思うのです。160~222MHzまでなら62MHzの帯域が使えるので、と ても便利になると思います。これならばかなり早い第4世代の携帯電話(4G)は確保できると思うのです。4Gは40MHzの帯域を割り 当てているからです。この4Gなら警察や消防等の公共機関だけでなく、NTTの固定電話兼同報無線の戸別端末も入れられると思う のです。それにNTTは全国各地に中継局もあるのでそこにPS- LTEの基地局を設置しすることが可能になりますね。これを船舶通 信に使えばとても遠くに飛ばせます。仮に1000mの山の上に基地局を置くと160km以上は飛びます。可能ならば船舶で中継されて、 日本国籍を持つ船にはこの端末を入れてもらう。これは通話もあるが映像を送る事で領海侵犯者(経済水域も含む)に対しては映 像で海上保安庁に伝えるというとです。それとともに無人島にもこの基地局を付けて置けば、なかなか不審船は近寄れなくなると思 うのです。この費用は国防費で出すか警察や海上保安庁で出すか、電波利用料で出すか日本の安全の意味も含めてなぁ。あるい はNTTに設置させるかという問題もあるが、多分折半みたいな形になるのでしょうね。NTTが使う地域はNTTが主体。その他の地域 は国がなんらかの形で出すんだろうなぁ。総務省の予算もあるがなぁ。MCAもこの中に入れて、携帯電話の帯域にしてくださいね。 700MHz以上は携帯電話として利用することが国民のためだと思います。それと今回の肱川等の洪水をみて思ったのは、ダムの放 |流情報が一般国民には流れずに大きな被害を出してしまったことです。ダムが放流することは災害でありやむを得ないが、流域に |住む人にその情報が渡らなかったのが問題なのです。これも固定電話と防災行政無線の戸別同報無線の機能を併せ持つ端末を 開発したら解決しますよね。それに回覧板機能もつけられるしなぁ。その他色々な機能が付けられると思うのです。テレビにもつな がれられるしなぁ。そうするといつでも回覧板は見放題です。どの道、2024年に固定電話はIP化される。これをうまく使うとなぁ。この |辺りを含めて考えないとなぁ。2018年7月23日にエディオンに行き固定電話の値段が調べたが1万円以下の品物もあります。ファッ クス付きも1万円ちょっとであるのです。それもPanasonicの品物です。厳選特価では税込み6458円でコードレス電話機付き固定電 話もありました。これならば無線化して大量に作れば7000円程度かなぁ。部品を統一したりしたらなぁ。こうやって幾らで販売されて いるか見に行くことです。昔とは大きく値段が違っています。ついでに太陽電池が幾らで売られているかとかなぁ。エネルギー問題 を考えるときにはなぁ。行政監察機能があるからなぁ。また、残りの142~160MHzだけで十分に国民の需要に応じられるくらいの容 量があると思うのです。156~160MHzまでは船舶無線もあるが外国に行く船や入る船もあるから、日本からはデジタル化しません かと提案したらと思うがなぁ。それより下の142~156MHzも2MHzはアマチュア無線があるが、それ以外は全部デジタル化したらど の程度のチャンネルになるでしょうか。

12MHzの帯域があるので6.25kHzずつ並べると2560チャンネルですね。こんなにたくさんのチャンネルを使いきれますかね。それにより広大な400MHz帯は仮に333.4~470MHzとしたら、136.6MHzの帯域。これを6.25kHzずつ並べると21856チャンネルもあることになるがなあ。両方合わせるといくらになるかなあ。それ以外にも一杯あると思うのです。例えば27MHz帯。40MHz帯、60MHz帯や70MHz帯。アナログでボツリボツリと使われる程度です。私は何も全部国民のために出せと言わないが、音の不法CBや不法パーソナル無線が使うのに不自由しない程度を割り当て、もし携帯電話が使えなくなっても必要最小限の通話を確保して置くと災害時に困らないと思ってなあ。これは自動車メーカーに最初から無線機を付けてもらうということです。値段は固定電話並みの1万円以下です。でも新しい自動車に付けるとそれだけで年間に500万台です。既存の車も付けるとしたら1000万台にも達する大きな市場です。今度の西日本豪雨災害でも携帯電話の基地局がやられたのではないかと思ってなあ。そうした場合は携帯電話の直を電話が主なると思うがなあ。こうしたことをいって置かないとなあ。私は電波法の誕生日当日(1950年6月1日施行)は短波通信が主体で全世界的な混信を考えないといけなかった。それを超短波(VHF)以上の周波数は見通し距離以上にはあまり飛ばない、その基本から外れて短波時代と同じに電波法を連用していたということになる。電波法施行以前の無線電信法をそのままになあ。人は変わらんからなあ。無線電信法の人が新しい電波法を扱ったからなあ。それが延々と続いてきた。それが崩れたのが携帯電話の普及だなあ。これからは56時代にも昔のようにするのかと問いたいんだなあ。そうした反省の上に立たない限り日本の行政は遅れたままになると思うがなあ。これは他の行政機関も同じではないかと思ってなあ。行政機関や司法機関から変わらないとなあ。②携帯事業者や端末を作るメーカーから見てもなあ。

携帯事業者は大きく変わると思うのです。端末が伸びなくなっている。でもアプリ等を使うと大きくなるのではないかと思ってなぁ。おそらく、日本のメーカーの製品では5Gの携帯電話網は難しいかも知れないが、比較的早く地方にも5Gの波を押し寄せると思うのです。それぐらい日本のメーカーの刺は落ちた。中国の華為技術(ファーウェイ)、フィンランドのノキア、スウェーデンのエリクソンに対抗できるかなあ。NECや富士通を見てもなぁ。リストラの嵐の中みたい。また、自動車の自動運転等を進めて不便を解消しようとするからです。2019年にも5Gを開始するかも知れません。5Gの端末の速度は最大10G bpsと現在の最大100倍です。これをやると自動運転だけではなく4Kや8Kも普通の携帯端末から送り放題です。今の地方局の職員で28GHz帯が携帯電話の周波数として割り当てられることをどの程度の人が知っているかです。おそらく、普通の端末でも1Gbps以上のスピードが出ると思うのです。これは現在の光ファイバー並み若しくはそれ以上のスピードです。無線でこのスピードが出る以東。こんなに早くなるとWi-Fiも不要になるなぁ。

22	個人⑦	その他	

周波数的にも28GHz帯なら帯域が広くて、2.4GHz帯や5GHz帯のWi-Fiよりもスピードが出るなぁ。その結果、Wi-Fiの必要性が薄れ る。使うのは古い端末を使う時だけ。2030年頃にはその必要性がなくなり携帯電話の周波数として使えるかもしれんなぁ。 メーカーもそれを考えて作らないとなぁ。メーカーは無線業者が別の分野を見つけられるそうだからなぁ。例えば、笹子トンネルの崩 |落事故。これを防ぐにはトンネルの屋根(トンネル本体と道路の屋根の間には空間がある)に吊り下げた部分の力を常に監視する ようなことに使われると思ってなぁ。センサーが1兆個(国民一人当たり1万個)とかなぁ。IoT端末が1000億台(29ページ)あらゆると ころにセンサーや端末が付く。昔の仕事はなくなるが新たな仕事ができる。それを活かせる人とそうでない人となぁ。家庭や工場等 にもなぁ。やはりIoTを使いこなせる人と使いこなせない人に差が出てもなぁ。これはICT(情報通信技術)を使いこなせる人材を作ら ないとなぁ。2020年代前半には自動運転車のレベル4の完全自動運転時代(30ページ)になる。そのためにもICTに詳しい人を養成 して世界についていかないと華為技術に負けたら日本の軍事も中国に取られるかもしれんなぁ。中国は国を挙げて電気自動車(E V)に取り組んでいる。今始まったばかり。エンジン車で日本や欧米諸国に負けても、新しいEVでは負けないとなぁ。しかも、中国は 世界最大の自動車市場。負けたら日本だけでなく欧米諸国も産業的にやられかねん。それは覇権が中国に移ることを意味してい るからなぁ。日本人の社長の東大等の学歴を持った人の終わりにつく場所。これではうまくいかんなぁ。人には持って生まれたもの がある。勉強がうまい(成績優秀者)から社長が務まるとは限らん。今の日本には産業がなかなかうまくいかないのはこのためでは ないかと思ってなぁ。人を見る日とか、お金を作りかたとかなぁ。それを使う方式がうまくないとなぁ。今の大企業は内部留保は腐る |ほど持っているが、設備投資はしない。そんな社長が役に立つのかとなぁ。社長は儲けの匂いを感じるくらい鋭くないとなぁ。借金も してきちんと投資する。借金がない社長なんか誰でもできる。今の日本が落ちぶれて行く姿の裏には学歴重視があるのではないか と思ってなぁ。私は高校までほとんど勉強しなかった。三流高校に入り普通科とは名ばかりの農業コースの教育だけだった。そこで |体力がないのを思い知らされた。数学系は大好きだった。アマチュア無線を始めて無線の道で食べられないかと思って少しずつ勉 強を始めた。電話級アマチュア無線技士を取るのに苦労したがなぁ。ただ普通の人は暗記するが私は一つひとつ理解しないと気が 済まない。一度試験に通ると実力は次を目指す。ここが社員を採用する時の差になる。その後名古屋に行ったが胃潰瘍にやられて なあ。3ヶ月で実質辞めた。でもその3ヶ月で国家試験の勉強方法を会得した。地元に戻って翌年からは訓練校に入り無線の道を改 めて目指した。パチンコ屋にもよく通ったなぁ。何であんなタバコ臭いところに行ったかわからんがなぁ。2年間で第1級無線技術士 (現 第1級陸上無線技術士)の資格を取得した。それで色々とあったが四国電波監理局に入った。それで終わらないのがなぁ。安 楽には暮らさない。その頃は研修制度もしっかりしていたなぁ。今はロクに研修もしないがなぁ。約2年間の研修を受けた。

無論、仕事もしながらなぁ。今キチンと研修しない(職場に余裕がない)から職員が辞めていくんだと思うがなぁ。私が入った時には はとんど辞めた人はいない。1979年4月に高知出張所に行った。ここで強電の勉強もしたしなぁ。第2種電気主任技術者の資格を |取った。悪いが第1級無線技術士よりも難しい。一発で6科目を合格しないといけないからなぁ。本当は第1種電気主任技術者を取り たかった。年間に数人しか通らん試験だなぁ。そのために電気物理も勉強していたなぁ。でも悲しいことに松山に帰らんと行けなく なった。あの悲しさはなぁ。好きな勉強なら夜もロクに寝なくてもやったなぁ。仕事で無線局の検査以外のほとんどの時間を強電の 勉強のためになぁ。好きだから勉強ができる。やはりこういう人を採用しないと会社は傾く。アマチュア無線が好きだったから無線に 興味を持った。先輩の中にはアマチュア無線を嫌う人がいたなぁ。好きこそ物の上手なれだなぁ。私の家の周りは銅線を張り巡らし ている。多分200メートル程度なぁ。巨大なアース線を家の周りに張り巡らせた。高知出張所に行く前後かなぁ。毎日のように鍬で掘しものと考えます。 |り返した。そこにア―ス線を入れて行った。かなり深く掘った。鉄塔も建てたなぁ。26mの自立式の鉄塔。使わなかったがなぁ。 興味が別のものへと移って行ったからなぁ。それが強電であり、パソコンへと移って行った。NECのPC8800の初代機を買ったり、 PC9800とかなぁ。ベッセル関数を使いFM波の解析をしたりなぁ。画面に変調指数を入れると帯域が現れて120dBの範囲がわかる ようになぁ。こんなものを作ったりしたなぁ。ある変調指数から動かなくなった。調べたらこんなとんでもない計算をさせていたのかと 思った。ベッセル関数はとんでもない関数だったなぁ。それを手計算で計算していたんだなぁ。ベッセル関数の本は一冊買ってある が多くは判らんなぁ。鎖を振ってどのような運動をするかなどなぁ。それから東大出の人が課長(川之江郵便局長から来た)が来 た。色々とあったが課員全員に酒を奢らせたりしたなあ。でもあの人は仕事はなかなかなあ。四国情報通信懇談会を作ったなあ。 四国内の企業に手紙を送るために住所を書いたりしてなぁ。あの名前で通産省の四国経済産業局ともめてなぁ。相手は通信は許 すが情報は我々の管轄となぁ。しょうもないことで揉めるんだなぁ。でも今も四国情報通信懇談会が続いているだろう。他の総合通 信局は名前を変更しているはずだ。細かいことを覚えているでしょう。私は新聞の切り取りをして整理してパソコンに入力していた なぁ。いつでも検索して出るようになぁ。あの課長は情報が生命であることには気がつかなかったみたい。今もfacebookに新聞を写 真にして貼り付けて注釈を入れているがなぁ。8Kくらいになると写真にした新聞を簡単に読めるなぁ。実は宿毛の警備会社(確か有 限会社?)の人が来て同軸ケーブルを引くとか言っていたが、私は少し待てと言って小さな記事を見せた。KDDの研究した64kbpsで 画像を送るシステムの記事だなぁ。それからしばらくしたら宿毛にISDNが引かれたみたい。あの会社が使ったのだろうなぁ。これを 知らないとなん億円もかけて同軸ケーブル網を作ることになる。少ない予算で警備が可能になった。これくらい情報は大切なんだ。

頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。 私も課長が国家公務員1種試験(上級甲)を合格しているなら少し受けてみるかと受けたら、英語が全く分からなくても合格するんだ なぁ。2次試験の教養試験の半分は英語だなぁ。それでも合格する力が有るんだなぁ。10分勉強してバカバカしくなりのまま受けて も合格するんだなぁ。大学も出ずに、全く勉強もせずに国家公務員1種試験に合格する凄さではないかと思ってなぁ。成績は120番 中56番だったなぁ。実はその前に受けて1次試験の合格通知がこなかった。引っ越ししてなぁ。後で入った人が持って来てくれた。翌 年に合格した。その程度の知識だから、電波の使い方が変だと気がつくんだなぁ。それを書いたのが1991年6月24日の郵政論文 「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」だなぁ。こんな優秀な人間も民間企業や役所も21歳の時にはなかな かは入れなかった。NTTも私を落とした。この郵政論文はある本省の課長に言って作ってもらった。言いたい事を言わせとなぁ。彼 は1週間かからずに作った。でもあの論文はひどい目にあったという事だなぁ。ひどい目に合わせたつもりはないがなぁ。国民が電 波を使えるようにと書いたまでのことだ。私は発達障害者。好きなことならするが嫌いなことは一切しない。これからの民間企業はこ うした人を探して好きな仕事をさせたらなぁ。私はそう思うがなぁ。確かに役所のルールは長い間に変わっても、そのまま使うから規 制緩和がうまくいかない。それが日本を衰退させている大きな原因だなぁ。電波関係では電波法関係審査基準がガンだなぁ。電波 法は元々アメリカの基準を入れたから公平な部分が多い。でもこの電波法関係審査基準は非常に強い抑制的な部分が多い。民間 会社の人も文句を言わないとなぁ。何で1990年末と比べて半分以下になっていても誰も気がつかない。それはメーカーや無線業者 を襲っているんだからなぁ。中にはうまく携帯電話時代に合わせられた人もいるが多くは失敗していると思うがなぁ。携帯電話事業 者はこれからはそう儲からないが、アプリ等で稼いで欲しい。雑誌を読み放題とかプラットホームやコンテンツ。その上に乗っかる産 業(56ページ)のグラフを見てなぁ。それで複数の端末を持つ場合は安くして欲しい。私はiPhoneよりもiPadをよく使う。 iPadを3台持つと1台目は普通だが、2台目はWi-Fiになるが、両方を一度に使うことは少ない。それで大体同じ料金に少しプラス程 度で使えないかと思ってなぁ。今はWi-Fiモードで一つに書いて、もう一つで調べると早く書けるなぁ。どの道iCloud等を使って統合的 に使うことになるからなぁ。追加料金は1台が500円程度ではどうかなぁ。電話からデータに変わる時代ではないかと思ってなぁ。雑 誌は印刷されないから安くなると思うがなぁ。そうした意味では新聞も次第に印刷するものから電子データへの道を歩むと思うが なぁ。新聞の価値は記者が調べて書くことにある。紙に印刷して配るのはそうした方法しかなかったからだ。紙代や印刷にはお金が かかるし、環境にもよくない。これを電子データにしたら安くもなるし、いろんな場所で配信できる。そうした意味でも価値観が変わる と思ってなぁ。直ぐにとは言わないが次第になぁ。

## 無線業者はどうする。

メーカーが大量に作ったセンサー等をあらゆるところに付ける作業もあるし、おそらくカメラがあらゆるところに付いて、色々な動きを 監視する社会。自分の家や自動車にもカメラがたくさん付いてなぁ。センサーもなぁ。インフラの老朽化で50年以上のものが相当に 増える。13ページのようになぁ。橋、トンネル、河川、下水管、港湾等にセンサーがつけられる。1兆個センサーがなぁ。付けるのも相 当な作業だし保守管理もなあ。これをするのが無線業者の仕事になるとしたらなぁ。仮に今あるMCA無線機をPS- LTEに入れて なぁ。これは最後の仕事かなぁ。2020年頃からはセンサーやカメラを使って遠隔制御だなぁ。人手では難しいが、老朽化したインフ |ラを使えるだけ使ってなぁ。これは税金をそうした分野にはあまり入れなくても構わなくなるし、防犯にも役立つ。至るところにカメラ がつくと人が動く時にはわかるようになる。だから、公共の場所等ではカメラを使い監視をして防犯にも役立てるし、家の周りにもカ |メラが付けられて自分の家を見張ることにもなると思う。今までは人が見たことが決め手だったが、人はいい加減なことが多くて冤 罪も多いと思うが、カメラで映されていたら言い逃れも難しいと思うがなぁ。日本は有罪率が99.98%とかいう国。これは全部の証拠を 検察側が握り、弁護側には与えられない。それに弁護士も国がつけてくれる国選弁護士は非常に安いから本気ではやらん。それ が現れたのでかなりの数で冤罪が入っていると思う。罪を認めたら刑を軽くしてやると検察官もいうし、弁護士にもいわれる。これが 冤罪の温床になっていると思うがなぁ。これも多分何とかしないといけないと思うがなぁ。それとも中国のように人権弁護士を逮捕し て、国民を中国共産党の思うようにさせるかだなぁ。これなら土地の買収は思うがままになるが多分こんなことをしたら、作り過ぎる と思うがなぁ。無論、人権国ではなくなる。でも、判事が一回も無罪を出さない珍しい国だと持ってなぁ。今年20年になる和歌山カ レー事件もカメラがあればわかっていたと思うがなぁ。確かに自供しないとなぁ。無理やり乱暴ことをする。警察も犯人が捕まらんと 非難されるからなぁ。でも、橋とか、トンネルとかに監視カメラが付くとなぁ。嫌な人もいるかもしれんが、私は常に自分の位置がわ かるようにカメラで写真を写している。反抗的な私には何が有るかわからんからなぁ。それでiPadを持っているからなぁ。また、規制 緩和も行われる。例えばタクシー。タクシーは田舎ではバスの代わりになるとかなぁ。滴滴出行(ディディチューシン)やウェーバーが 使えないのでは話にならん。多分、タクシーという業界は大きく変わり、会社ごとに配車をする方式から乗りたい人が全タクシーから 近いタクシーに連絡したら早く着くし、タクシーの台数とかは関係なくなる。相乗りも普通になる。そうした中で仕事をしないとなぁ。運 |転手も自動運転もあり、ある部分要らない車も出て来ると思う。それがICT時代ではないかと思ってなぁ。今のタクシーの運転手は 年金を受け取りながらタクシーの運転手を勤めている人がかなりいる。若い人がする仕事ではなく次第になくなる仕事になるなぁ。 自動運転で自動的に運転できたらなぁ。

確かに年寄りの中には今のタクシーの運転手が居ないといけないという人もあるが、年寄りには人が付かないといけないから丁度 良いかもしれんなぁ。同時に福祉タクシーもあるからなぁ。これ以外にもAIによって奪われる仕事は多いと思うなぁ。案外良いのは 介護職とかなぁ。給料は安いがなぁ。人が長生きしだしたからなぁ。 ④ 国民は電波を使う権利を有している。 電波法はアメリカの制度を入れた法律。本来は非常に民主的。これを曲げていたのは電波法関係審査基準だなぁ。これは1960年 |代に予め決められた用途に分けられた用途でしか使えなかったものを今も使用して、電波の使用を制限していた。すでに私が役所 に入ったときには決められていた。それでポツポツとしか使われてなかった。全世界的な短波の混信をVHF以上の周波数にも入れ て行ったのが間違いの元だが、日本人には電波を使うのは役所くらい的な発想があったのではないかと思ってなぁ。VHF以上の周 波数は見通し外には飛ばない。20mとか30mの高さなら普通は20~30km程度しか飛ばない。アマチュア無線のように高利得のアン テナを使えばもう少し飛ぶがなぁ。その程度しか飛ばない無線に混信混信と言って電波を使うことに有難味をつけて、使わされた。 タクシーが良い例だろうなぁ。高さ20mとかなぁ。今もこの制限値残っていると思う。集中基地局は昭和50年台までのことだなぁ。集 中基地局は2波も使うし、近くしか使わない田舎のタクシーには元々無理だなぁ。高松集中基地局はとても広い混信地域だった。あ れがあるために周りは迷惑した。 それでも何とか私はやり繰りして一波専用にしてきた。 対岸の中国側はようけ周波数を取ってしまったかなあ。電波の有難味をわからすためにそう簡単には1波専用は認めなかったと思うがなぁ。 九州はもっとひどかった。25kHzから12.5kHzに帯域なってもほとんど見直さなかった。集中基地局は少し見直したがなぁ。 タクシー事業者が知らないことを良いことになぁ。 人間正直に生きないとなぁ。タクシーも携帯電話ですればと思ったりするくらいだなぁ。 今ある既設の用途別割り当てをやめて周波数の再編を行う。それでほんの少し国民に分けてくれたら電波には不自由しない。数M Hz程度なあ。簡易無線も要らなくなる。1000チャンネルほど分けてくれたらなぁ。 これをパーソナル無線のように使ってなぁ。よく飛ぶ150MHz帯でなぁ。 すっかり携帯電話の普及で変わったが、それでも災害時には携帯電話が動かなくなることがあるからなぁ。これを防ぐ意味でも

大量に作れば1万円程度でなぁ。この程度で販売されたら、トラックや乗用車につけてもらって2万円程度。

なぜ、不法CBや不法パーソナル無線が広がったのか考えたらわかる事だなぁ。

彼らは法律違反を承知の上だ。どうせ運悪く捕まるとかあんまり考えない。汚い電波(スプリアスが多い電波)とかは知識がない。 通信できたら他の人に迷惑になろうと考えない。その原因は役所がまともな使い勝手の良い無線を用意しなかったからだなぁ。技 術的なことは必要だが後は売りっぱなしにする。

携帯電話があり無理するほどでもあるまいと思ってなぁ。リニアアンプを入れてもほんの少ししか距離は伸びない。5Wの500Wも飛ぶ距離は大きくは変わらない。何十万円もするリニアアンプを入れる価値はない。アマチュア並みに20Wにしてやるとちょうど良いのではないかと思ってなぁ。

携帯電話の部分はかなり書かれているが、470MHz以下はあんまり使われなくなった。ここを考えると470MHz以下の周波数の再編をして、予め空けておく周波数を用意しておき、監視で問題になった使い方をこれにより認められるようにする。今は470MHz以下は周波数に余裕があるからなあ。 ベビーベッドの周波数は今問題になり始めている。あれは子供を寝かしつけてお母さんが他の部屋で仕事をしていて、子供が起きたのが分かるようにするものだろう。不法無線局といっても相手にはあんまりその意識はない。海外から持ち込まれたものだからなあ。 それなら日本でも販売可能になる。そういう日途に用意しておくということだなあ。監視で不法無線局とされたものを合法化するために使う。そのためには日本のメーカーもなあ。多くは多分特定小電力無線局も日本指定を基本的にはやめる。多くはこれで自由に使える。ただし技術適合しないとなあ。この点だけだなあ。数が少ないと技術適合にはお金がかかり製品の値段が高くなる。 その結果、微弱電波と偽って販売される例が多い。そこで昔は100mで15μボルト/mまでは許されていたなあ。規制をあの時に強めた。 そこまで極一部の周波数をそこまで認めて、そこに誘導したらどうかと思ってなあ。おそらく家の中で使うものになるからだなあ。電力線搬送(短波)も家の中で使うものは規制を緩めたからなあ。それとそうしたものを作るメーカーにどうやったら良いかの指導したらなあ。この周波数なら規制が弱い。ただし他の周波数に影響がないようにするために簡単なフィルターを入れるとかかなあ。総務省のホームページで回路図を出してやれば良いなあ。この辺りをやるとそれなりに需要はあるのではないかと思ってなぁ。親切な行政をやってくれと注文をつけてなあ。今までの行政は不親切。そういえばこれから増える介護を入もなあ。これも何とかしないとなあ。	
仕事を辞めたという例が少なくなるなぁ。電波をうまく使うと色んなことが出来そうだなぁ。AIやロボットをうまく使ってなぁ。ロボットにも介護保険が利くと良いなぁ。それも買うのではなく貸してくれる。月に何百円の負担でなぁ。でも事業する人にはその10倍。きっと伸びると思うがなぁ。携帯電話や固定電話の無線化とかだけ思っていたがなぁ。そうした部分もあるなぁ。この辺りのイメージを膨らませると国民のためになりそうだなぁ。 ①行政機関になるかどうか分からんが、世界会議で低軌道衛星を打ち上げて世界中どこでもそこそこの携帯通信ができるように提案したらどうかなぁ。 シリア等の戦争をやっている国も携帯電話や画像か送れると悲惨な状況を全世界に訴えることができる。また、それを担う会社を全世界規模にしてなぁ。世界全体でどこでも能でも使える携帯電話にしたらなぁ。これは中国への逆襲になるかもしれん。話ができる国だけ(先進国ブラス α 程度で充分)やって、認めない国は電波を止める手もあるしなぁ。 多分これをやればテレデジィックのMicrosoftも入るのではないかと思ってなぁ。日本も打ち上げ事業には参入できると思うがなぁ。衛星の数が多いからなぁ。中国が入りたかったら自分の国も使えるようにすることだなぁ。	
【個人】	

「放送事業者]   「ないます。また、「割当事法の対象を、①同一の無縁システムの中では一の布が占有する周波数であること、②新たる周波数   「頂いた御意見は、報告書(楽)に対する賛同意見として承ります。また、「既存の書書項目とのパランスを考慮して、起済診り価値に称ることを要望します。	23	日本テレビ放送網(株)	全体		続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額が拡大されることについては反対をします。 利用者の二一ズを適正に把握し、Society 5.0に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな使途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点からの検討を要望します。電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当られている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。 放送用帯域以外のオークションの議論全般に際しても、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業論で語ることのないよう、慎重な検討を重ねて要望します。	・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 ・電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見値しを行っています。制度の見値しにあたっては免許人に過度な
# 総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広区国民の意見等を踏まてて策定するとが適当であると考えます。  **総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その適当であると考えます。  **の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定が重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」  **の本子レビ放送 網(株)  **の検討    2. 公共用周波数の有効利用方策	24		向けた電波有効利		経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。	経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当 てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められる
【件·六二年 ★ ★ 】	25		向けた電波有効利		電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定が重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」 も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝要です。また、中立・ 公正な機関の助言等を踏まえるとされていますが、この機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。 調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。	理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 ・報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討に当たっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更の内容については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えています。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと考えます。

26	日本テレビ放送 網(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。 「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。	技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。
27	日本テレビ放送 網(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、地上放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取られますので、地上放送事業者の費用負担増につながることがないよう要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。 携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、版格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。	帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP パンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひつ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz 起3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)にないて、「VHF 帯以下の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。 激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 特性係数に関して、携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと新たに適用することが適当としたものです。また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【放送事業者】	
28	日本テレビ放送 網(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからでは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(条)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
	<u> </u>				【放送事業者】	
29	(株)デンソー	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(1) ワイヤレス電力 伝送に係る制度整 備	報告書の内容に賛同いたします。ワイヤレス電力伝送は、新たな電波利用市場の創出が期待できる有力な技術であり、弊社は、その制度化等の推進に強く期待いたします。 報告書にある空間伝送型ワイヤレス電力伝送については、車載センサ給電(エンジンルーム内)への適用が可能な制度整備を期 待しております。 また、近接結合型ワイヤレス電力伝送については、新たな市場として FA(ファクトリーオートメーション)への拡大が見込まれていま す。FAにおいては、普及促進のための個別の設置許可が不要となる制度整備も重要となると考えています。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
30		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保		頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

	I		I	I	【その他】	1
# 中京・レビ放送	31	全体			国民の共有財産である電波を有効利用していく、また昨今の技術革新を踏まえ新たな利用の方策について検討を進めていく、という方向性については賛同いたします。しかし、電波の有効利用に対し過度な経済的価値を導入することについては不適切であると考えます。特に電波の放送利用にあたっては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味合いからも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。電波の利用に当たっては、産業的価値とは別に、その公共性、社会的意義を十分に加味した総合的な判断をすべきであると考えます。	
### 252 2000年代に	32	向けた電波有効利	の目直し	等を円滑に行うため	周波数帯の活用については、カバー率やトラフィック状況などの利用状況のみならず、その公共的役割や社会的重要性などの利用内容についても十分に加味すべきだと考えます。本報告書案の「電波の利用状況調査の見直し」の項にもあるように、国民生活に与える社会的影響や、国民の安全を守るためのライフラインとしての役割など、社会的重要性を踏まえた総合評価にて判断いただきたく要望いたします。	報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応をとるべきと考
24	33	向けた電波有効利		本的見直し	ます。国民の共有財産である電波には、経済的価値では測れない役割が多分にあります。私ども民間放送局は、災害時において は国民の生命や財産を守るためのライフラインを担う公共的な役割を持っています。価格競争により、真に国民に利する電波の有 効利用が阻害されることを懸念いたします。 またその意味合いにおいて、継続検討となっているオークション制度については、価格競争を煽る可能性が高い方式であることか ら、その導入については反対いたします。	た要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新
場合学型の中代に	34	向けた電波有効利			周波数の共有は電波の有効利用の観点から支持いたします。しかしながら、地上デジタル放送用の周波数帯域においては、ホワイトスペースを利用した周波数の有効利用が既に実施されており、これ以上の周波数の共用は、公共性の高い放送サービスを安定的に提供する事が困難になる可能性が懸念されます。	ものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無 線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無 線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実 運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま
# 第3章 2020年代に (株) 中京テレビ放送 (京 電波利用料制度 (京) 電波利用料の信途が追加される高電は環料にますが、新しいサービスへの放査は原制的 (元 電波利用料の定途が負担ですることを懸念いたします。歳入、歳出の規模は 一二 人の拡大を踏まえつつ。新たに実施する事業の必要性や効果を利益 したとて、検討することが適当と考えます。 「本 の	35	向けた電波有効利		況調査の見直し	「総合評価の必要性」について、これを支持します。無線システムは、その利用用途において社会的重要性を評価する必要があると考えます。放送局で利用される無線設備は、国民の知る権利に答える報道、教育、教養番組の放送、また災害時には被害を抑え、一次被害を軽減するライフラインとしての役割を持ちます。民間企業でありながら、時に経済活動よりも公共的役割を重視した放送を行います。周波数の経済的価値、利用状況のみならず、その社会的重要性も踏まえた総合評価は、国民の共有財産である電波を活用する上で、不可欠な要素であると考えます。 また総合評価に関しては、その評価の方法を明らかにし、公平性・透明性を担保した運用となることを要望いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管 理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評 価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適
中京テレビ放送   第3章 2020年代に	36	向けた電波有効利			電波利用ニーズの変遷に伴い、新たな電波利用料の使途が追加される意義は理解しますが、新しいサービスへの投資は原則的には該当事業者が負担すべきであり、いたずらに電波利用料の歳出規模が増加することを懸念いたします。歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、適正に検討されるべきであると考えます。	ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精
### 18 中京テレビ放送 第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討 第3章 2020年代に 内けた電波有効利 田京テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利 田京テレビ放送 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田京テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利 田京テレビ放送 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田京テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利 田京テレビ放送 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田京テレビ放送 (株) 田京テレビ放送 (株) 田京テレビ放送 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 はからも、国民に有益なサービスがVーHigh帯域において迅速に開始される事を希望いたします。 田京テレビ放送 日京 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 はからも、国民に有益なサービスがVーHigh帯域において迅速に開始される事を希望いたします。 田京テレビ放送 田京デレビ放送 日京 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 はからも、国民に有益なサービスがVーHigh帯域において迅速に開始される事を希望いたします。 田文学の人登録 日京 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 は中文学 (本) 日京 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 は中文学 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 は中文学 (本) 日京 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 は中文学 (本) 日京 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 田窓 は中文学 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 日本 (4) 提案を踏まえた また 田文学 (4) 提案を踏まえた また 電波有効利 日本 (4) 提案を踏まえた また 日本 (4) 提案を踏まえた また 日本 (4) 提案を踏まえた また 日本 (4) 担保を	37	向けた電波有効利		担の適正化	電波利用料に対し、経済的価値を導入しなかったことについては、これを支持します。電波利用料は全ての無線局の共益費としての制度本来の在り方に徹すべきであると考えます。 また今回、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である」と明記されたことに賛同いたします。 左記の判断を鑑み、携帯電話事業者に対する制度変更などにより、放送を含む携帯電話以外の他事業者の電波利用料が増額されることがないよう要望いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
38					【放送事業者】	
39 中京テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に 4. 技術の進展を踏 (4) 提案を踏まえた V-High帯域は、過去には地上アナログ放送で利用されていた周波数帯域であり、貴重な周波数資源です。電波の有効利用の観点からも、国民に有益なサービスがV-High帯域において迅速に開始される事を希望いたします。 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 はからも、国民に有益なサービスがV-High帯域において迅速に開始される事を希望いたします。	38	向けた電波有効利				了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局、登録局を含む。)から電液利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした
39 中泉テレビ放送 向けた電波有効利 まえた電波有効利 はまえた電波有効利 はまるとの検討 田方等の検討 田子の検討 田子の根子の根子の根子の根子の根子の根子の根子の根子の根子の根子の根子の根子の根子					【放送事業者】	
	39	向けた電波有効利	まえた電波有効利	V-High 帯域の用途		頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
		 用万策の検討	用万策	决定	【放送事業者】	1

40		第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(4) ワイヤレス電力 伝送システム	放送、通信に続く新たな電波利用アプリケーションであるワイヤレス電力伝送(WPT)の将来性を見通し、肯定的に捉えた報告内容に賛同します。 2030年には、既に述べられている自動車への給電や家電等でのWPT利用に加えて、工場や物流倉庫内の無人搬送車(AGV)等でのWPT利用も進むものと予想します。 2040年には、既に述べられている高速道路での自動車への走行中給電のみならず、工場・倉庫・空港・港湾などでの作業車への走行中給電の実現も期待できると考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
41	豊橋技術科学大学未来ビークルシティリサーチセンター	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(1) ワイヤレス電力 伝送に係る制度整 備	空間伝送型ワイヤレス電力伝送での制度設計や干渉の問題等についての議論の必要性や近接結合型ワイヤレス電力伝送での型式指定拡大に関する報告内容に賛同します。 ワイヤレス電力伝送では受信側の負荷状況や整合状態により漏えい電波のレベルが変化する場合があるなど、これまでの無線局 や高周波利用設備とは異なる特性を有する場合が考えられることから、報告書の、新たな機器の出現に合わせて従来の仕組みの 見直しを検討することが適当との考えに賛同します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
42	鳥取県倉吉市	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	中山間地域等周辺部の不採算地区では民間電気通信事業者による整備がなされておらず、同一市町村内において、情報通信格差が生じているところもある。また、情報通信格差解消のために市町村が整備した地域公共ネットワークについても大規模更新の時期を迎えており、HFC方式での既設設備の更新、あるいは情報通信網の強靭化のためにFTTH方式での整備を進める必要がある。そこで、地方公共団体が整備する情報通信網の強靭化(HFC方式からFTTH方式)等に係る補助対象経費の拡充、整備期間が複数年度に跨る事業計画の承認等、地域の実情に応じた財政支援措置及び運用の柔軟化をお願いしたい。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
43	(株)テレビ金沢	全体			電波の有効利用のため、周波数の返上や移行について、具体的に検討を進めることには賛成です。ただし、経済的な価値を過度に重視した議論にならないよう強く要望します。また、返上や移行に関わる場合、既存事業者の自主性に委ねることを重ねて要望します。 国民共有の財産である電波をSociety5.0の実現に向けて有効に利用することが必要と言う考えに異論はありません。一方で、電波利用料が「公平に利用料を負担するという共益費的な概念」という考えであれば、その使い方は電波利用のために必要最低限に留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とすべきでないと考えます。さらに、国民のニーズを適正に把握し、Society5.0の導入時期を慎重に検討すべきと考えます。 放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまでも「少なくとも3年ごとという原則を維持」するよう要望しています。今回の議論により、短期間での制度変更や料額の変更がなされないように、あらためて要望します。電波の有効利用を検討する際、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという点が重要と考えます。また、電波の公共性という点から、必要以上に経済的価値を反映させようと総額拡大ありきで論じるべきではありません。さらに電波の放送利用については、災害時の報道機関としての使命を果たすという点からも経済的な価値を優先的に持ち込むべきではなく、放送用に割り当てられている帯域に価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。自然災害、また、国防上の点から、国民の生命や財産に影響を及ぼすことがないよう、安易な官民共用も避けるべきと考えます。継続検討となっているオークション制度について、放送用の帯域を再編してオークションのために空き帯域を作るとなると、混信など国民、県民に負担を強いることになりるため、放送用の帯域での導入を強く反対します。放送用帯域以外のオークション制度についても、国民の共有財産であることを踏まえ、慎重に検討することを要望します。	・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 ・オークション制度については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
44	(株)テレビ金沢	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、新たな周波数が割り当てられる場合に限定したことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が、過度に重くならないようにすることが必要である」という点は、確実に実施されることを要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当 てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められる ことが適当であると考えます。
45	(株)テレビ金沢	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。 【放送事業者】	報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。
46	(株)テレビ金沢	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	ホワイトスペースの利用拡大について、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が起きないよう、強く要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
47	(株)テレビ金沢	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」と記されています。「相応の規模」という表記でなく、歳出は必要最小限の規模に抑制すべきで、免許人への過度な負担は避けるよう強く要望します。  【放送事業者】	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	7政策検討の際の参考とされる
第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討  「急直し  「一社)日本民間 放送連盟  「一社)日本民間 放送連盟  「一者、日本民間 が送連盟  「一者、日本民間 が送連盟  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 の見直し  「一者、日本民間 であると考えます。 でお、報告書(案)p.85に記載のとおり、J を利用する 及予測や利用形態を適切に反映したうえで、関係事業者の意見を十分に聴取して、精緻な技術検討を行う必要があると考えます。 運用に影響のない範囲で、これを進め す。 「これを進め」  「その他」」  「名の他」」  「名の他」  「名の他」」  「名の他」」  「名の他」  「名の他」」  「名の他」」  「名の他」」  「名の他」  「名の他」」  「名の他」  「名の	司波数共用については、既存無 無線システムが、それぞれの無 会的役割等を踏まえた上で、実
● 災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは、民放 造などの主張に沿ったものであり適切と考えます。放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射しているわけではありません 地などの主張に沿ったものであり適切と考えます。放送事業 用無線のFPUなどは、常時、電波を発射しているわけではありません 地などの主張に沿ったものであり適切と考えます。 はなどの主張に沿った。いつでも妨害を受け、日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受け、 日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受け、 国取組状況」及び「社会的重要性」を加速であると考えます。 地であると考えます。 といると考えます。 という緊急時の備えとしての役割にも 当であると考えます。 ・報告書案の方針を踏まえ、いざという緊急時の備えとしての役割にも 当であると考えます。 ・報告書案)において、利用状況調査の 月担とならないよう一会としており、重点調査を実施する場合、無線局免許人の負担増になる、との指摘は極めて重要です。調 「本に表費いた説」に不過度の負担とならないよう一会としており、重点調査を実施する場合に対して過度の負担とならないよう一会としており、重点調査を実施する場合に対して過度の負担とならないよう一会としており、重点調査を実施する場合に対して過度の負担とならないよう要望します。 からないよう配達することが必要である場合に対して過度の負担とならないよう要望します。 放送日および放送事業者はFPUやSTL/TTL、業務用連絡無線などの放送 からないよう配達することが必要できる限り有効利用しています。放送用および放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。 は別しただき、御協力いただきたいと考えます。 は別しただき、御協力いただきたいと考えます。 は別しただき、他協力いただきたいと考えます。 は別しただき、他協力いただきたいと考えます。 は別しただき、他協力いただきたいと考えます。 などにており、変異の意力などしており、重点調査を実施する場合にないまうなとも、表現しています。放送用および放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。 は別しただき、他協力いただきたいと考えます。 などにて関波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。 は別してに対して過度を関するとの、対しています。 放送用ない放送事業用の帯域にそれぞれの目的や形態 は別しています。 放送事業におってといては、評価が表記を定義しています。 ※ 200 に対して過度などの表記を表現しています。 ※ 200 に対して過度などの表記を表現しています。 ※ 200 に対して過度などのなどのよりに対しています。 ※ 200 に対しています。 ※ 200 に対してはないでは、 200 に対しています。 ※ 200 に対してはないでは、 200 に対しています。 200 に対してはないでは、 200 に対しています。 200 に対してはないでは、 200 に対しています。 200 に対してはないでは、 200 に対しています。 200 に対していませるに対しています。 200 に対していまりに対しています。 200 に対しています。 200	表評価を行うものであり、その評等を踏まえて策定することが適見直しの検討にあたっては免許定の配慮をすることが必要であこも、可能な限り免許人に負担がると考えますが、重点調査であるとの調査であるとの主旨を御理解でる御意見については、総務省に
54 (一社)日本民間 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に の見直し (2)電波利用料の 使途の見直し (2)電波利用料の 使途の見直し (2)電波利用料の 使途の見直し (2)電波利用料の 使途の見直し (3. 電波利用料の 使途の見直し (2)電波利用料の 使途の見直し (2)電波利用料の 使途の見直し (3. 電波利用料の 使途の見直し (4. 非常災害時にはライフラインとして国民の生命財産を守るという、極めて重い公共的役割を担っています。今般の技術試験によって現行の地上基幹放送の高度化を実現することは、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・規聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・規聴者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・規能者の利益に適うものと考えます。 (4. 国民・規能者の利益・国民・規能者の利益・国民・規能者の利益・国民・規能者の利益・国民・規能者の利益・国民・関係を関する。 (4. 国民・規能者の利益・国民・国民・国民・国民・国民・国民・国民・国民・国民・国民・国民・国民・国民・	『同意見として承ります。
55 (一社)日本民間 前3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し (2) 電波利用料の 使途の見直し (2) 電波利用料の 使途の見直し (2) 電波利用料の できる地上基幹放送局の耐災害性をさらに強化する取り組みは、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 [頂いた御意見は、報告書(案)に対する費	を同意見として承ります。
● 「全体の歳出規模は相応の規模になる」として歳出規模の拡大の方向性がうかがえます。IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業の必要性は一定理解しますが、電波利用共益事務として真に相応しいかどうか、提言にあるとおり、新たな事業の必要性は一定理解しますが、電波利用共益事務として真に相応しいかどうか、提言にあるとおり、新たな事業の必要性や効果を十分に精査し、むやみに使途が拡大しないようにすべきです。行政は電波利用共善事務として実施する事業のさらなる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう強く要望します。の見直し 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 の見直し の見直し の見が表されたことは適切を使途の見直し の見が表されたことは適切を使途の見直し の見が表されたことは、変数 の見がない の見が表しての性格などから、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると明記されたことは適切を表えます。電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入起過になっている。対した御において対しません。電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入起過になっている。対しの電波利用料の繰り越しについて対ったの関係については、これを設定したり、他用途に流用したりすることがあってはなりません。電波利用料を財源とする新規事業が複数必要とされる状況にあっては、なおさらです。歳出規模の抑制を前提としたうえで、余利の電波利用料を関係の電波共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設の検討をあらためて要望します。	す。 意見は、報告書(案)に対する賛 03条の3第2項において前年度 混定されています。頂いた御意見
57 (一社)日本民間	益者である無線局の免許人等に
58 (一社)日本民間	『同意見として承ります。
【その他】	

59	(一社)日本民間 放送連盟	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべき"と述べています。 ● 今回、携帯電話基地局の人口カバー率が99.9%に達していることや、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、あらためて有効利用のための計画を作成して審査する仕組みを導入することで、2件目の特性係数「ウ:国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」を新たに適用する方向性が示されました。通信の内容に責任を負わない携帯電話に「ウ」「エ」の2件の特	特性係数「工」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する起旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。
					【その他】	
					● 放送に関しては次期料額算定期間において特性係数の適用を変更する特段の事情の変化がなく、現状を維持するとの方針が	
60	(一社)日本民間 放送連盟	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3) 電波利用料負 担の適正化	<ul> <li></li></ul>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
61	(一社)日本民間 放送連盟	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	● 本来的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきである、との指摘は重要と考えます。IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業が必要との前提に立てば、電波利用料制度を支える無線局利用者の裾野を広げ、公平負担の徹底を図ることが欠かせません。IoT機器の普及によって電波需要が格段に高まることを考えれば、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りせず、関係事業者の意見を聞きながら、広く国民の理解を得られる方策を早急に検討する必要があると考えます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【その他】	
62	日本海テレビジョン放送(株)	全体			電波利用料がいわゆる共益費であるという前提に立てば、その使途は、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであると考えます。単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではありません。電波利用料制度は、受益者負担の原則に基づき、1983年の制度導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者など関係事業者との議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。したがって、制度をめぐる議論は、この25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額の抑制を要望します。一方で、歳入と歳出のパランスは、極めて不り衡であり、まずは、歳入と歳出を限りなく一致に近づく努力をすべきで、そうした点が改善されないまま、総額が拡大されることについては反対します。電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは極めて不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、ローカル局として地域情報発信という役割とともに、緊急災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも、経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当られている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には強く反対します。また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。放送用帯域以外のオークションの議論全般についても、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業論で語ることのないよう、慎重な検討を重ねて要望します。また公共用の電波の官民共用についても、自然災害が多く、国防上の観点からも周辺国の情勢が常に不安定である以上、単に世界的な潮流に従う形で国民の生命や財産に影響を及ぼすような安易な官民共用は避けるべきと考えます。	・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電流とが直接を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。
					【放送事業者】	

		日本海テレビジョ ン放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し		電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
F						ROWNING 2 PRO SE	
		日本海テレビジョ ン放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	継続を強く要望します。	激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
						【放送事業者】	
		(一社)日本新聞 協会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し		日本新聞協会メディア開発委員会は、総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書案について以下の意見を表明する。本懇談会が電波利用の将来像について、日本が2030年代に急速な人口減少と高齢化に直面することを踏まえ、社会の持続可能性を向上させつつ、経済成長のエンジンの役割を担うべきだとする意見集約を行ったことは適切である。5Gやそれに続くシステムの開発と活用により、より安全で利便性の高い社会環境を創出しなければならない。当委員会は本年2月、本懇談会に対し「電波の経済的価値を過度」に重視した割り当て手法を採れば、憲法が保障し、放送や通信を通じて国民が享受している『国民の知る権利』に影響が出る懸念がある」と意見を表明した。報告書案は割り当て手法について「経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにする」と明記したうえで、国民・視聴者の負担増につながりかねない電波オークションと二次取引の導入を事実上見送った。これは本懇談会で放送・通信事業者および有識者が表明した懸念を正しく反映した判断でもあり、妥当である。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
H						  他方、報告書案にはいくつかの懸念もある。たとえば放送事業者に割り当てられた周波数帯について、他事業者との共用を前提に	
	66	(一任)日本新聞	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	使途の見直し	使用状況の検証を行うとしている点だ。放送事業者の多くは放送用帯域とは別に事業用無線(FPU)を使用しているが、FPUは地震や大雨などの緊急時に取材先と放送局をつなぐ命綱であり、平時の使用頻度をもって有効利用されているか否かを判断することは適当ではない。有効利用度の測定にあたっては、数値だけでなく、幅広い観点から国民・視聴者の利益にかなうか否かを基準とするべきだ。報告書案は電波利用料について、これまで放送のみに適用されていた減免措置「電波利用の普及にかかわる責務等にかかわる情性係数(1/2)」を携帯電話にも適用することとした。実現すれば放送事業者の納付額は増える可能性がある。総務省は、放送法の趣旨である「多元性・多様性・地域性」を踏まえ、事業者の規模に配慮することが必要だ。他方報告書案は、将来的な電波利用料の総額について「相応の規模となる」との表現にとどめた。総務省は、電波利用料の使途を電波の有効利用に資する範囲に、より限定し、野放図な規模拡大を避けるべきだ。総務省は、電波利用料の使途を電波の有効利用に資する範囲に、より限定し、野放図な規模拡大を避けるべきだ。総務省が電波の経済的価値を適度に重視した政策に転換すれば、電波の有効利用を追求してきた本懇談会の本旨にもとる結果を招来するおそれもある。総務省には報告書案が内包する問題点を慎重に検証したうえで、具体的な制度設計を進めることを要果を招来するおそれもある。総務省には報告書案が内包する問題点を慎重に検証したうえで、具体的な制度設計を進めることを要	価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加えた総合評価を行うこととなっており、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。また、電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する必要があると考えます。

	1	1		1		
67	青森放送(株)	全体			に伴い、900億円規模にまで拡大したものの、後年度負担が終了したことを受けて直近では約600億円の水準に戻る、という経緯を辿ってきました。電波利用制度をめぐる議論はあくまでもこの25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らし合わせて総額を抑制することを要望します。 一方では、歳入と歳出のパランスは、平成28年度で歳入が歳出を約144億円上回るなど、不均衡が続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額を拡大することについては反対をします。 利用者のニーズを適正に把握し、Society 5.0に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな使途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点からの検討を要望します。電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション対象の空き帯域を作るとなるを、混合などのないよう、慎重な検討を置いてき、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業論で語ることのないよう、慎重な検討を重ねて要望します。今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防とのは、対域であるとと、第10の表情が表しまが表しまた。といるように対しても、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業を及るように表しまります。	・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考え
68	青森放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	【放送事業者】 経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのパランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。
69	青森放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2) 電波の利用状 況調査の見直し	電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定が重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」 も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝要です。また、中立・ 公正な機関の助言等を踏まえるとされていますが、この機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。 調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。	・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、すでに利用状況調査の評価に関しては、電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 ・報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更の内容については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。
70	青森放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】 ※4-1電波資源拡大のための研究開発、周波数ひつ迫対策のための技術試験事務 オ放送用周波数を有効活用する技術方策に関する技術試験事務 について  新たな放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、長い期間を要します。これらを解決するためには、地道に調査・研究開発を進めていく必要があり、電波利用料を使った技術試験事務による継続的な実施とその成果を期待します。またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	務省において検討か行われるものと考えます。 技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意 見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政 策検討の際の参考とされるものと考えます。

					【放送事業者】	
71	青森放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。 免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。 【放送事業者】	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
					【从处于木竹】	
72	青森放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、地上放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取れます。地上放送事業者の費用負担増につながることがないよう要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和処置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。	帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP バンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を10「470MHz以下」、②「3.6GHz以下」、③「3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF 帯以下の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
73	青森放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「つ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【放送事業者】	
74	青森放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからでは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	
75	(株)テレビユー山形			(3)割当手法の抜 本的見直し	基幹放送局に関しては、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の目標と周波数を定めており、これは、国民・視聴者の利益にかなう制度であると考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割当で競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割り当て手法の対象とすべきではないと考えます。 経済的価値を踏まえた割当手法の対象となる無線局の条件を、上記①および②を満たすことのみとするならば、ほとんどの無線局が同手法の対象となることが想定されます。当初は、電気通信業務用の移動通信システムから、制度整備が行われるとしても、政府が、将来的に「電波利用の振興のための事務(報告書80ページ)」に充てる費用としてその確保を継続的に行おうとの意思で、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とする範囲が広がっていく懸念があります。今後の制度整備にあたっては、同手法の対象とする無線局について、目的や種類を限定し、範囲が拡大していくといった懸念が生じない制度とするべきであると考えます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
					【放送事業者】	

(株)テレビユー山 形	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し		オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
(株)ケレビユー山	向けた電波有効利	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	地上デジタルテレビ放送用周波数の更なる共用については、我が国の地上デジタルテレビ放送用周波数が極めて稠密に利用されていることや、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに留意すべきです。 「高度な周波数共用のための検証を行い、順次共用を進めていくことが適当」としていますが、検証にあたっては、既存の無線システムの重要性を踏まえ、関係者の意見を十分に聴取し、精緻な技術検討を行うことが必要であり、慎重に行うべきと考えます。 地上デジタルテレビ放送は、災害時を含め、国民・視聴者の安心・安全を守るライフラインとしての重要な役割を担っており、近年の我が国の災害の発生状況等を考えると、その役割は、今後も高まっていくことが想定されるだけに、現状以上の共用の促進については、慎重であるべきと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ものと考えます。なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
(株)ケレビユー山	向けた電波有効利		(2)電波の利用状 況調査の見直し	災害時や障害時の対策状況及び無線システムの社会的重要性について、電波の有効利用の利用度合とは別に評価することが適当とする考え方は適切です。放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせないものであり、非常災害時にはフルに使用するため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。こうした緊急時の備えとしての役割なども念頭に置き、「国民生活等に重大な影響を及ぼす可能性を評価する「社会的重要性」も踏まえた総合評価」の基準を策定することを要望します。 放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者は、FPUやSTL/TTL業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて一体的に運用しています。放送用及び放送事業用の帯域は、それぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、また、国民・視聴者のライフラインとしての「社会的重要性」を考慮した場合、縮減等の対象には当たらないと考えます。	・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・放送用及び放送事業用の帯域に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の参考とされるものと考えます。
(株)ケレビユー山	向けた電波有効利		(2)電波利用料の 使途の見直し	オ 放送用周波数を有効活用する技術方策に関する技術試験 放送用周波数の更なる有効活用を実現するため、新たな放送サービスの実現に 資する技術的検討・調査や、地上テレビジョン放 送用周波数のより一層の有効利 用を図る技術方策に関する検討等を実施する。 地上テレビジョン放送用周波数のより一層の有効利 用を図る技術方策に関する検討等を行い、地上デジタルテレビジョン放送の	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
(株)ケレビユー山	向けた電波有効利		(2)電波利用料の 使途の見直し	7-1 地域における電波の有効利用に資する ICT 基盤の整備支援 ・大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備 の耐災害性強化の支援 国民・視聴者のライフラインである地上基幹放送の設備の耐災害性強化支援の取り組みは、国民・視聴者の利益にかなうものと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
(体)ケレニユー山	向けた電波有効利		(2) 電波利用料の 使途の見直し	電波利用料の共益費用としての性格などから、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があるとの考え方は適切です。電波 利用料制度の導入以来、歳入が歳出を上回る年度が多く、これまでにかなりの歳入が累積されているのではないかと思われます。 電波利用料による業務については、その要否を精査し、効率化を図り、歳出の総額抑制を前提としたうえで、歳入との一致を進め るべきと考えます。 歳入と歳出の一致の必要性を示したうえで、報告書(案)では、今後の歳出について、「一定程度の増加が見込まれる」との考えを示 し、さらに、新規の課題に対応するための事業の提案の実施の可能性を示唆し、「全体の歳出規模は相応の規模となる見込みで	ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精
_					
(株)ケレビユー山	向けた電波有効利		(3)電波利用料負担の適正化		電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として 行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に 分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。
	(株)テレビュー山 (株)テレビュー山 (株)テレビュー山 (株)テレビュー山 山 (株)テレビュー山	(株)テレビュー山 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 第10 章 2020年代が形 第10 章 2020年代が利用方策の検討 第10 章 2020年代列利用方策の検討 第10 章 2020年代列利用方策の検討 第10 章 2020年代列利用方策の検討 第10 章 2020年代列利用方策の検討	(株)テレビュー山 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 2. 公共用周波数の見直し 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 2. 公共用周波数の有効利用方策の検討 3. 電波利用料制度 第3章 2020年代に利用方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し 第3章 2020年代に利用方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し 第3章 2020年代に利用方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し 第3章 2020年代に形形 第3章 2020年代に同けた電波有効利用方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し 第3章 2020年代に利用方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し 第3章 2020年代に利力方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し 第3章 2020年代に利力方策の検討 3. 電波利用料制度	(株)テレビュー山 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 1. 周波数割当制度 (6) 共用を前提とした割当て (株)テレビュー山 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 2. 公共用周波数の (2) 電波の利用状況調査の見直し 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 3. 電波利用料制度 (2) 電波利用料の 使途の見直し (株)テレビュー山 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 3. 電波利用料制度 (2) 電波利用料の 使途の見直し 3. 電波利用料制度 (2) 電波利用料の 使途の見直し (4) テレビュー山 第3章 2020年代に の見直し 3. 電波利用料制度 (2) 電波利用料の 使途の見直し (4) 電波利用料の (4) 電波利用料の (4) 電波利用料の (4) 電波利用対象 (3) 電波利用料の (4) 電波利用料制度 (3) 電波利用料り (3) 電波利用料負 (3) 電波利用料負 (3) 電波利用料負 (3) 電波利用料負 (3) 電波利用料負	(株)テレビュー山 第3章 2000年代に 向けた電車者助刊 用力策の機計 の見重し (2) 電波利用料制度 (2) 電波利用料制度 (3) 電波利用料制度 (4) でいることの上海を持ち、10 では、現在の最近というない。 (4) では、現在の最近を記す、現在の最近というない。 (4) では、現在の最近というない。 (4) では、現在の最近について、現在の最近というない。 (4) では、現在の最近というない。 (4) では、現在の最近というない。 (4) では、現在の最近というない。 (4) では、現在の最近というない。 (4) では、現在のまたが、 (4) では、またが、 (4) では、 (4) では

1					【放送事業者】	
83	(株)テレビユー山 形	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	電波利用料の見直しのたびに料額が増加するのは、従来の激変緩和措置を適用されたとしても経営上の負担となりかねません。 放送用周波数帯域の利用価値や逼迫度に大きな変化がないことを踏まえて負担の軽減をはかっていただくことを望みます。 また、今回の報告書では、利用料負担の増加にあたっての「激変緩和措置」に関する言及がありませんが、「激変緩和措置」は、維持していただくことを希望します。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
84	(株)テレビユー山形	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	放送について、次期料額算定期間においても、現行の特性係数を維持することが適当との考え方が示されたことは妥当と考えます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
85	(株)テレビ熊本	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	本報告書の第3章-2-(2)において、電波の利用状況を評価する際に「社会的重要性」も評価する必要があるとされています。希少な電波資源を新たに割り当てる場合に、経済的価値だけを判断基準とすることは、将来高い収益が見込まれるサービスを行う無線局が優先され、公共性が高いものの収益性の低い無線局が後先さることになります。特に、基幹放送局およびその番組制作に欠かせない放送事業用無線局については非常災害時等における情報ライフラインとして国民生活に欠かせないものであり、経済的価値だけを踏まえた割り当て制度の対象とすべきではないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
86	(株)テレビ熊本	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	はなじまず、不適切な事業者の参入や、費用回収のための設備投資抑制、番組内容の質の低下によって国民生活に大きな影響	オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
87	(株)テレビ熊本	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	今後さらに周波数が逼迫し、周波数共用が重要になることは理解できます。 原案にある「社会的役割を踏まえた上で」という点は適切だと思いますが、「実運用に影響のない範囲で一定の干渉を許容し合う」 という部分については、実運用への影響の有無の判断が難しく、特に地上デジタル放送は混信を受けるとデジタル特有のクリフェ フェクトによる映像・音声の断が発生するほか、各中継局では混信対策を行う機器を導入して放送を行っているため、これ以上の混 信を悪ければ対策の発性とエリアを扱い続け、ストルに、機両を決議し、給試が必要です。	運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま
88	(株)テレビ熊本	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	地震や水害など、非常事態の発生もしくはそれらの発生が想定される際、国民を守るための情報ライフラインとして、基幹放送局お 上パネカレー体となって使用される放送業務用無線局の社会的重要性はきわめて高いものです。 電波の利用状深調査において	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
89	(株)テレビ熊本	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	(P.146) 「暮らしを支える労働カ不足」、「地域経済の縮小」、「災害の頻発」などの地域が抱える課題を解決し、地域活性化を実現するためには、IoT、Wi-Fiといった無線システムの高度な利活用や災害時における確実な情報伝達を可能とする無線システムの耐災害性の向上が求められている。 地域における平時・災害時の周波数の有効利用を推進するため、以下の施策を実施する。  ✓ 高速・大容量無線局の前提となる伝送路の整備が進まない条件不利地域等において、拠点的地点までの事業者等による伝送路整備の支援 ✓ 大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援  少子高齢化が進む我が国において、特に地方においてそのスピードが早くなっています。原案で述べられた「労働カ不足」「地域経済の縮小」「災害の頻発」は、とりわけ地方にとって大きな課題です。そのような状況下、原案にある二つの施策は、特に地方にとって歓迎すべきものと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
90	(株)テレビ熊本	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	【放送事業者】 放送の特性係数について、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当との方針が示されたのは極めて妥当と考えます。 ただ、特性係数が維持されても、他の制度変更によって放送事業者の負担額が増加すれば、制度本来の目的が達成されないことから、放送事業者の負担額が極端に増額とならないよう、強く要望します。そのために、電波利用料の増加率を一定の範囲に抑えるような激変緩和措置を制度的に設けることが必要と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

91	(公社)自動車技 術会 ワイヤレス 給電システム技 術部門委員会	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(4) ワイヤレス電力 伝送システム	2030年ないし2040年頃までの意欲的な実現イメージを示しておられ、大いに賛同するものであります。実現イメージ、想定される技術例、ワイヤレス電力伝送における課題を示していただきました。この点、2015年(平成27年)5月に内閣府SIPの「次世代パワーエレクトロニクス」(大森PD.堀サプPD)の中に設置された「道路交通への適用検討ワーキンググループ」において、三菱総合研究所を事務局とし、当技術部門委員会の委員も協力して策定した「2030年道路交通へのプワエレ適用ロードマップ(案)」では乗用車ないし公共車両につき走行中給電を含む非接触給電の将来の姿につき2050年頃までのタイムスパンで社会情勢、ビジネスモデル、インフラからデバイス関連材料までも視野に入れ検討を加えております。加えて(公益社団法人)自動車技術会では2018年5月に2050年チャレンジ宣言を行い、将来動力分野の中で当技術部門員会として、停車中および走行中ワイヤレス充電に関し、2050年までの技術ロードマップを公表しております。ぜひこれらのロードマップを関連の皆様で共有いただき、ワイヤレス電力伝送から見た道路交通のあるべき姿の実現プロセス構築に進んでいただきたいと希望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
92	(公社)自動車技 術会 ワイヤレス 給電システム技 術部門委員会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(1) ワイヤレス電力 伝送に係る制度整 備	2020 年代に向けた電波有効利用方策の検討の中で、空間伝送型ワイヤレス電力伝送の制度整備について検討していただいております。その点、近接結合型と空間伝送型を問わず、エアギャップの長短はあるとしても、空間を介しエネルギー(情報通信ではなく)を伝送するという点ではいづれも電磁波利用の新しい側面であると思邦いたします。またEVとりわけバス、トラック等の大電力のま行りを含まっているのではいつから、大き制御、活用する研究・提案も行われております。既にEV等へのワイヤレス電力伝送システムは	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
93	(公社)自動車技 術会 ワイヤレス 給電システム技 術部門委員会	その他			今般2030年ないし2040年までをも見通し、今後長期的に日本の進むべき道について示唆に富む、報告書(案)をまとめていただき ご尽力に敬意を表し感謝いたします。 当技術部門委員会は、国際的には2007年のMITによる磁界共振の発表を受け、国内では2009年(平成21年)電波新産業創出戦略 の中で家庭内ワイヤレスの一環としてワイヤレス電力伝送を取り上げていただいたことを契機に、自動車業界におけるEV等のワイ ヤレス充電への関心の高まりを受け、2011年1月に設置されて以来、オールジャパンとしてこの新しい技術につき所属の枠を超え 忌憚のない意見交換と産業化を目指して自動車技術会の技術部門員会として活動を続けています。とりわけ2015年(平成27年)5	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
94	日本放送協会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	周波数利用状況調査の評価にあたっては、単に当該周波数の利用頻度や利用時間の実績だけで評価するのではなく、視聴者への影響や、非常災害時における国民の生命、財産の保護への寄与、公共性等を考慮した上で実施されることを要望します。	利用状況調査の評価については、周波数の利用頻度等の電波の有効 利用の度合いに加えて、運用管理取組状況や社会的重要性も踏まえた、総合評価とすることが適当と考えます。
95	日本放送協会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(2) 周波数移行を 促すインセンティブ の拡充・創設	周波数移行は、対象となる無線局の種別や局数、運用状況によって、必要な期間や経費も大きく異なります。終了促進措置等の実施にあたっては、これらを考慮し、円滑な移行が担保されることが大前提です。 新たなインセンティブの拡充・創設は、当事者間の調整が複雑化し、無線局の計画的な運用や移行整備に着手できなくなるなど、結果として周波数移行が遅延する懸念もあり、迅速な移行のためには必ずしも有効とならない可能性があります。以上のことから、今までと同様に、700MHz帯の周波数移行で迅速な移行に実績のある現行の終了促進措置制度の下で周波数移行を進める考え方に賛成です。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
96	日本放送協会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	一たのイルできても分 る「周成数六円基準(下が計合基準)」の求定にめたっては、依拠有へのカーに入が低下しないより、台無線システムの運用特性や社会的役割、求められる品質・信頼性も考慮すると共に、全国の実測調査や受信機性能調査、技術試験の成果等も踏まえた十分な検討が不可欠と考えます。 また、今後、免許不要局の運用拡大や周波数共用が複雑化していく場合に、第三者機関による運用調整スキームや電波監理体制の企化、過程数と性をの通知、使期は判別機能が重要による主要は	線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま
97	日本放送協会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	ひっ迫帯域の区分見直しや携帯電話の特性係数の適用拡大により、放送事業者をはじめ携帯電話以外の事業者の電波利用料負担の増大が見込まれます。 電波利用料の大幅な増額や頻繁な料額改定は、公共放送としての事業運営に支障を及ぼす恐れもあります。制度の見直しと具体料額の算定にあたっては、放送事業者に過度の負担とならぬよう要望すると共に、電波利用料の使途を無線局免許人全体の受益に真に必要なものに限定し歳出を一定規模に抑制していくことが重要と考えます。 【放送事業者】	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。
98	国立研究開発法 人宇宙航空研究 開発機構	全体			電波有効利用成長戦略懇談会 報告書(案)の内容に賛同いたします。 特に公共用周波数の有効利用方策につきましては、ヒアリング結果も踏まえた内容となっており、妥当なものであると考えております。 【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

99	国立天文台 電 波天文周波数小 委員会	全体			ます。 受動業務も日本の将来のために貢献する業務であり、受動業務の有効活用も視野に含めた今後のご検討を望みます。 【その他】	能動業務と受動業務の両立については、今後の検討が必要と考えられます。
100	(株)テレビ宮崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	第3章 P68~  1. 周波教割当の制度の見直し (1) 周波教の返上等を円滑に行うための仕組み 電波有効利用に関して、周波数の返上や移行の具体策を議論することは賛成ですが、経済的価値のみを過度に重視した検討に 偏らないようにするとともに、返上や移行は強制的ではなく既存事業者の自主性に委ねられるべきであると考えます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。
101	(株)テレビ宮崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	P74~(3)割当手法の抜本的見直し 電波オークション制度については、海外事例の研究等や、目的、効果、メリット・デメリットを議論した上で検討すべきであると考えます。また電波利用料制度はこれまで総務省と放送事業者、通信事業者などと長い議論を重ねて築き上げてきた制度であり、これまでの議論が反故にならないよう時間をかけて慎重に検討すべきであると考えます。 【放送事業者】	オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。また電波利用料制度について、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
102	(株)テレビ宮崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	P157~(3)電波利用料負担の適正化 (ii)電波利用料の特性係数の在り方 ローカル局は、地域情報発信の公共的役割を果たし地方創生にも大きく貢献しております。放送事業者の負担額がさらに増額になればこれらが達成されない可能性が出てくるため、引き続き公共的役割を果たすためできる限り負担の軽減を要望します。 【放送事業者】	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
103	個人⑪	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(4) ワイヤレス電力 伝送システム	報告書案3(4)節と4(1)節で詳細に言及されているWPTに関して意見申し上げます。WPTはエネルギー伝送を目的とする一方、通信システムは信号伝送を目的としており、アブリケーションや電波の物理的特性がかなり異なるため、周波数割当に関し特有の対応が必要と考えます。近接結合型ワイヤレス電力伝送[1]と空間伝送型ワイヤレス電力伝送[2]のいずれも、優先または専用帯域の指定が望ましいと考えます。 [1]に関しては、既存無線機器への影響の検討が詳細に行われた結果、モバイル機器向けに6.78MHz帯域が、また、電気自動車向けに85kHz帯が割当てられました。これらの割当にあたっては、提案された技術条件をもとに、電波妨害波の許容値や電波防護指針への適合性の確認が行われ、周波数帯については国内および国際的周波数情勢を精査し他の無線機器との周波数共用検討が行われ、利害関係者との長期にわたる協議の結果、技術的条件が合意されました。今後、新たな[1]タイプのWPTも可能な限して、大きな関係を見ており、第25年の大きな機能を表して、大きな関係を見ております。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
104	信州大学環境磁 界発電ブロジェク ト	その他			【提案】「法規制緩和によるICNIRP2010ガイドライン値以下の環境磁界(あるいは1W以下の電力)回収・利用」についてもご検討頂けると光栄です。 【概要】環境発電と非接触給電の両者の利点を活用可能な環境磁界発電を提案しています。 世界に先駆けて提案してきましたが、諸外国の開発動向例が増えてきました。提案がお認め頂ければ、日本に張り巡らされた電力線網を送電コイル(エネルギー源)として活用できます。ビヨンド5GやSociety5.0の実現にも有用な技術と考えています。 【参考資料】 (1)解説記事の一例(ダウンロード可) https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsaem/24/1/24_1/_article/~char/ja/(22)環境磁界発電の著書(AEM学会著作賞受賞) https://www.it~book.co.jp/books/060.html (3)信州大学田代研究室ホームページ(日本語。環境磁界発電を含む) http://www.shinshu~u.ac.jp/project/kankyojikai/ (3)環境磁界発電ホームページ(主に英語での記述) http://www.shinshu~u.ac.jp/project/kankyojikai/	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

	1		1	I	P131 電波遮蔽対策事業	
105	山口放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	当社は民放ラジオ難聴解消支援事業として、AMラジオの災害対策に加えラジオ難聴対策としてFM補完放送を開始していますが、鉄道トンネルや道路トンネルなどの電波が遮へいされる場所では聴取できないため、利用者の利便性向上や安心・安全の確保からも電波遮へい対策事業としてFM補完放送(ワイドFM)対策を強く要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
106	山口放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	P140 電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 新たな地上波放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機対応などの課題が多く、これらを解決するためには電 波利用料を使った技術試験事務による継続的な実施を要望します。 ホワイトスペースの利用拡大については、既存受信者に最大限の配慮をお願いします。 【放送事業者】	技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
107	山口放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	地上ラジオ放送の使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことや、今後AM放送とFM補完放送の電波利用料が二重 負担となってくることなどを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
108	(株)シーエス ファーム	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	【放送事業者】 全面的に同意いたします。 周波数共用を可能とするデータベースシステム構築を速やかに進めていただき、都市部では逼迫しているがルーラルエリアでは使用されていないような周波数帯を有効利用できるようにしていただきたい。 【メーカ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
109	(株)シーエス ファーム		_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策		「第3章 1.(6)共用を前提とした割り当て」に記述されている ダイナミックに共用するシステムの開発・運用を、本項(利用方策の 項)にも記述していただきたいと思います。特に地域BWAのみに項が設けられておりますが、既出項では「まずは5G用の周波数 帯、地域BWAに割り当てられている周波数帯及び地上デジタルテレビ放送用の周波数帯について、速やかに高度な周波数共用の ための検証を行い、順次周波数の共用を進めていくことが適当。」と記載されておりまが、本項では地域BWAに対してのみの記載と なっております。地域BWA以外の周波数帯の記述も追記いただければと存じます。	本項においては、特に、地域BWAの異なる周波数有効利用を推進するための課題及び考え方について記載しているものであり、第3章1.(6の「共用を前提とした割当て」にある地域BWA以外については、特段記載する必要はないと考えるため、原案のままといたします。
110	(株)シーエス ファーム	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(4) 提案を踏まえた V-High 帯域の用途 決定	【メーカ】 内容について全面的に同意いたします。 利用空白帯域が長期間継続することの経済的損失、機会損失は多大なものと感じます。早急に具体的検討を進めていただきたい と存じます。 【メーカ】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
111	公正取引委員会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	【意見】 携帯電話用の周波数の割当てにおける、新たな割当手法における評価に当たっても、MVNO の促進を審査項目とすべきである。この審査項目においては、MNOごとの接続料の水準や、これまでどの程度接続料を低下させてきたか、MVNOを通じたサービスの提供をどの程度行ってきたかなども考慮要素とするべきである。 【理由】 携帯電話市場において、MNO間の競争が十分でない中、MVNOを通じて当該市場の競争を活発化させるため、MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを持つような制度設計を行うことが必要であると考えられるため。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。
					【その他】	
112	高知県商工労働部産業創造課	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3) 公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	公共BB(プロードバンド移動通信システム)の「(ア)現状」、および「(イ)更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容」には、適切な分析、及び求められる方策、要望が提示されていると考えられることから、当該報告書(案)の記載に賛同する。全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行している本県では、あらゆる産業の担い手不足が大きな課題となっており、一人あたりの生産性を高めていくことが必要不可欠となっている。また、南海トラフ地震対策や中山間地域における医療や福祉、教育など、様々な問題を抱えており、これらの問題の解決のため、IoTなどの先端技術の活用を積極的に進めている。これらの取り組みの一環として、市町村からの委託を受けて、森林組合などの林業事業体が山間部で実施する地籍調査の効率化を図るために、IOT(10T技術の積極活用の検討を進めている。 山林を所有する地権者の高齢化に伴い、地籍調査に必要な土地の境界確定を行う際に、地権者自らが森林奥地に足を踏み入れることが困難となっており、公衆回線網(LTE)などのサービスが提供されない広域エリアにおいて、現地状況を映像伝送可能な無線方式の導入が必須となっている。このような状況下、実証トライアルを含め、VHF帯を利用する公共プロードバンド移動無線システムの有効性が確認されつつある。森林は木材生産機能だけでなく、土砂災害の防止や水源の洒養といった公益的機能も有しており、この機能を維持するためには、山林の境界確定作業を効率化し、その後の森林施業を迅速かつ適切に実施することが全国的に求められている。以上の状況を鑑み、公共プロードバンド移動無線システムの林業事業体等の公共性・公益性の高い業務への柔軟な周波数割当を要望する。また、利用形態として、国機関等との相互接続を主眼とする「共通波」運用を伴わないことから、共通波実装を不要とする「主運用波等の1波運用」の早期の制度化、割当を要望する。	公共プロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての 柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡 大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。

【その他】

デジタル化ラジオ放送(95~108MHzの間)の問題は色々と考えたがNHKが主体になって、民間放送を含めてデジタル化するとことが災害対策にもなると思うがなぁ。自動車で走っていて地震等にあった時には、ここはどれだけの標高でどう行動しないとダメか、全部分かれば被害はかなり減ると思うがなぁ。水害でもなぁ。ダムからの放流を流せば自動車やあるいはデジタル化したラジオ放送、例えば空いている200MHz帯の受信機でも聴けるからなぁ。デジタル化したラジオや200MHz帯の送受信機を普及させないといけない。この話はそんなにお金はかからないと思う。同じラジオ送信機をたくさん作って、放送局の中継所のある場所に置けば良いのだからなあ。このポイントも一気にたくさん作って国民がデジタル化したラジオを使ってもらうことだなぁ。これならばAMラジオやFM放送を含めてデジタル化できると思うがなぁ。今の放送局でまずまずの利益を上げているのは受信料を収入のNHKだけだ。NHKも一肌脱いだら受信料の使い道に防災情報を入れたことになるからなぁ。やはり放送の多様化が必要だからなぁ。災害時には1つのチャンネルを防災情報の発信だけに使うと良いなぁ。それだけ広い帯域(13MHzもの帯域)がデジタルラジオにはあるからなぁ

NHKの「ホームページ」で見てくれると言っても、高齢者は「ホームページ」って何ってなるからなぁ。被災害者になるのはお年寄り が多いから「ホームページ」は彼らにしたら見るのが難しいが、これならばチャンネルを増やして専用チャンネルにすることも可能だ しなぁ。最初は民間放送やアマネクチャンネルだったが、これならばみんなを救えると思ってなぁ。民間のラジオ放送をどうするの か。IP化は民間のラジオ放送やNHKの放送を含めてなぁ。周波数の節約にもなるしなぁ。節約するほどでもないが、まとまれば何 かに使えるからなぁ。アマネクチャンネルはあんまりうまくいってないと思うが、民間放送はインターネットにCMを取られて低迷。 1990年頃と比べて売上高が大方半減しているみたい。そこにアマネクチャンネルが参入したが思うように伸びない。ほとんどのラジ 才放送の昼間はドライバー向けてやっている。ラジオが聴かれなくなって久しいが、防災情報はラジオと思っている人は多い。それ よりも普及しない地上デジタル音声放送。全部ここに収容可能だが、AM放送はFMラジオ化で終わりにしようとしていることだなぁ CMが少なくて投資ができないのではないかと思ってなぁ。ここはNHKが一肌脱いでくれと言いたいなぁ。国民は視聴料を支払って いるからなぁ。それもほぼ強制的になぁ。インターネットで放送を流してもいるが、多様な方法で聴けることが災害時には必要だから なぁ。何ルートも方式でつながっている方がなぁ。どの方法かではつながる。今年の西日本豪雨でもダム放流もサイレンとか車で 回ったというが、雨の音にかき消されてみんな知らなかった。多様化が必要なんだなぁ。電力の供給にもIoTだなぁ。モノのインター ネット接続の意味あらゆるのがインターネットにつながる。太陽光発電は同じ配電線内(低圧部と柱上変圧器で結ばれる高圧程度) で使われることが多い。価値の高いエネルギーだなぁ。昼間の人がよく動く時間に発電するからなぁ。特に蓄電池を付けてIoTと組 み合わせるとなぁ。 今は数が少ないから低圧でほぼ使い切れる。隣の家に送るだろけ。 たったそれだけで1kw時で10円以上(家庭 用は20円くらい)稼げる。自然エネルギーは買い取り制で電力会社は幾らで支払っているかもオープンにしていない。今は1kw時が 48円で買っても(形上は四国電力か支払っている)がなぁ。

例えば7月分の請求額は9751円。そのうち再エネ発電賦課金が1247円。すでに賦課金が無視できない金額。これを安くするには太陽光発電を原価みてなあ。これからは1kw時が26円なら電力会社から買おうが発電した電気を使うおがあんまり変わらない。おそらく15年で採算に合わすならば、売る電力の金額もなあ。例えば、三菱が販売している2.3kwの太陽光発電システムの値段は税込み786240円。金利2.45%で全額借金して買うとなぁ。月々5700円を119回、初回は8981円。ボーナス20回10000円ずつ支払う。支払い総額が887281円。年間発電量は2608kw時。10年で26080kw時になる。887281 - 26080 = 34円01銭

となるが、15年で支払う(償却)としたらなぁ。2608 × 15 = 39120 kw時となり、887281 ÷ 39120 = 22円68銭で、今の電力会社の価 格を下回る。小さい太陽光発電システムは主たるものが売るよりも自家消費用になると思うがなぁ。10年後には蓄電池も付けてな あ。そういう家が増えると家庭用の販売電力量が減るということになる。売電はあくまでサブということだなぁ。蓄電池が安くなれば 電力会社にも本当は良いが、今の価格では買う気にはならん。これは政府が原発再稼働をさせるためにしていると思う。経産省の 委員には10年以降の買取価格をゼロにしろとかいう主張もあるみたい。やり方が汚い。福島第一原発の事故が起きたのは、まぎれ もない事実だからなぁ。細かな原因もよくわからん。揺れが原因ではないかと今もいわれている。原因究明もされてないのに原発再 稼働はありえない。多くの人も不安視しているし、原発は不要という議論も多い。これから自動車は電気自動車に変わろうとしてい るが、蓄電池が高いと日本は自動車市場から取り残される。どんなに頑張ってもそう長く、こんな状態は続かないと思うがなぁ。無 理な政策を続けると衰えるのはメーカーが困り、雇用が失われて非正規雇用になるということになる。シャープは国内から研究部門 を除き日本からは撤退するみたい。こうした事例が増えるだろうなぁ。今の価格では蓄電池は売れない。おそらく、2020年の発送電 分離が変革点になると思うがなぁ。 建前的にどれだけ今の電力会社が発電と送電を分離できるかという問題だなぁ。 これもオープ ンな論議が必要になると思うがなぁ。太陽光発電システムは2020年以降も値下がりして、工場用電力も屋根につけた太陽光発電シ ステムて大方賄えるようになると思うかなぁ。だって、中東のサウジアラビアでは1kw時が2円50銭の電気があるからなぁ。あるいは |南米のペルーの砂漠の太陽光発電システムには四国電力をお金を一部出していたと記憶している。これも確か安かった。もし南米 と直流送電網で結べたら日本が夜の時は南米から送られてた電気を使う。反対に日本が昼間には南米に電気を送る。これが完全 な解決策だろうなぁ。通信の光ファイバーは世界にまたがり使われている。直流送電網ができない理由がない。国の本気度が問わ れる。新しい強電用の素子を開発されているから、うまく使えたらなぁ。自動車産業をうまくやろうと思うと蓄電池や自動運転車だろ う。それなのに幾ら稼いでも原発再稼働で消えているように思うがなぁ。何千億円も原発再稼働にお金がかかる。この調子ならここ 数年内に原発再稼働は危なくなるかもしれんなぁ。理由は国会改革。小泉進次郎が進めたい国会改革なぁ。原発再稼働には触れ |てなかったがなぁ。文藝春秋8月号に出ていた。なかなか良い案だなあ。やはり国会改革をやらんとなぁ。国会を3つに分けてなぁ。 1つは森友・家計問題みたいなスキャンダルを別の国会の機関で扱う。だが審議は止めない。森友・家計問題等だけ扱ったから本 当にしないといけない審議ができなかったではないかと思ってなぁ。それを国民に非難された結果が一連の選挙結果だなぁ。これ が大切な点だなぁ。それに閣僚(大臣等)は内閣府の人。行政機関の長。国会は立法府。歴然と分けてなぁ。閣僚は国会議員では あるがなぁ。毎日閣僚は国会に出てこなくても構わない。行政機関の仕事があるでしょう。アメリカやイギリス等ではあんまり国会に |は出席しない。その代わりに党首会談を行う。お互いに意見を出し合って政策を国民に見てもらう。党首会談は森友・家計問題は 別にスキャンダル部会か何かで扱うのでこの場では扱わない。それが選挙につながるようになぁ。与野党は政策論議で勝負してく れということだなぁ。そうしたメリハリがないから野党も支持が得られない。国民は森友・家計問題は長年追求しても選挙では負け |続けた。なぜと思わないとなぁ。何度選挙をしてもなぁ。これでは自民党の天下が続く。

		1	
1	3 個人(2	ひ その他	政治家は与党も野党も小泉進次郎氏等の話も聞くことだなぁ。今までのやり方では自民党の天下は続くということになる。政策で争わん限りはなぁ。それと官僚関係では電子ファイルを使えば印刷しなくても良くなり手間がかからなくなる。電車ファイルをそのまま国会議員に渡す。タブレット端末を持っていれば議員は簡単に見られるからなぁ。紙を国会からなくすということだなぁ。若いからこうしたアイデアが出る。それは多分教育現場でもなぁ。タブレットを生徒に渡したら先生は早く帰れると思ってなぁ。色んな分野でタブレット端末を使えばなぁ。人生も変わるし、社会もそれで変えられる。IoTとはそういうことではないかなぁ。私も文藝春秋8月号でそこだけは読んだ。今は読む時間がない。それと私の考えだが、衆・参共に非常に似た選挙制度だなぁ。例えば衆議院は完全な1選挙区制にして1人の議員のみを選ぶ(都市部の議員の数を増やすが比例はなくする。)が、参議院はプロック制か全国区一本にす
			るとかなぁ。こうした論議もしないとなぁ。それと選ばれた国会議員は地元に利益誘導はしないことだ。あの人がいたから鉄道や高速道路が伸びたとかいうのは、国民の恥だなぁ。利益誘導のための選挙かということになる。次に電話機が幾らするか見てみた。これは販売されていた電話機だなぁ、本当に機能を絞った電気機は3000円くらい(税込み3002円)だなぁ。何にも機能がないとなぁ。多分、スピーカーは多分付いているのかなぁ。これをベースに無線化(例えば空いている200MHz帯を使う)したら5000円程度かなぁ。それに同報端末の戸別端末機能(例えば200MHz帯の受信機)をつけてもなぁ。大量生産ができるかどうかがポイントだなぁ。仮に1億台作るとしたら、6000円で作って配れると思う。それを楽者がみんなでつけてその料金をNTTや市町村(防災行政無線の端末機能が付いているからなぁ)が支払
			えばなぁ。仮に10000円を支払っても、5年で償却するとしても60回払い。月々167円程。月々200円も支払えばなぁ。市町村は5年したら同報端末の償却分は終わり。相当に早い(関却だろう。それに同報親局は必要なくなりデジタル化ラジオでも代替できる。これなら同報無線がなくてもデジタルラジオで代替できるからなぁ。必要な人はテレビにつなぐことも可能だなぁ。テレビのデータ放送みたいになぁ。市町村の負担軽減だろう。その分は高齢者福祉や教育とかに使える。メタリックケーブルがなくなるからなぁ。これの保守代が高いが、それがなくなるからなぁ来無線化は安くなるんだなぁ。無線化したらメタリックケーブルは完全に不要となり、空いたとう道や管路に強電用のケーブルを通せば、電力会社が使わせない電力用ケーブルの代替ができると思ってなぁ。今グタグタもめていることも解決する。NTTも電力会社等に市場を相当に奪われたからなぁ、今度は電力市場を少しだけ零う。再生エネルギーをとう道
			や管路で運ぶとともに高圧需要や特別高圧もいただくいうことになるかなぁ。完全な電力自由化は適正な競争ができる状態にならないとなぁ。NTTのとう道や管路を電柱をうまく使えばなぁ。電柱の約半分はNTTが建てたことになっているからなぁ。おそらくその過程で今の電力会社は国民本位にならざる得なくなる。日本が負け続けた理由は革新的なもの意見を封じて来たからではないかと思ってなぁ。1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」を無視して、今みたいに負け続けている。この中には本文にはないが、補定資料の中に1990年末の無線局の状況もあるし、端末の生産台数の資料を書いている。国内で1000万台。全世界で1億台。今思えばとても控えめな数字だなぁ。今は世界中で携帯電話は10億台以上。でも日本の
			全無線局数が625万5千台の時に書いたのです。ここでも過疎地ということで150Mは帯と400Mは帯を使うということで書いています。当然にムーアの法則もDRAMを例に書いているなぁ、1990年にパングラデシュを襲った台風の被害もなぁ。ここに書いてあるのはこの方式は発展途上国に必要ではないかとかなぁ。これも当たっていただろう。今は固定電話は銅が必要なので発電途上国では絶望的と書いているが携帯電話なら使えるし、現実に使えている。それは経費的に無線は安いということだ。だからこそ無線の規制緩和が必要なんだ。私はそれを30年言ってきた。1991年に電気、ガス、水道の自動検診、自動販売機の数量把握、ビニールハウスの温度管理、雨量等の気象データ、移動体での販売情報のデータ伝送(今の販売時点管理システム)、そこそこ全部入ることを考えていた。ついでに最後に電波利用料を600億円を見込んでいた。これさえ当ててしまったなぁ。

からなくさいうことだなあ。若いからこう 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる 帰れると思ってなあ。色んな分野でタブ ものと考えます。

					電波利用料が国民を納得させたかどうかは別にしてなぁ。これほど当たったのはないと思うがなぁ。この論文を隠して衰えた日本の 姿が重なると思ってなぁ。1つ間違えたのは人口の威力だなぁ。最後は人口が多い国がGDPは大きくなる。これは先進国、発展途 上国を問わずになぁ。一時的なことはあってもなぁ。それと1991年はまだバブル期、日本経済を甘くみていた。その後に続く長い平成不況。来年に始まる新しい天皇陛下のもとでは景気が回復することを望むだけだなぁ。保存した写真(2018年7月31日エディオン の電話機の値段) [追伸]	
					まあ、1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」に書いたことは無料で提供したいが、2009年10月7日にこのお金を要求して、心療内科のお医者さんを多分に死に追いやっている。それでお医者さんの遺族に相応のことをしてあけたいとも思うし、姉があんまり豊かではないみたい。そ供にはあまり世話にはなりたくないみたい。その辺りを考慮して頂ければ幸いです。確かに私は何とか生きられそうだからなぁ。与えるものの多いことは幸せではないかと思ってなぁ。しかしこの論文は不幸を産んだのも事実だからなぁ。私にとっても早く辞めたもこれが理由だからなぁ。意地を張ったのも自分は正しいという信念があったからだなぁ。退職する事で何干万円を損をしたがなぁ。第三者の目がないとやっいる人はこれは間違いではないかとは考えないみたいだなぁ。これだけ携帯電話で負け続けてもなぁ。自分は関係ないと考えるのだろうなぁ。それがあるからこそ今こうやって考えて言える。年金や自分が住んでいたマンションを人に貸せてなぁ。貯金してもあの世に行く時は何も持っていけない。私はそう思ってなぁ。余れば世界には本辛な人がいる。そうしたところにも寄付をしたいと思ってなぁ。人が増えすぎたのは事実だが、個々の人には罪はないからなぁ。猫も3000人のから旅行にも行けんなぁ。猫たちはみんな帰りを待っていたみたい。佐渡旅行から帰って思ったことだ。猫の蚤取りにも忙しい。蚤取り櫛で1匹ずつとってやる。でも猫がいる生活は幸せだなぁ。普通の人とは異なる感覚かも知れないが、私は発達障害者だから仕方ない。好きなとはトコトコやるが嫌いなことはない。そういえば娘も未だに金を奪っていくがなぁ。それも一つかなぁ。でも買っている利身はほとんど半額品だなぁ。猫にやらないと行けないからなぁ。刺身は猫が半分以上食べる。今も働いていても不思議ではないが、辞めた理由の多くはパフハラに近いからなぁ。病気休暇が取れなくてなったことだなぁ。別にキチッリと仕事をしても、私の仕事のスピードは普通の人の2倍程量があ。だから午後は寝ていることが多かった。その辺りをグズグズと言われてもなぁ。疲れる速度はみんなとおんなじ仕事の分量で決まる。。と昔のことが思い出されてなぁ。人は恨むつもりはないが、普通に仕事をしていたらそれで良しにして欲しいなあ。処分も続けざまに2回食らったが、戒告にはできないみたい。人事院には持って行けないからなぁ。それだけ第三者の目を恐れていた。この電波有効利用成長戦防想談会も内閣府に言われてなぁ。利き損得人がいないものよる。それだけ第三者の目を恐れていた。この電波会が取りためる。確かに周波数のデジタル化と行きれた。これに対なる。確かに周波数のデジタル化を前提に電波法関係審査基準を見直すんだなぁ。確かに周波数のデジタル化と行られた。とうたら時間を短くしても文もなる。でいらこれないないがみないとあるが、電がは日が強ないと行けないのかなぁ。「追しが出始かたなぁ。まずは周波のデジタル化を前提に変えりないがまたが増えたような場合とかなぁ。車口とはいかないがみなぁ。海にならなりになる。場ではないがなぁ。これではではないが、まないと行けないがなる。これではないがなる。それも一つかれていまないがなる。それも一つかなぁ。これではないが、たびれている。これではないがなるならないではないがなる。これではないが、たびれているのではないがなるないまないではないがなるならないではないがないまれている。これではないがなるないないではないないないないないないないないないないないないないないないないない	
					【個人】 電波利用料がいわゆる共益費であるという大前提に立てば、その使途は、電波の有効利用のために必要な最小限のものにとどめ るべきであり、電波の利用収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきでないと考えます。	・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
114	山形放送(株)	全体			電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、 災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本的になじみません。放送用に割り当て られる帯域に価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。	・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省におけ
					電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行について議論することには賛成です。ただし、返上や移行については強制的なものではなく、あくまでも既存事業者の自主性に委ねることを要望します。  【放送事業者】	る制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書 (案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを 通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考え ます。
115	山形放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対し過度な負担とならないような配慮を要望します。	報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許 私に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であ るとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省に おいて検討が行われるものと考えます。
116	山形放送(株)	第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「ホワイトスペースの一層の利用拡大」にあたっては、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	あいて検討が打われるものと考えます。 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【放送事業者】	
117	山形放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	今回、ひっ迫度が低い「470MHz以下」の区分を追加する方向性が示されたことは妥当な方針と考えます。ひっ迫度が低い「470MHz以下」である地上ラジオ放送等の電波利用料の軽減を要望します。 また今回は、利用料額が大幅に増加する無線局に対する配慮としての激変緩和措置について触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今 後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案) を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。

					【放送事業者】	
118	個人⑦	その他			このOAM多重がなあ。やはりNTTが報道発表していたか。キチンと説明を映像で受けたらなんとなくわかったなぁ。しかし、よくそんなことを考えたなぁ。どうも基地局だけでなく、他の無線にも応用できそうだなぁ。伝送量の拡大は帯域幅の拡大(ミリ波領域を使う)、空間多重ということが。空間多重こそがOAM多重ということだなぁ。確かに右巻きと左巻きの電波の伝送は昔からあった。それを飛躍的に増やすのがOAM多重だなぁ。よくまぁ。そんなことを考えたと感心してなぁ。詳しくはOAM多重で検索したら出てくる。5分弱の映像が出てくる。確かに1.5倍ずつ10年間伸びたら60倍になる。この技術とミリ波を使えば軽く100倍にはなるなぁ。それを使い常に8K伝送や16K伝送も可能だなぁ。ハイビジョンの4倍が4K(通信量)だからなぁ。それの4倍が8K、さらに4倍が16Kだなぁ。それを圧縮なして送るのか。それなら遅延はないなぁ。2030年にはそうなっているかも知れんなぁ。人の欲望には限りがないからなぁ。その後も多分、サブミリ波等を使えばまだまだ伸びるなぁ。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【個人】	
119	(一財)ITSサービス高度化機構	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	5.8GHz帯は、既に我が国の道路社会に浸透しているETC・ETC2.0サービスとして利用が進められています。この5.8GHz帯に対応した路側機器は、全国の高速道路及び有料道路における料金所等に約3.000 箇所以上設置され、ETC・ETC2.0を利用している車両は750万台/日を超え、我が国の重要な社会インフラとなっています。今後もさらにETC・ETC2.0サービスは、普及・拡大していくものと考えております。 自動運転用の無線システムを、5GHz帯で導入、運用するにあたっては、前述しました既存のETC・ETC2.0サービスの実施・展開状況を深慮頂き、同サービスに影響を与えないよう十分な考慮いただけると幸いです。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【その他】	
120	(株)TBSラジオ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	縮減などの対象になることは過さないと考えます。	頂いた御意見は、総務省における制度設計の際に具体的に検討される ものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステム については、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切 な対応が取られるべきと考えます。
121	(株)TBSラジオ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	【放送事業者】 弊社は以前より、AM放送で使用されている中波帯域は音声放送の利用も含め需要が低いとの意見を述べております。今回、a群 における周波数帯域ごとの経済的価値を、周波数のひっ迫状況に応じて3区分とし、ラジオ放送が実施されている470MHz以下を 区別されたことは妥当な方針と考えます。 電波利用料の見直しの度に、料額が増加するのは、従来の激変緩和措置を適用されたとしても経営上の負担となりかねません。 放送用周波数帯域の利用価値や、ひつ迫度に大きな変化が無いことを踏まえて、可能な限りの負担軽減をはかって頂くことを望み ます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され ることが期待されます。
122	(株)TBSラジオ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	【放送事業者】 ラジオ放送はこれまで通り、大地震、災害時などにおける「ファーストインフォーマー」として、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に貢献し、社会的責務を果していると考えます。また、放送事業者については法律に定められた「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を遂行することを勘案し、特性係数の現状維持は極めて適切な措置と思います。無線免許人にとって、電波利用料の料額の安定性・継続性は重要であると考えます。現行の制度では、自社が所有する無線局の特性係数に変化が無い場合でも、歳出の規模拡大などにより、料額が増加する可能性があります。致し方なく料額が増となる場合は、可能な限りの負担軽減をはかって頂くことを望みます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され ることが期待されます。
123	名古屋テレビ放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	放送局は災害時の支援や国民の知る権利への対応等公共的な役割があり、放送局と放送事業用無線局については、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 経済的価値が過度に反映されると、国民の利益を阻害することになりかねず、そのようなことにならないようにご検討をお願い致します。 国民の利益の最大化を図ることが最も重要であり、申請する金額の多寡のみで割当事業者を決定するオークション制度についての懸念、及び動向の注視に留めることに賛同致します。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
ı					【放送事業者】	1
124	名古屋テレビ放 送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2) 電波の利用状 況調査の見直し	放送局は、公共的な役割を果たしていくことで国民の利益に寄与しており、電波の有効利用という効率化の側面からのみ評価することは適切ではなく、災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性について、電波の有効利用度合とは別に評価することが適当との考えに賛同致します。 無線局免許人の負担増を抑制することは非常に重要であると考えます。 尚、放送局は電波を十分に有効利用しており、縮減等の対象にはならないと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 放送用及び放送事業用の帯域に関する御意見については、総務省にお ける今後の政策検討の参考とされるものと考えます。
125	名古屋テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】 電波利用料が、電波利用料制度の共益費用としての位置付けであることを勘案すれば、歳入予算額と歳出予算額を一致させると 共に、歳入、歳出規模共に抑制的にし、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底すべきであることは言うまでもありませ ん。 免許人、及び国民の利益に資する取り組みへの充当は必要ですが、電波利用共益目的として妥当かを子細に検討した上で、適切 に判断するようお願い致します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。

126	名古屋テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めるべきではなく、動向等の注視に留めることに賛同致します。 携帯電話に「ウ:国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」「エ:国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」と2つの 特性係数を適用すること、及び係数そのものの合理性について、十分な説明がされることを要望します。 特性係数を放送局に適用していること、及び放送局と一体の放送事業用無線局にも適用していることは妥当であると考えます。 制度、料額の継続性、安定性は、公共的な役割を担う放送局にとって非常に重要です。今後も、電波利用料制度の共益費用として の位置付けを踏まえ、特定の帯域において、経済的価値が過度に反映されることのないよう、配慮を要望します。 特性に何ら変化がなくとも、歳出規模の拡大や他者の特性係数の変動によって料額が増加すれば経営不安定要素になりかねず、また、放送局の審査要件である「サービスの継続性」にも影響を与え、国民の利益を損なう懸念もあります。 放送事業者が負担する電波利用料が増額となることのないよう要望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、特性係数「エ」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電液利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法今等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
127	名古屋テレビ放 送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	【放送事業者】 免許不要局からの電波利用料徴収については、公平性を担保するためにも、電波利用ニーズの飛躍的な拡大が想定されることを 踏まえても、早期検討が必要であると考えます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	
128	(株)高知放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	国民が持つ有限の財産である「電波」を放送局だけでなく、携帯電話会社をはじめとする企業の利用の拡大により、ひつ迫する帯域が出てきたため、いっそうの有効利用が求められていることに異存はありません。また、技術革新等に伴う電波利用の不断の見直しの必要性も認識しております。  一方、私ども地上波放送事業者は単なる営利企業ではなく、その公共的な責務を自覚し、健全な民主主義を実現するため、報道機関としての使命を担ってきました。その結果、電波利用料については、放送事業者に「4分の1」の減免措置が適用されてきたと考えております。そのため、電波の有効利用における周波数の返上や移行を進める際に、経済的価値、歳入の確保といった側面を重視した形での推進は、その公共性を鑑みてふさわしくないと考えます。また、電波利用料負担の適正化として、なぜ帯域区分の細分化が必要なのか不明確で、区分周波数の根拠も曖昧です。高知県は、台風等の災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで数多くの風水害などに見舞われ、先日の集中豪雨でも被害を受けました。また南海トラフ地震対策を官民協力して進めていくことも喫緊の課題です。県民の命を守る情報提供のために、ラジオ、テレビー体のハード、ソフトの環境整備をますます充実していかなくてはなりません。電波利用制度においては、これからも経済的価値以上にライフラインとしての視点の重要性を意識した施策を要望します。あわせて、継続審議となっている電波利用オークション制度については、発災時の混信などの危惧もあるため、地上波放送用帯域での導入に反対します。	放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。 オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
					【放送事業者】	
129	鹿児島県	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・今後、LPWAやWi-Fi等の電波技術を利用したIoTサービス等の普及により、地域課題の解決や地域活性化が期待される。ただし、こうした無線システムの活用に当たっては、伝送路としての「光ファイバ網等の整備」が前提であり、離島や過疎地域などの条件不利地域においては、採算性が厳しく、民間事業者や市町村による整備が進まないのが現状である。・よって、報告書(案)中、第3章−3−(2)の「電波利用料の使途の見直し」において、IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するため「5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備等」の必要な事業を積極的に推進していくとした点に、自治体として強く期待したい。・また、技術の進歩や陳腐化が著しい無線システムの分野においては、民間の有する専門性やノウハウ、機動性を活かした整備を推進することが重要であり、災害時等においては特に臨機応変な対応が不可欠となることから、自治体ではなく民間事業者による光ファイバ網等整備への支援が新設されることを強く要望したい。・なお、過疎地域等の中でも特に人里離れており、光ファイバ網整備が合理的ではないもののIoTサービス等の無線システムを必要とする世帯等においては、次世代衛星利用システム等を伝送路とするサービスを光ファイバ整備済地域と同程度の料金で利用できることを可能とする事業等の導入も考えられる。今後、このような事業に電波利用料を活用することも念頭に、今回の電波利用料の使途見直しの考え方を決定されることを強く要望したい。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

1				l	【その他】	
130	(株)ニッポン放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	周波数割当の手法としてオークション制度を導入することに対し、懸念される点を挙げた上で、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があるとした考え方に賛同します。 申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定するオークション制度の元、国民一人一人に直接的にサービスを提供する事業者の落札が決まった場合、国民が間接的に入札金額を負担することになるため、真に国民の財産の有効活用に繋がるか疑問です。 割当事業者を金額の多寡のみで決めるオークション制度の導入については慎重な議論を求めます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
131	(株)ニッポン放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	災害時の対策状況及び無線システムの社会的重要性について、電波の有効利用度合とは別に評価することが適当とされたことに 賛同します。 番組中継に使用する移動無線設備は、常時送信してはいませんが、災害発生時等は国民に有益な情報を提供するために必要不可欠であり、いざという時に妨害を受けずに利用できることが担保されている必要が有ります。 電波の利用状況調査に当たっては、本報告書の「見直し推進方策」に沿った、総合的な評価が行われることを要望します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
132	(株)ニッポン放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	电波や  肝がの次がの酸血効性にして、制にに表施する事素の必要性で効果を相直しに上で使討することが過当との考えに良   同   ます	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
133	(株)ニッポン放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	電波利用共益事務のための費用として、無線局の免許人に電波利用料の負担を求める現行の仕組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。  6GHz以下の「ひっ迫帯域」を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすることが適当との考えに賛同します。 電波利用料額の算定に当たっては、帯域区分ごとのひっ迫度合いの違いが適正に反映されることを要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
134	(株)ニッポン放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	放送に適用する特性係数ついて、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当であるとの考えに賛同します。 毎年毎日売む」にして、電池利用製の制度、製剤の維結性、中学性は数学に関わる極めて電画が画来です。 第44相様を加制し	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えま す。
135	(株)熊本県民テレビ	全体				頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
136	(株)熊本県民テレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	次して电波利用杆状入り維持で増加さら的に反逐り加入によりないよう、強く主のよう。	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
137	(株)熊本県民テレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	今年、自然災害に見舞われた地域があります。国民の生命と財産を守る施策として、"被災後"の支援も含め、引き続き検討を求め	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

138	(株)熊本県民テ レビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化		帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP バンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下は分の整合や実際の帯域があったこと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひつ追帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz 超36GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
139	(株)熊本県民テ レビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	担実額が増える結果となれば本来の趣旨に反します。そのためにもむやみに電波利用料の使途が拡大せぬよう、歳出規模の抑制に努めるよう求めます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
					【放送事業者】	
140	(株)STNet	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3) 公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	本誄越を解決する「プの方法として、調査員が山に登り、山中の調査ホイントから鹿の地権有かいるホイントまで無線通信で映像	柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。
141		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3) 公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	公共BB(公共プロードバンド移動通信システム)の(ア)現状、および(イ)更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容については、適切な分析、求められる方策及び要望が提示されており、当該報告(案)の記載に賛同致します。 海溝型地震津波、火山噴火、広域にわたる水害などあらゆる大規模災害が想定されながら、通信インフラが未整備かつ脆弱な地域を有する北海道の特性と北海道に適した地勢及び伝搬環境等の特性を持つ観点から、公共プロードバンド移動通信システムについて、災害時のアプローチ回線・バックアップ回線(1波のみの割当)としての運用が期待できるものと考えております。また、iii の B)項にあるように、防災訓練や発災害時のアプローチ回線の用途などから「平時において常時接続による利用」を強く要望します。上記のとおり、本システムの普及促進及び容易な導入環境の整備の一環として、電波制度の改正(周波数割当ての柔軟化)を要望致します。	公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての 柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。
142	(株)秋田放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	電波利用料の使途に関しては、電波有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持・拡大を 目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。基本的には総額を抑制することを要望します。 その上で、電波の放送利用に関しては、災害時等の報道機関としての役割を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは なじまないと考えます。放送に割り当てられる帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入に反対します。	査した上で、検討することが適当と考えます。

1	1			İ	l	【放送事業者】	]
1.		株)宮城テレビ 女送	全体			我々地上波ローカル放送局は、地域社会において県民の安心・安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的使命を地域免許制度のもと割り当てられた電波を使用し担っています。 その限りある資源で国民共有の財産である電波をSociety5.0の実現に向けてさらに有効に利用するための方策が必要という現状認識に異論はありません。 一方、電波利用料が共益費であるという大前提に立てば歳入と歳出を限りなく一致させ、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額ありきで論じるべきではないと考えます。 また、電波の有効利用の観点から、周波数返上や移行について具体策を論じることには賛成ですが、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望し、返上や移行に関しては、既存放送事業者の自主性に委ね、強制的な制度とするべきではないと考えます。	-電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。
1-		(株)宮城テレビ 放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	経済的価値を踏まえた割当手法として、比較審査項目に経済的価値に係る負担額が加わったが、その対象を限定したことには賛同します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
1.		(株)宮城テレビ 枚送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	放送事業者は、報道機関として特に災害時にいて重要な情報インフラを担っていることから、電波の利用状況調査において、定量的な評価以外に社会的重要性を踏まえた総合評価とすることには賛同しますが、評価基準の策定においては、中立・公正な機関の助言を踏まえるとなっており、この機関の選定は透明性を確保して行っていただきたい。  【放送事業者】	中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理蓄議会への諮問が必要となっていることも考慮しつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。
1-	46 f	株)宮城テレビ 放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】 放送用周波数の有効利用の技術方策に関する技術試験で、特にホワイトスペースの利用拡大については、受信者不利益とならな いため混信などによる受信障害が発生しないよう、きめ細やかな対応を要望します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
1.		株) 宮城テレビ <b>女送</b>	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、有 効利用のための計画を作成して審査する仕組みの導入などにより、制度上の責務を負うこととなるため、国民への電波利用の普 及に係る責務等に係る特性係数(1/2)を新たに適用することが適当とありますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送 サービスエリアの定義は同一でなく、放送の場合は地デジ化の際に難視対策を丁寧に行い受信状況を確認した経緯もあり、厳格 に責務を果たしているため、このような明確な違いについても考慮されるべきと考えます。 なお、携帯電話以外の無線システムの特性係数について現状維持が適当であると明記されたことについては賛同します。	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「つ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。また、携帯電話以外の無線ンステムの特性係数について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
1.	48 (	株) エフエム愛媛	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	<ul> <li>I 電波利用料の使途の全体像</li> <li>「2-4民放ラジオ難聴解消支援事業」</li> <li>地上ラジオ放送は、災害時の第一情報提供者として重要な社会的役割を果たしております。その中で地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において、AM放送は「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、FM補完中継局を整備しております。しかし、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその制度の対象とされていません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、今後拡大が進み、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えて頂く事を要望いたします。</li> <li>AM局のFM補完放送局には、同期放送が導入されている局があります。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用のも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望致します。</li> <li>II 電波利用料の使途の全体像「4-1電波資源拡大のための研究開発周波数ひか迫対策のための技術試験事務」</li> <li>「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しております。また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂く事を要望いたします。</li> <li>【放送事業者】</li> </ul>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

149	(株)エフエム愛媛	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(3)電波利用料負担の適正化	電波利用料にかかる2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持していただきますよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えると、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれているなかでも料額が増加してきた経緯があります。負担をできる限り軽減していただきたいと考えます。	放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
150	個人⑪	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	周波教については特に3GHz以下の帯域に於いて稠密に割り当てられているという現実を踏まえ、電波監視や電波利用調査と連携 して電波法76条4項1号の規定をより厳密に適用し、既存の免許人が再免許まで未使用の周波数を放置することの無いようにして ゆくべきと考えます。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
151	個人⑪	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	「運用管理取組状況」および「社会的重要性」の2項目について、評価項目や配点が恣意的にならないよう、今後の制度設計に於いては、しかるべき機関にて第三者の意見も交じえたうえで議論を深めて頂きたいと考えます。 記述にある「第三者機関」については、公正性・中立性が確保されているか定期的に確認をする必要があるため、機関名や委員について定期的に(利用状況調査と同じかそれより短い期間で)公表する必要があると思われます。	・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。
152		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	推進	基地局障害時に広域エリアで疎通を確保するには、健全な基地局エリアまで何らかの方法で中継を行う必要があり、これは既存の自営通信システムやMCAシステムでも同様であると思われます。制度設計にあたっては、先行導入した諸外国の活用状況をはじめ最新の知見を可能な限り取り入れ、既存のシステムより簡便かつ確実に中継を行える仕様にすることで、低コストかつ強靭な通信システムが構築できると考えます。利用周波数については、公共業務での利用を踏まえ、伝搬損失が比較的小さく、回折等による伝搬も期待できるVHF帯が適当と思われますが、航空機向けに上空に放射された電波が、夏場を中心とした電離層反射による異常伝搬により、遠方で干渉となることも考えられるため、上空向けの周波数帯や出力については、今後更なる検討が必要と思われます。実用化にあたっては、各種機関が合同で利用するシステムであるため、無線機の取り扱いに慣れていない人も一定数いることが想定されます。活用を促進するためにも、既存の携帯電話やスマートフォンに近い操作体系とすることや、各メーカ間のインタフェースを共通化するといった取り組みが重要と考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
153		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【個人】 電波監視の強化について、監視システムの稠密化と取得帯域の広域化を図り、取得したデータを適切に分析することで、監視そのものによる利用環境の向上に加え、電波利用状況調査の一部も担わせることができ、調査コストの低廉化が期待できます。 【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
154	個人⑪	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	まえた電波有効利	(5)調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	新技術の調査・研究については、技適や実験局免許取得手続の期間すら惜しいというのが、現場の実情なのではないかと推測され、用途を限定したうえでの技適未取得設備の持ち込み・利用という提案は適切であると思います。 【個人】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
155	個人⑪	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利	(6) IoT 時代の技術 基準適合性確保に	IoTの推進にあたり、小型の無線モジュールの大量普及は不可欠な条件であり、適切な方法で技適マークを表示することがの予 及の妨げになることは避けるべきです。総務省や認証機関のデータベースを充実させ、モジュールが発するMACアドレスなど固有 のID情報と工事設計認証番号を紐付けすれば、データベースを参照して適合設備であることを確認することで技適マークの表示に 変えるといったことも可能と考えます。  【個人】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
156	個人⑪	その他			その他本報告の議論と関係のない事項 無線局情報のインターネットでの公表について、「適切な免許人に対し適切に免許を付与している」事実を担保し、透明性を確保 するためにも、公共性の高い電気通信事業や放送事業など一部事業に限り、当該免許人に対する電波法違反による行政処分歴 や主任無線従事者の保持資格等についても公表項目に加えるべきと考えます。 2030年時代の電波利用環境を見据え、ワイヤレス技術者をはじめとした人材の確保が長期的な課題となっており、解決のために は、小中学生といった早い段階でワイヤレス技術に対し継続的に興味・関心を持ってもらうことが必要です。アマチュア無線局への 包括免許制度の導入は、趣味としての実験を行う上での時間上・手続上の制約を現行制度以上に減らせるため、将来のワイヤレ ス人材を育成するうえでの一つのキーポイントであると考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

157	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	本制度は「経済的価値に係る負担額の配点が重くならないよう」にとあり配慮はなされていますが、金額に重点を置くと資本を多く持つところが優位となり、周波数寡占につながりかねません。価格の多寡ではなく、国民の利益に資するものかどうか、普及の努力義務、技術的な信頼性などが十分かつ慎重に審査されるような仕組みがより重要と考えます。よって放送用及び放送事業用周波数については経済的価値を踏まえた割当手法が適用されないよう要望します。  【放送事業者】	経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。また、経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
158	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	放送周波数における新規、再免許時に金額の多寡で周波数が割り当てられるオークションのような制度の導入は、放送局の経営的に多大な影響を及ぼし、放送局に求められる公共性や安定的なサービスの維持ができなくなる恐れがあります。よって放送及び放送事業用途の周波数帯においてのオークション制度導入は、国民に安定的に情報を伝える公共的な役割を担っている放送にはなじまないと考えます。  【放送事業者】	
159	(株)テレビ長崎	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	周波数が実際にどのように利用されているかをリアルタイムに把握できるデータベースのシステム構築については多大な金額が必要と思われコストパフォーマンスを十分配慮する必要があると考えます。 また放送事業用無線のFPUなどは、震災などの非常災害時に使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。よって地上デジタルテレビ放送用の周波数についてはその公共的な社会的役割の観点から周波数共用には十分な配慮が必要です。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無 線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無 線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実 運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま す。
160	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	地上デジタルテレビ放送用周波数の更なる共用については、既存の地上デジタル放送が将来にわたり安定して運用できる状況を確保するための慎重な検討が必要であり、もし共用時に地デジ受信者の視聴環境に影響が出た場合に、影響を及ぼしている無線局を停波する等の実効性のある制度の検討も必要と考えます。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
161	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	放送用及び放送事業用周波数帯域の電波の利用状況については、災害時においての強靭性・速報性等、重要な社会インフラであることも踏まえた調査・評価が必要で、今回、電波の有効利用度合とは別に、無線局の耐障害性や運用継続性の取組を評価する	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
162	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	地上デジタル放送において、デジタル混信の解消、受信相談・現地調査等が引き続き補助対象との方針が出されたことは、特に当 社の放送区域において外国波を起因とする混信も発生しており、適切であると考えます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
163	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	図表3-3-21に示されている超高精細度テレビジョン放送(地上4K等)などの「新たな放送サービスの実現」について技術試験 を電波利用共益事務として進めることについて賛同いたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
164	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	地上基幹放送に関する対災害性強化支援の方針が示されたことは、国民の生命・財産を守るための災害報道の観点からも妥当であると考えられますので、幅広い支援を望みます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
165	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」との趣旨は妥当ですが、やむを得ず収支差額が生じた場合、次年度の規模抑制のために活用できるよう制度見直しの検討を求めます。また。IoT時代に対応する必要性は理解できますが、歳出規模の拡大が前提となるものではありません。総額抑制に努め「新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当」との趣旨を踏まえ、新たな事業による歳出希望の増加については十分にその必要性や効果についての慎重な精査が必要と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。
					【放送事業者】	
166	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	電波利用料制度の見直し時期について「少なくとも3年ごと」となっていますが、見直し期間の短縮等は民間事業者の経営に大きな 影響を及ぼすため、十分な配慮が必要と考えます。	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
					【放送事業者】	
167	(株)テレビ長崎	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	災害時など国民の生命と安全を守ることに寄与する放送局の公共性の高さを鑑みて、電波利用料については制度・料額の安定性・継続性が重要です。今回の電波利用料制度の見直しにおいて、放送事業者の負担料額が大幅に増加することのないよう要望します。また電波利用料の利用価値や電波割当における経済的価値の過度な反映は避けるべきと考えます。	電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する必要があると考えます。

1	1	l	İ	I	【放送事業者】	1
168	(株)テレビ長崎	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	に係る責務等」(放送法のあまねく努力義務)を勘案された措置であり、引き続き維持されたことは適切と考えます。放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解し将来においても引き続き特性係数が維持されることを要望します。 その上で、携帯電話に特性係数「ウ」が追加され、放送と同等の特性係数が適用された場合、放送事業者側の電波利用料の負担額への影響が懸念されます。これにより放送事業者の負担額が増えれば本来の特性係数の趣旨を損なう可能性もあり、十分な検討が必要と考えます。	ため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。
169	ブロードバンドワ イヤレスフォーラ ム	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(4) ワイヤレス電力 伝送システム	【放送事業者】 2030・2040年代に実現が期待される次世代のワイヤレス電力伝送システムについては、Society 5.0を支える社会インフラとなるポテンシャルを有する重要な技術であると考えます。したがって、原案で掲げているような諸課題の解決に向けて、産学官が適切に連携し、我が国の成長戦略として研究開発や規格標準化、インフラ整備や利用環境作りを強力に推進することが適当であると考えます。	
170	ブロードバンドワ イヤレスフォーラ ム	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利 用方策	(1) ワイヤレス電力 伝送に係る制度整 備	空間伝送型ワイヤレス電力伝送に係る制度整備の基本的な考え方に賛同いたします。同システムが世界に先駆けて我が国で実用化されることにより、大きな経済波及効果が想定される同システムに関する我が国の技術開発の優位性を確固たるものとするととし、本報告書(案)で掲げている「Sosiety5.0」の実現に大きく貢献するものと考えます。このような電波利用による成長戦略的な観点から、同システムの2020年度の商用化に向けて、迅速かつ適切な制度整備をお願いいたします。	
171	ブロードバンドワ イヤレスフォーラ ム	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(1) ワイヤレス電力 伝送に係る制度整 備	近接結合型ワイヤレス電力伝送に係る制度整備の見直しの在り方に関する考え方に賛同いたします。同システムについては、既に様々な用途で実用化が進められるとともに、対象の拡大や大電力化など同システムのさらなる高度化の検討が国内外の関連企業・団体等により進められております。今後、このような検討や実用化の動向に合わせて従来の仕組みの見直しの検討が戦略的に図られるようお願いいたします。  【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
172	YRP研究開発推 進協会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	経済的価値に着目した電波の新たな割当て手法については、ワイヤレスが社会経済における様々な活動の基盤としてますます重要になってきている現在において、早急に導入することが必要であり、将来にわたり効果的かつ適切な電波利用を維持していくためにも、まさに時宜を得たものである。5G、IoTの導入が喫緊に迫っている中で電波の割当てにより得られた収入は、その電波の経済的な面を含めた電波の利用価値をさらに高める活動に対して支弁されることが妥当である。これがエコシステムを形成して、社会、経済全般にSociety 5.0の実現を含めた成果をもたらすことになる。この観点で、報告書案の本項の記述に賛同する。また、P80に記述されている「電波利用の振興のための事務」の具体例については、最先端のワイヤレスシステムの社会実装を加速するには、テストペッドの構築と並んで、住宅地、オフィス街、大規模商業施設、スポーツ施設など人々が生活し活動する場での「実利用環境での実証フィールドの構築」が必要不可欠である。自動走行システムについては、中国、米国等で既にこのような実証フィールド整備が大規模に始まっているところである。このような点を含めた「実証試験の実施やテストペッドの構築」であると理解されるが、特にこれを明示することも意義があると考える。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、後段については、一般論として、実証実験といった場合には実利 用環境での実証フィールドの構築も含まれると考えられるため、原案のと おりとします。
173	YRP研究開発推 進協会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	少子化が進展し、電波技術を専門とする理工学系の学生の減少などが見られる中で、本項のような人材育成支援は、極めて有効である。実践的な育成環境を提供することで、人材育成はもちろん学生ワイヤレスペンチャーの創出にも寄与できるものと思われるので、実現を大いに期待する。  【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

174	(株)エフエム宮崎	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上アナログ放送移行後のVHF帯跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかし、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」は、その対象とされていません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えていただくことを要望します。 ・平成29年度及び平成30年度の2ヵ年間で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援していただくことを要望いたします。  【放送事業者】	
178	地域BWA推進協議会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	地域BWA推進協議会では、地域BWAに参入する新規事業者のみならず、既存事業者の活性化(サービス・質の向上)に重点をおいた活動を推進しています。高度化を果たした以降は、地域BWAの存在意義や目指すべきゴールを『3本の社の総合力』としてあらたので明確化し、地域BWAだからこそ実現できる地域の社会貢献に継続して取り組むことで、事業者数のみならず公共アプリの増加等でも成果が徐々に上がってきました。今後、総務省による利用状況調査の頻度やその評価が充実される方向においても、地域BWAが地域力向上の要として積極活用され、各事業者が適切な利用状況を示せるよう、当協議会として支援していきます。  1 2 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
179	地域BWA推進協 議会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	地域BWAは、使用する無線方式の共通化とシステム同期を前提条件として、地理的(空間的)に重ならないエリアでの周波数共用を既に実現しているシステムです。現状の枠組みも踏まえ、より高度な周波数共用の検討・検証について、可能な範囲で協力していきたいと考えます。 5G用周波数帯についても、地域における電波利用ニーズや特性に応じた無線システムの利用促進の観点から、地域BWA事業者が利用可能な環境が実現されるよう期待し要望します。高度な周波数共用の仕組みを活用することで、例えば28GHz帯の周波数共用が地域BWA事業者も利用可能な形で実現されれば、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えます。  【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
180	地域BWA推進協 議会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3)公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	自治体との連携により公共サービス提供も必須としている地域BWAでは、PS-LTEのような「公共安全」に近い業務を担うケースも 実際にあり、またサービスエリアの考え方も比較的近い関係にあると見ています。今後、導入検討が進む中で、PS-LTEを整備する	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
181	地域BWA推進協 議会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	地域BWAによる同報系の防災行政無線を補完する取り組みは古くから行われており、複数の自治体(地域BWA事業者)で概要を上げていますが、これまで費用の一部を国庫で補助するような施策は、残念ながらありません。周波数の有効利用を目的として、デジタル方式を導入する自治体への費用補助を進めるのであれば、防災行政無線と組合せて補完目的で同時に導入する地域BWAシステムについても、補助対象となるよう要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
	地域BWA推進協	第3章_2020年代に 向けた電波有効利	_3. 電波利用料制度	(2)電波利用料の	条件不利地域等における同様のICTインフラ整備において、地域BWAが担えるケースはこれまでにもありましたが、補助対象としての明記がないため、採用に至らないのが難点でした。 地域における周波数の有効利用を推進できるようなケースであれば、地域BWAが関わる伝送路整備においても、国庫補助の対象	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる

183	地域BWA推進協 議会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	地域BWAでは今後、高度化方式(LTE技術)によるLPWA向け規格「eMTC」等を採用したIoTサービスおよび通信モジュールの増加が見込まれます。これら通信モジュール(移動局)は、これまでの人向けのサービスとは異なる大規模の端末が、通信速度(帯域)を抑える形で展開される予定です。現状、地域BWAではIoT用途での端末の電波利用料について特別な措置はありませんが、一方で携帯電話事業者の周波数帯では、移動局が一定数以上を超えると電波利用料を軽減する措置が設けられています。地域BWAについても、こうしたIoT向けの移動局については、電波利用料について何らかの軽減措置を設けることについて、今後の検討課題の一つとして取り上げていただきたいと考えます。	ものと考えます。
184	地域BWA推進協 議会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(4) 公共用無線局 からの電波利用料 の徴収	地域BWAでは、多くの事業者が自治体と連携した公共サービスを提供しており、特に安全・安心の確保を目的としている自治体向けの公共サービスでは、数百~千台規模の無線局(移動局)が稼働するケースもあります。このような自治体向けの公共用途で使われる無線局の電波利用料については、公共用無線局と同様に減免・減額の対象となるよう、今後の検討課題の一つとして取り上げていただきたいと考えます。  【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。なお、公共用無線局についても、その全てが電波利用 料徴収の減免対象とされているわけではなく、報告書(案)p.162にあるよ うに、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についての み、減免対象とされています。
185	地域BWA推進協 議会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	地域BWA推進協議会では、新規参入事業者、既存事業者の双方の充実を図るべく、様々な普及活動を展開していますが、今後の利用状況の詳細な報告についても、業務の妨げにならない範囲で事業者の持続的成長を促すことを目指し、協力をしていきたいと考えています。また、ホワイトスペースを含む周波数共用の推進については、将来の5G周波数帯での周波数共用実現に結びつくことを視野に、可能な範囲で協力していきます。 さらに、地域BWA帯域の有効利用度を上げるという点で、全国系事業者のトラフィックを受け入れる、いわゆるオフロード等の協業については、これまで要望してきた連用形態であり、早期の実現を希望します。 一方で、地域BWA参入の必須条件である自治体同意書・協定書等の取得については、多くの地域事業者から取得に苦労するとの報告があることを踏まえ、当協議会としては、より円滑に免許取得が進んで参入事業者増加につながるよう、自治体向け啓蒙・周知活動に引続き取り組むとともに、総務省からの活動支援にも期待します。また、2018年2月7日の第4回親会会合で地域BWA推進協議会として事業者ヒアリングを受けた際、構成員から補助金の効果について質問を受けました。その際、条件不利地域等でのブロードバンド整備に適用できる「情報通信基盤整備推進補助金」等で、光ファイバー整備だけでなく地域BWAも対象として明記してもらえれば、その分野での普及が進むといったアイデアを述べました。地域BWAに特化した補助金制度の実現は難しいと思いますが、既存の補助金施策を少し見直すだけでも大きな効果を生み出せる可能性はあると考えます。このような様々な働き掛けや活動を通して、地域BWA全体の発展に寄与するよう、地域BWA推進協議会は今後も普及促進に努めます。	
186	地域BWA推進協 議会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(6) IoT 時代の技術 基準適合性確保に 向けた取組の強化		頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
187	石川テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●災害報道はローカル民放局の最も重要な使命です。非常災害時のライフラインである放送局設備等の耐災害性をさらに強化する取り組みは、地域の住民、視聴者の利益に適うものと考えます。 ●電波利用料の歳出規模は全体として拡大する方向とうかがえます。IoT時代への対応という趣旨は理解できますが、新たな事業の必要性を十分に精査し、むやみに使途が拡大しないようにすべきです。歳出規模を抑え、ローカル民放局の負担が軽減されるよう要望します。	
188		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	<ul> <li>●放送に関しては次期料額算定期間において特性係数の適用を変更する特段の事情の変化がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは極めて妥当です。</li> <li>●電波利用料制度の見直しでローカル民放局が負担する電波利用料が増額とならないよう、改めて強く要望します。</li> </ul> 【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され ることが期待されます。
189	(一社)電波産業会	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現		電波利用社会の5つの目標を実現するため2030年代に実現すべきと提言されている7つの次世代ワイヤレスシステムあるいはその要素技術については、電波の利用による恩恵が様々な分野、様々なユーザに行き亘るシステムとして、官民一体としての今後の開発・実現への取組が期待される。  【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
190	(一社)電波産業会	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_4. ワイヤレスがも たらす社会的効果・ 経済的効果	(2) 2030 年代に向 けた経済的効果	2040年における電波関連産業規模が112兆円、また全産業の生産額に占める電波関連産業の割合が2015年の約3倍(12%)との試算については、様々な社会的課題解決に貢献する社会生活のインフラとなる電波産業への期待の表れと理解し、提言されている次世代ワイヤレスシステムを含め様々な電波利用システムについての開発と実用化に向け、電波関連産業に携わる会員からなる当会の活動も含め産業全体として積極的かつ持続的に事業を推進していく必要があると考える。  【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
191	(一社)電波産業会	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組	(1) 周波数長期再編プラン	5G及び7つの次世代ワイヤレスシステムに必要な周波数としてそれぞれ4GHz、110GHzの確保が必要とされているが、グローバル標準とするためにも国が積極的に主導し、国際的な調和を図りつつ早期の国内周波数帯の明確化や再編、既存周波数帯を含む制度化を推進することが強く望まれる。これにより重要性が一層高まる周波数共用技術の開発・規格化が産業界において進むことが期待される。  【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

192	(一社)電波産業会	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の 実現に向けた取組	(2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ	とりまとめられた政策パッケージについては、いずれも重要で効果的な政策と考えられ、中長期的視点から国が主導して広く産業界や関係者と連携して推進すべきものである。特に、社会的に有用な研究開発課題への対応のほか、長期的かつグローバルな視点や多様性を踏まえた標準化については、民間標準を策定している当会としては5Gにおける対応のように国の描くロードマップをも踏まえ早い段階から国際連携を図りつつ国際標準化、標準規格の策定に精力的に貢献してまいりたい。	
193	(一社)電波産業会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	ワイヤレス産業の市場規模は2040年時点で112兆円と推定されているように、この分野の振興は我が国の成長戦略の重要な一翼を担うものであり、提案されている各種の割当手法の抜本的見直しは重要である。また、オークション制度については、今後成長が期待されるこの分野の力を削ぐ恐れがあるため、引き続き各国の動向に注視するとされていることに賛成する。  【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
194	(一社)電波産業会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	新たな割当手法による電波利用料収入を長期的・基礎的な研究開発や実証実験の実施をはじめとして「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることについては、「経済的価値を踏まえた価格競争の要素を取り入れることとすれば、その使途についても幅広く考えることが重要」との当会の意見とも一致するものであり、今後の具体的な検討と速やかな実施を強く期待する。  【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
195	(一社)電波産業会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	一定の干渉を許容し合う周波数共用を進めていくこと、そのために必要な干渉許容基準を策定することについては、今後の逼迫した周波数需要においては重要な施策であり、研究開発や技術試験を踏まえて定めることも妥当である。なお、同基準の策定に当たっては、国が主導して検討を進めるとともに関係者間のコンセンサス醸成が必要と考える。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
196	(一社)電波産業会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3)公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	【その他】 PS-LTEの導入は、諸外国で実施又は検討されているように、人命教助のための必須のシステムとして公共安全のより一層の確保 に加え、国の機関における周波数の有効利用を実現するためにも重要であり、早期の実現を目指し総務省のリーダシップの下、関 係機関において検討を早急に開始することを期待する。本システムは、異なる機関の様々なニーズを柔軟に実現できうるものと理 解している。	
197	(一社)電波産業会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3)公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	【その他】 国の機関でのPS-LTEの利用が始まれば、相互補完の一環として、類似の機能を有する公共BBシステムの周波数にも余裕が生じることから、公共業務のみならず、公益事業や民が担っている公共的業務(例えば警備会社が行う警備任務など)に対しても公共BBを解放することが望ましいと考えられる。 また、公共BBにおいては様々な利用拡大の実現に向けて具体的な検討が進められることを期待する。 さらに、LTE方式による共同利用型システムについては、当会の自営無線通信調査研究会が平成30年2月にとりまとめた「共同利用型自営無線通信システムの在り方について」における検討結果も参考になるのではないかと考える。	公共プロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての 柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡 大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。
198	(一社)電波産業会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【その他】 電波利用料の使途について、従来の事務に加えて、bT時代の本格的な到来に向けた新たな課題に対応するための共益事務に広 く充てていくことについては、周波数の有効利用を一層推進することになり電波産業の発展にもつながり、また電波利用料の使途 に関して当会から提出した内容(迅速な周波数再編、研究開発対象、人材育成)とも一致するものであり、今後の具体的な検討と 速やかな実施を強く期待する。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
199	(一社)電波産業会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	IoT時代の本格的な到来に伴い関連するビジネスの拡大が期待されるが、少量のトラヒックではあるが多数の無線端末から構成されるIoTシステムによるビジネスなど普及拡大が期待される分野の阻害要因とならないよう、関連ビジネスの促進と負担との適切なパランスに配慮することを要望する。  【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
200	(株)テレビ東京 ホールディングス	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	基幹放送局は、国民・視聴者の知る権利に応え、緊急時・災害時には国民の安心安全や生命財産を守るライフラインという極めて重要な公共的役割を担っています。その社会的責務を十全に果たすためには、基幹放送局および放送事業用無線局については、新規の割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。入札額の多寡で選定することは、上述の前提を危うくしたり、崩しかねません。上配①及び②を満たすものを要件として、経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、電気通信業務用の移動通信システムを始めとすることが示されていますが、将来的にその対象範囲が過度に拡大していくことが懸念されます。制度整備にあたっては、割当手法の対象となる無線局の目的や種類の限定を含めて慎重な検討を要望します。 オークション制度については、引き続き最新の動向を注視する必要があるとしつつも、事業者や有識者からの懸念・慎重な意見を踏まえて、事実上制度化を見送ったことは極めて適当と考えます。オークション制度によって落札価格が高騰し、事業者の負担が増大した事例があり、結果的に国民が間接的に入札金額を負担することにつながることも懸念されます。オークション制度が真に国民の財産である電波の有効利用となるのかは疑問です。	た要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
201	(株)テレビ東京 ホールディングス	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	【放送学・名) 【放数がひつ迫した状況での既存無線システムと新たな無線システムの共用検討においては、各無線システムの運用特性、利用 ニーズ、社会的役割等を十分考慮し、実運用に影響のない範囲内で一定の干渉を許容し合うという方針については妥当と考えま すが、初めから割り当てありきで検討を行うべきではなく、検討結果により共用を前提とした割り当てを進めるべきであると考えま す。 地上デジタルテレビ放送用周波数については、既にテレビホワイトスペースとしてワイヤレスマイクやエリア放送との共用を行って おり、また今後の地上波の高度化に向けた検討も進められている為、さらなる他システムとの周波数共用にあたっては、当該周波 数帯の既存無線局の免許人からの意見、要望を聴取し、十分な技術検証と運用調整の仕組みを構築する必要があると考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。 なお、頂いた御意見においても記載いただいているとおり、周波数共用 については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システ ムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割 等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが

ĺ	l		l	Ī	【放送事業者】	1
202	(株)テレビ東京 ホールディングス	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価することが適当と示されたことは適切 炎考えます。例えば、放送事業用無線(FPU)等は、常時、電波を発射していませんが、震災や大雨等の非常災害時にはフルに使 用するため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。平時の使用頻度だけでなく、緊急・非常時の備えとしての 役割を考慮し、また幅広い観点から国民・視聴者の利益に適う総合的な評価基準を策定すべきと考えます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、 総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管 理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評 価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適 当であると考えます。
203	(株)テレビ東京 ホールディングス	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	技術試験によって地上テレビジョン放送の高度化を実現することは、電波の有効活用に資するものであると考えます。 大規模災害において、地上基幹放送波は国民の重要なライフラインであることから、その耐災害性強化の支援が示されたことは適当であると考えます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
204	(株)テレビ東京ホールディングス	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると示された点は適当と考えますが、従来から継続される電波利用共益事務と新たに追加される電波利用共益事務について全体の歳出規模が抑制されるよう、その必要性と効果について十分な精査を行い、免許人の負担が軽減されるよう設計すべきと考えます。また、現状でもほぼ毎年度で歳入が歳出を上回っている状況であることから、余剰金が生じた場合は、電波利用共益事務のために徴収した電波利用料を退蔵したり、他用途に流用したりすることなく、次期の料額算定に組み入れるなど、歳出抑制と併せて電波利用料額の軽減を図ることが可能となるように、制度整備されるよう要望します。	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。 余剰金については、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電 波利用料の繰り越しについて規定されています。また、総務省における 今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					加及李木自	
205	(株)テレビ東京 ホールディングス	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	電波利用料制度は電波法の規定により、少なくとも3年ごとに見直すとされています。直近の改定は平成29年度に行われていることから、次期料額算定期間は早くても平成32年度(2020年度)から平成34年度(2022年度)とすべきであり、料額変更によって免許人の経営計画に対して大きな影響を与えることも懸念される為、規定よりも短い期間での見直しは適当ではありません。また、次期料額算定においても免許人の負担が急増することにならないよう、料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和の措置は恒久的に継続すべきと考えます。 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に負担させるものであるから、共益費用以上の負担を求めることは適当でないと考えます。 特性係数の適用に関して、放送を含む携帯電話以外の無線システムについては、現状を維持することが適当であるとの方針が示されたことは妥当であると考えます。	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。激変緩和措置について頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。また、電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。 携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【放达争来有】	
206		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	国民の財産である電波を利用してその恩恵を受ける以上、本来的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきであるという考え方は、理に適っていると考えます。また、電波利用料の使途である電波利用共益事務の一つとして「免許不要局等のための周波数移行・再編支援」を行い、免許不要局の為に帯域を確保するのであれば、その受益者である免許不要局から電波利用料を徴収することは妥当であると考えます。 対象範囲の特定や実効的な徴収方法において解決すべき課題が多く存在するからという理由で、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りすることなく、関係する事業者の意見を広く取り入れながら、早急に電波利用料の徴収方法を検討することを要望します。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	

207	(株)テレビ信州	全体			●国民共有の有限財産である電波を利用する放送、携帯電話、W-Fi、非接触ICカード等の機器は国民生活に深く浸透している状況です。近い将来に向けて電波の有効利用を検討することは意義のあることであると考えます。 ●放送事業者は、地域免許制度のもと、放送エリアをあまねくかが一し、地域に根差した多様で豊かな放送番組を制作し、視聴者に良質な番組を届けています。また、地上テレビ放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 ●電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。 電波利用制度をめぐる議論はあくまでもこの25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。 必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、歳出の抑制を要望します。 Society 5.0に向けての研究開発の施策についても、導入時期など見極めた上で新たな使途を打ち出すべきであり、使途の拡大ありきで電波利用料を論じるべきではありません。歳入と歳出のパランスは不均衡が続いております。歳入、歳出それぞれの総額が一致するようにすることを強く要望します。 ●電波の公共性に鑑み、経済的価値を帯なります。歳入、歳出それぞれの総額が一致するようにすることを強く要望します。 ●電波の公共性に鑑み、経済的価値を帯なります。場に持ち込むことは根本からなじみません。放送用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当られている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入に反対をします。	・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電 流ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を 精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検 討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項 において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
		# 0 T 0000 = 101-		(a) III + # 767-4	【放送事業者】 ●700MHz帯の周波数移行を実施した放送事業者として、現行のインセンティブで概ね順調に移行することができましたが、メーカ	
208	(株)テレビ信州	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(2) 周波数移行を 促すインセンティブ の拡充・創設	の製品開発、性能確認、他の無線機への影響調査に手間と時間を多く要しました。実費だけでなく、きめ細かな費用負担の方法の 検討を要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
-		711737847 [24]		O JACO ALIAN	【放送事業者】	
209		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	●経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。	I具いた側息見は、報告者(条)に対する貧同息見どして承ります。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められるしてとが適当であると考えます。
					【放送事業者】	
210		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策		<ul><li>●公共用の無線局情報の見える化については、どの程度利用されているかをイメージできる最低限の情報の公表にとどめるべきと考えます。</li></ul>	公共業務用無線局等の情報を公表する場合には、通信の傍受、妨害等による業務への影響の懸念を考慮し、無線局を開設しようとする者の検討の端緒となるよう、どのような無線局がどの程度利用されているのかをイメージできる情報(免許人の名称、無線局の種別、無線設備の設置場所・移動範囲、周波数帯、無線局の目的)を公表項目とすることが適当と
					【放送事業者】	
211		第3章_2020年代に向けた電波有効利	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3)公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	●公共安全LTEの導入については、災害発生時の警察、消防、自衛隊等の相互連絡手段として有効であると思われますので、早 急に検討を進めるべきと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
$\vdash$		用方策の検討		推進	【放送事業者】 ■これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の効率的な利用に資する諸施策	
212		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用を図ることは免許人全体に便益をもたらし、視聴者の利益にもかなうものであります。次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【放送事業者】	
213	(株)テレビ信州	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(2)電波利用料の 使途の見直し	●電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は、引き続き電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。	ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。
					【放送事業者】	

214	(株)テレビ信州	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	●ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの境界の根拠が示されていません。470MHzには地上テレビ放送用周波数帯であり、放送事業者の費用負担を守ってと続り込んで区分変更がされているかのように見えます。区分変更により、地上テレビ放送事業者の費用負担が増にならないよう要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていません。安定した事業経営のため、激変緩和措置の継続を強く要望します。	帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP バンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」、③「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」は、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF 帯以下の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。また、激変級和措置の適用を含む、具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
215		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	担の適正化	●「携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等を踏まえると、電波利用の普及に係わる制度上の責務を負うこととなると考えられることから、特性係数「ウ」を新たに適用することが適当である。」と述べられています。通信事業者は携帯基地局の建設を進め、見かけのカバーエリアを広げていくという手法を取っていますが、過疎地等の人口密度が低い地域がかバーされていなくとも人ロカバー率は下がりません。一方、地上テレビ放送事業者は、サービスエリア内の全ての世帯の受信状況を確認し、受信不良が発生しているときには改善支援を長年続けてきております。放送の「あまねく」と明確に違う意味をもつ携帯電話に対し、新たに特性係数「ウ」を適用することに反対します。●「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。
				-	【放送事業者】	
216		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(4) 公共用無線局からの電波利用料	●電波利用料は、適正な運用に必要となる事務、免許人等の安定的な電波利用の確保等のために行われる事務に要する費用を免許人が負担する制度です。 免許人が負担する制度です。 電波利用料の徴収対象を全ての公共無線局とするのではなく、電波の有効利用が行われていない無線局に限ることが適当と述べられていますが、今後の公共用周波数の再編等に電波利用料が用いられる可能性を考慮すると、全ての公共用無線局から徴収すべきであると考えます。	現行制度では、原則全ての無線局が電波利用料徴収の対象とされています。その中で公共用無線局についても、その全てが電波利用料徴収の減免対象とされているわけではなく、報告書(案)p.162にあるように、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についてのみ、減免対象とされています。
					【放送事業者】	
217	(株)テレビ信州	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し		●免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされています。 電波利用の発展を阻害しない配慮は必要ですが、免許不要帯域の整備に電波利用料を用いる可能性を考慮すると、免許不要局 からも電波利用料を徴収するべきであると考えます。 今後loT機器等の爆発的増加が見込まれておりますので、市場に大量に出回る前に、早急な制度整備を要望します。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	

218	(株)エフエム大阪	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	地上ラジオ放送は災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中でAM放送においては地デジTV移行後のVHF帯跡地で、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を「民放ラジオ難聴解消支援事業」として広く普及しています。しかしながら同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、「V-Lowマルチメディア放送」も「民放ラジオ難聴解消支援事業」の事業の対象としていただけるよう要望します。	I取いた側息見ば、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
219		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「V-Lowマルチメディア放送」はPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しています。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発にも支援していただきたく要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
220	(株)エフエム大阪	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	弊社を含む民間FMラジオ放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。そのため、2つの特性係数と現在の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するように要望します。また放送の特定係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料率が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 とならないよう要望します。 特に地上ラジオ放送は極めて厳しい経営環境に置かれている中でも、これまで料額が増加してきた経緯があります。出来る限り負担の軽減を図っていただきたく要望します。	
					【放送事業者】	
221	トヨタ自動車(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局の電波利用料に対する課題が記載されていますが、ITS用途の通信に関しては、記載されている課題に加え、電波の 適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどないこと、社会インフラとして公共性が高く受益は間接的であること等の理由から、従来通り非徴収とするべきであると考えます。	報告書(案)p.166に記載のとおり、無線LANの帯域確保のための技術試験事務や公衆無線LAN環境整備支援事業などにより、電波利用共益事務による一定の受益は、免許不要局にも及んでいると考えられます。一方、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本懇談会においては、まずは現行の特定周波数終了対策業務や登録局制度の活用実績を蓄積すべき旨提言したところです。
					[メーカ]	
222	トヨタ自動車(株)	その他			報告書167、169ページに自動運転向けの無線システムに関連する記載がありますが、既に、ETC/ETC2.0やITS Connectといった ITS通信を利用したサービスが展開されています。自動運転向けには、これらITS向け通信のさらなる活用を含め、周波数帯域のみならず、実現すべきサービスに適した無線システムの構築と電波利用環境の確認等を踏まえながら進めるべきと考えます。	ものと考えます。
-					[メーカ]	
223	(株)中国放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	新たな周波教割り当てで、競争的な申請が見込まれる場合であっても、基幹放送局及び、放送事業用無線局については、懇談会の議論の中でも意見として出ているように、価格競争の要素を含めた決定方式にはなじまず、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきでないと考えます。放送用周波数は災害時においては、国民の生命と財産を守るうえでも重要であることを考慮頂いて、その経済的価値のみで割り当ての要否を決めないよう制度整備する必要があると考えます。 オークション制度について、その懸念を指摘して制度化を見送ったことは極めて適切と考えます。 電波をオークションによる入札金額の多寡によって事業者選定の基準とすることは、国民の安全・安心につながる公共性の高いシステムが排除される仕組みになり兼ねず、その結果、電波の公共性を享受するべき国民が不利益を被ることになると懸念されます。 7月に起きた「平成30年西日本豪雨」災害では、弊社は、発災後ただちに緊急報道体制をとり、継続して被災者、地域住民への情	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
					報提供に努め、採算を顧みず報道の責務を果たしたと自負しています。オークションによる事業者の選定は、番組の質、量、更には事業の継続に影響を及ぼす懸念があり、そのため、報道の中立性、公平性を担保出来ず、大規模災害時等において地域住民の安心・安全を損なうことになりかねず、割当事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではないと考えます。	
					【放送事業者】	
224		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	原案の(エ)公平性と透明性の確保においても「重点調査対象無線システムに対する重点調査を実施する場合、免許人に対しても一定程度の負担増となることが想定される」との記載がありますが、調査周期が「3分割・3年周期」から「2分割・2年周期」に変更となった場合でも、免許人の業務に支障が無いような調査がなされるべきであり、免許人の過度な負担とならないような仕組みの構築を要望します。	報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、重点調査を実施する場合にも、可能な限り免許人に負担がかからないよう配慮することが必要であると考えますが、重点調査は無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解しいただき、御協力いただきたいと考えます。
					【放送事業者】	

225	(株)中国放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	7月に発生した「平成30年西日本豪雨」災害においても、ラジオは地域のファースト・インフォーマーとして、その役割を果たし、地域に対し必要な情報を発信し続けました。今後も、平時や災害時において迅速かつ適正な情報提供手段を確保するため、引き続き難聴解消支援措置を継続して頂くことを要望します。  先般発生した「平成30年西日本豪雨」災害においても、地域に対しテレビ・ラジオが必要な情報を発信し続けました。非常災害時のライフラインである地上基幹放送局の耐災害性をさらに強化する取り組みは、地域住民・視聴者・聴取者の利益に適うものと考えます。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 放送の耐災害性について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同 意見として承ります。
226	(株)中国放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	地上波ラジオの使用する周波数帯域はひっ迫度も低く、今回470MHzの区分追加についての方針は妥当なものと考えます。また、加えて、そのひっ迫度に応じたラジオへの電波利用料額の負担の軽減も期待します。 放送に対して、適用を変更する特段の事情の変化のないことから、現状を維持するという方針については妥当であると考えます。しかしながら、現行制度においては、自らの無線システムの特性に変化が無くても、他者の特性係数の変動や歳出規模の拡大によって料額が増加する可能性があります。放送局にとって電波利用料の料額の安定性、継続性は極めて重要で、特にローカル局にとっては、地域情報発信の担い手としての公共的役割を果たしており、災害など有事の際には的確な地域情報を放送するのが責務であると考えます。引き続きローカル局の安定した経営、放送を維持するためにも、出来る限りの負担の軽減を要望すると共に、やむを得ず料額が増加する場合も、負担する料額の大幅な変動を避けるため、今後も、料額の増加率を一定に抑える激変緩和措置を恒久的に講ずることが不可欠であると考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利 用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著 しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を 変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当 と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるも のですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額 が算定されることが期待されます。 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際 には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されること が期待されます
227	(株)フジテレビ ジョン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	【放送事業者】 ●周波数の割り当てに際し、高い収益を上げる無線システムばかりが優先されないよう、経済的価値が過度に反映されない方針が盛り込まれたことは妥当です。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
228	(株)フジテレビ ジョン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	●オークションのような金額の多寡で周波数が割り当てられる制度は、国民に安定的に情報を伝える公共的な役割を担っている放送にはなじみません。今後の検討に当たっては、専門家や関係者の意見を十分に聞いた上で、慎重な議論を行うよう要望します。  【放送事業者】	オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
229	(株)フジテレビ ジョン	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	●放送事業用無線のFPUなどは、震災などの非常災害時に使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。周波数のリアルタイムセンシングデータに基づき、空間的・時間的にダイナミックに共用するシステムの開発・運用を検討する際には、その点を考慮することを強く要望します。  ●既に、ラジオマイク等と共用されている地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共有については、現在適用している「地デジ保護基準」は変えず、既存の地上デジタル放送が将来に渡り安定して、問題なく運用できることを担保する慎重な検討が必要と考えます。 また、地デジ受信者の視聴環境に影響が出た場合に、すぐに妨害を与えている無線局を停波する等のシステムの構築、実効性のある制度的な担保の検討も必要と考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
230	(株)フジテレビ ジョン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(1) 公共用周波数の見える化の推進	●官官・官民での周波数共用が促進されるよう、情報提供の申請者が、公共業務用無線局の情報について提供個別の事案ごとに 判断できる仕組みとすることに賛同します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
231	(株)フジテレビ ジョン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	●放送事業用無線のFPUなどは、日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは、適切であると考えます。 【放送事業者】	頂いたご意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
232	(株)フジテレビ ジョン	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」との趣旨は妥当です。やむを得ず収支差額が生じた場合は、次年度の 規模抑制のために活用できるよう制度の見直しの検討を求めます。 ●IoT 時代に対応するという趣旨は理解しますが、それをもって歳出規模の拡大が前提となるものではありません。「新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当」とあるように、使途について慎重な精査が必要と考えます。 ●電波利用料の歳出については、図表3-3-35にも示されている通り、平成5年の制度開始時と比較して、近年10倍近くに拡大して推移しています。やみくもな歳出規模の拡大を前提とせず、総額抑制に努めるよう要望します。 ●総務省においては、電波利用料という特定財源の拡大を求めるのではなく一般財源のさらなる確保を目指すべきです。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 一般財源のさらなる確保について、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

233	(株)フジテレビ ジョン	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	●電波利用料制度の見直し時期について、「少なくとも3年ごと」となっていますが、見直し期間のさらなる短縮や見直し時期の前倒し等は民間事業者にとって経営の不確定要素となるため、配慮が必要と考えます。  【放送事業者】	間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な 負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
234	(株)フジテレビ ジョン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	●従来の電波利用料と新たな周波数割当て手法の両方において経済的価値を反映させると、経済的価値の"二重取り"となります。電波利用料は電波を利用する全ての無線局が共益費(管理費)として応分の負担をするという制度本来の在り方に徹すべきです。	電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として
235	(株)フジテレビ ジョン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	【放送事業者】 ●放送事業者の4分の1の特性係数は法律に定められた「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法の災害放送義務)、「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法のあまねく努力義務)を勘案された措置であり、引き続き維持されたことは極めて妥当です。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
236	(株)フジテレビ ジョン	その他			り、激変緩和措置を設けているこれまでの制度は極めて妥当です。今後も引き続き適用されることを強く要望します。	激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総 務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏ま えて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
237	(株)テレビ新潟 放送網	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】 地上デジタル放送の新たな放送サービスのため、電波利用料を使った技術的検討、試験、調査等の継続的な実施とその成果を期 待します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
238	(株)テレビ新潟 放送網	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	一方、「実際にこれらを実施する場合、電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、歳出は必要最小限の規模に抑制し、免許人への過度な負担は避けるべきと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
239	(株)テレビ新潟 放送網	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用急拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHz~710MHzは地上テレビ放送用周波数に割り当てられております。②「470MHz組3.6GHz以下」の区分になるとこより、地上放送事業者の費用負担増につながることがないよう要望します。また、今回の報告書(案)では、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていません。安定した経営のためにこれまで同様、「激変緩和措置」の継続を強く要望します。	帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP パンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書案」」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を行「470MHz以下」、②「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)にては、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)にないて、「VHF 帯以下の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
-					【放送事業者】	
240	(株)テレビ新潟 放送網	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	るもの」の2点を勘案して規定された措置であり、今後も維持するとの方針が示されたことは適切と考えます。 電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう、あらためて要望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され ることが期待されます。
			j	l .	【放送事業者】	

241	(株)テレビ新潟 放送網	その他			テレビ新潟は、近年では中越地震、中越沖地震、新潟・福島豪雨、糸魚川大火など災害時において、被災者や県民に的確な情報を県域にあまねく提供してまいりました。報道機関の使命を全うするために、最新機材を導入したうえ、採算を度外視した放送体制で臨むこともあります。電波の放送利用に関して経済的価値を過度に持ち込むことは不適切と考えます。また、当社は安定した放送を継続するために、平成18年に放送を開始したデジタル放送のマスター設備、親局送信所、中継局などの更新を今年度から始めます。電波利用料制度は、電波法の規定により「少なくとも3年ごとに見直しを行うこと」とされており、現行制度は平成29年の改定となっております。放送事業者の安定した経営を継続するためにも、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて強く要望します。	
					【放送事業者】	
242	無線LANビジネス 推進連絡会	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_1. 2030年代の社 会の姿	(1) 社会のトレンド 「静かなる有事」	インフラの老朽化に関しては、橋梁や係留施設のみならず、電気通信を支えて来た通信ケーブルや建物内におけるLANケーブ及び、とう道や通信管路等も老朽化が進んでいます。 これらを代替・補完するためには、免許不要局を含む無線の活用がますます重要となると認識しており、これらの視点も加えることを提案します。 なお、項番が重複しており、(オ)が正当	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされ ものと考えます。 また、項番の重複については、御指摘のとおり修正します。 【修正前】 【アンインフラの老朽化 (イ)少子化 【修正後】 (オンフラの老朽化 (カ) 少子化
					[その他]	
243	無線LANビジネス 推進連絡会	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(2) ワイヤレスIoT システム	らに重要となります。この観点より、全世界的に普及している無線LANとの親和性が高いIEEE802.11ahをIoTの例示に加えるとともに、IEEE802.11ah等による免許不要局の活用や国際標準規格との調和のとれたシステムの国内利用に向けての制度整備の必要性について明示すべきと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ものと考えます。 報告書(案)p.86の記載のとおり、免許不要局の運用の拡大に伴い、電波利用環境を必ずしも良好な状態に維持できないという課題もあるため、引き続き、各国際標準規格の動向や普及状況等に鑑み、既存無約システムに対する影響を十分考慮したとで、免許・登録の要否も含め国
						内の制度整備について検討されることが必要と考えます。
244	無線LANビジネス 推進連絡会	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組	(2) ワイヤレス成長 戦略政策パッケージ	アーによる基地向登 <b>備が有効であると考えられ、必要な制度登</b> 備を行うへきと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
		第3章 2020年代に		(3) 公共用周波数	【その他】 IoTを初め様々なシステムの導入を進めるにあたり、周波数の有効活用による帯域確保が非常に重要であり、公共用周波数の再	
245	無線LANビジネス 推進連絡会	向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	の再編・民間共用の推進	編・民間共用の推進について賛同します。 【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
246	無線LANビジネス 推進連絡会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し		「5G 等の無線システムを支える光ファイバ網の整備等」に関しては、条件不利地域等の地域課題を解決し、地域活性化の実現に向け、無線システムの活用を推進する施策の主旨に賛同します。一方、条件不利地域への伝送路整備については、固定系を含むブロードバンド基盤整備に関する議論の中で整理すべき課題であり、電波利用料の使途としては、慎重な検討が望まれます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
		Att a Tt and a te (I) ( -			【その他】	
247	無線LANビジネス 推進連絡会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	IoT・公衆無線LAN の安心・安全な利用環境の構築支援に関しては、当連絡会の活動の主旨と合致し、これに賛同します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
	1年2年11日	用方策の検討		CEV/LEO	【その他】	
248	無線LANビジネス 推進連絡会	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	本文では「登録局を除く免許不要局に対しては」と免許不要局は登録局を含む表現となっていますが、用語解説では「免許不要局は免許及び登録を要しない無線局」との異なった表現になっているため、本文もしくは用語解説を修正すべきと考えます。	頂いた御意見を踏まえ、報告書(案)p.203における免許不要局の用語解説を次のとおり修正します。 【修正前】 電波法第4条第1項各号に規定されている、免許及び登録を要しない無線局のこと。 【修正後】 電波法第4条第1項各号に規定されている、免許を要しない無線局のこと。
					【その他】	
249	無線LANビジネス 推進連絡会	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局は、電波法第4条第1項第3号の規定による技術的な機能によって干渉が回避され、電波環境が確保されるように担保	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。 なお、報告書(案)においても、登録局制度の活用は、「当該無線シスラ ムを導入する帯域を適正な電波利用環境に保つため、無線局の適正な

1			1	1	【その他】	]
250	無線LANビジネス	第3章_2020年代に向けた電波有効利	_3. 電波利用料制度		このため、当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積することとし、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収することについては、当該実績も踏まえ、継続的な検討課題とすることが適当である。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる
200	推進連絡会	用方策の検討	の見直し	D見直し の確保	今後、継続的な検討課題として議論される場合は、その過程において、免許不要局であるWi-Fiを利活用する事業者の代表として、 議論への参加を希望します。 【その他】	ものと考えます。
251	無線LANビジネス 推進連絡会	その他			Wi-Fiは通信基盤として携帯網に並ぶものとなった現在、電波戦略を議論する際には、携帯事業者のみならず、免許不要局である Wi-Fiを利活用する事業者の代表として意見を述べる場を提供して頂けるよう要望します。 【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
252	ITS Connect推 進協議会	その他			【意見】 現状、免許不要局については、報告書記載にあるとおり、電波利用料の徴収は原則として行われておらず、実効的な徴収方法ほか課題が多い。 特に、すでに普及が進み、多くの利用者が存在するものについては、制度変更による混乱不都合等を生じされるおそれがあるため、引き続き非徴収とすることが妥当と考えます。  ・ITS Connect推進協会は、ITS専用周波数帯を活用した安全運転支援システム「ITS Connect」の実用化お呼び普及を促進する団体として、安心・安全な交通社会を実現することを目指しております。 当該システムは、車と車、および口即機器と車の間で通信を行い、事故防止に繋がる情報を提供するサービスとして2015年10月より実用化され、既に多くの利用者がおります。 また、今後、更なる利用者の増加を見込んでいます。 通信を収益に使用するもの異なるものであり、この様な公共性の高いサービスに対しては、電波利用料の徴収対象がとされることを期待します。 ・報告書167、169ページに自動運転用の無線システムに関連する記載がありましたが、「ITS Connect」システムで送受信されている各種情報には、開発競争が激化している自動運転に必要なデータ項目が既に含まれています。 今後、自動運転用の新たな無線システムの検討に際しては、使用する周波数帯の議論のみではなく、実現すべきサービスに適した通信品質が確保できるかどうかについて、実際の利用環境化において、システム全体での確認を行うべきと考えます。	験事務や公衆無線LAN環境整備支援事業などにより、電波利用共益事務による一定の受益は、免許不要局にも及んでいると考えられます。一方、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本懇談会において
253	(株)エフエム青森	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●地上基幹放送におけるラジオ放送は災害時のファーストインフォマーとして位置づけられ、重要な社会的役割を果たしてきております。その中でAM放送は「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用して、アナログテレビ放送で使用していたVHF帯の跡地においてFM補完局を開局し広く普及しております。しかしながら、同じ跡地利用の「VーLowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。 「VーLowマルチメディア放送」も同事業の対象に加えていただくようお願い致します。 ●既存FM放送においては、難聴地域が少なからず存在している状況であり、災害時のファーストインフォマーとして役割を果たすためには難聴地域をなるべく解消してゆかなければならないと考えます。 難聴解消の方法については、従前の無線局を建設することに加え、技術的に問題がないのであれば既存局の増力によって難聴解消がなされるのであれば同事業の対象としていただくようお願い致します。 ●既存の放送区域内において、今まで聴取が良好と認識していた場所、地域において建物の堅牢化、窓の二重化等で難聴となってしまっている状況が存在します。 そういった場所、地域におけるきめ細かい難聴解消においても同事業の対象として頂きたくお願い致します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
254	北日本放送(株)	全体			これまでの取り組みをさらに進めて、今後通信技術が進歩する一方で人口が減少し高齢化が進むという社会構造の変化に応じた電波利用のグランドデザインが示されたことを評価します。 提言を実現するための方策に関して経済的価値重視の弊害などいくつかの懸念は記述されていますが、施策を進めるに当たっては関係者の意見を再度聴取するなどして引き続き注意深く対応していただきたい。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
255	北日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(3)割当手法の抜 本的見直し	・基幹放送局及びこれと一体として運用される放送事業用無線局については、災害時の中継など社会的責務を十全に果たすことができるよう、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 ・オークション制度には、案に記されたように様々な弊害があり、今回制度化を見送ったことは適切と考えます。  【放送事業者】	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。

г				l			
	256	北日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	・地上デジタルテレビ放送用の周波数は極めて稠密に利用されており、また既にワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意する必要があります。 ・また周波数共用基準(干渉許容基準)の策定に当たって、放送用周波数は広く一般の視聴者が対象であり、干渉の際の社会的影響の大きさも配慮されるべきと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
L						【放送事業者】	7 0
	257 :	北日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(2)電波の利用状 況調査の見直し	・提言の趣旨は理解するが、免許人に対して過度な負担とならないよう配慮していただきたい。 【放送事業者】	本報告書(案)においても、見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしています。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと考えます。
-							10077
	258	北日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	・「実際にこれらを実施する場合、全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とあるが、仮定すれば「相応」の規模になるのは当たり前なので、文意は規模が大きく膨らむという意味でしょうか。新たな事業の必要性はある程度理解しますが、電波利用共益事務として相応しいかどうか精査して、むやみに使途が拡大しないようにしていただきたい。	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
L						【放送事業者】	
	259	北日本放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	・電波利用共益事務(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行の枠組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。 ・放送に関して現状を維持するとの方針が示されたことは妥当と考えます。 ・無線局免許人にとって、電波利用料額の安定性は経営に関わる重要な要素であり、安定した運用を望みます。	電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。また、放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適日を考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。なお、電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
						【放送事業者】	
	260 :	北日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(4) 公共用無線局 からの電波利用料 の徴収	・公共用無線局からの電波利用料の徴収について検討し一定の進展があったたことは評価しますが、そもそも電波利用の共益費が何故公共用無線局であれば免除されるのか分かりません。電波利用共益事務の費用が増えると見込んでいますが、そうであればなおさらのこと公共用無線局の電波利用料も活用した方が良いのではないでしょうか。	現行制度では、原則全ての無線局が電波利用料徴収の対象とされています。その中で公共用無線局についても、その全てが電波利用料徴収の減免対象とされているわけではなく、報告書(案)p.162にあるように、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についてのみ、減免対象とされています。
L						【放送事業者】	
		朝日放送テレビ (株)	全体			<ul> <li>今後も電波に対するニーズは高まり、有効な活用が必要になることは理解しますが、電波利用料に関しては、共益費という観点からその使途は電波の有効利用に関するものに限られるべきと考えます。電波利用料の総額を維持する、または拡大するという観点で進められるべきものではありません。前提として使途を電波の有効利用に限り、現在の歳入超過の状況を改め、歳入と歳出を一致させた上で、総額を抑制することを望みます。</li> <li>また、電波は公共性が高いものであるため、特に放送用帯域についてはオークション制度など、経済的価値や価格競争の要素を含めた制度の導入には反対します。</li> </ul>	
						【放送事業者】	オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。

	朝日放送テレビ(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	・基幹放送局については、その社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、これは国民・視聴者の利益に適う制度として今後も維持すべきと考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 ・申請する金額の多寡のみで割当事業者を決定するオークション制度の懸念を指摘し制度化を見送ったことは、国民の利益の最大化を図る観点から極めて適切と考えます。金額の多寡のみによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用周波数の割り当てに適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することになり、真に国民の財産の有効活用となるのか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
263	朝日放送テレビ(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	・地上デジタルテレビ放送用の周波数の共用について検討する際は、放送用周波数に混信による障害が及ばないよう慎重に行われることを要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
264	朝日放送テレビ(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	況調査の見直し	・災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは、適切と考えます。放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。また民放事業者は放送法第111条に基づ基幹放送事業者の安全性・信頼性に関する技術基準に沿って、放送設備の耐障害性を担保しています。本報告書案の方針を踏まえ、いざという緊急時の備えとしての役割にも重きを置き、総合的に判断する基準を策定するよう要望します。	総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。
265	朝日放送テレビ(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	し、むやみに使途が拡大しないようにすべきです。行政は電波利用共益事務として実施する事業のさらなる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう強く要望します。 ・電波利用料の歳出規模の総額はあくまで抑制的であるべきだと考えます。さらに既存の無線システムを使って事業を引き続き安定的に行う上で、電波利用料の見直しにより料額が大幅に増額されることは免許人の経営環境に悪影響を及ぼすことにもつながります。電波利用料が増配とならないように要望します。電波利用料の共益費用としての性格などから、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると明記されたことは適切と考えます。電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。 なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され
266	朝日放送テレビ (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	担の適正化	・電波利用共益事務(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行の枠組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。 ・放送用途に関して「国民への電波利用の普及に係る責務」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与する」2つの特性係数が引き	電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として 行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に 分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。 また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御 意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今 後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案) を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。

2016 (株) エフエム受知   日本東京 2000年代に 同けた電影者的部   3、電波利用料制度   3、電波利用用料制度   3、電波利用料制度   3、電波利用制度   3、電波利用料制度   3、電波利用料度   3、電波利用料制度   3、電波利用料制度   3、電波利用料制度   3、電波利用料制度   3、電波利用料制度   3、電波利用料制度   3、電波利用料用度   3、電波利用料用度   3、電波利用用度   3、電波利用料用度   3、電波利用用用度   3、電水利用用用度   3、電水利用用用度   3、電水利用用用度   3、電水利用用用度   3、電水利用用用度   3、電水利用用度   3、電水利用用度   3、電水利用用度   3、電水利用用度   3、電水利用用度   3、電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用用度   3 電水利用用度   3 電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用度   3 電水利用用度   3 電水利用用度   3 電水利用用度   3 電水利用度   3	267	射口放送アレC (姓)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	・本来的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきである、との指摘は重要と考えます。IoT時代の本格的な到来 に向けた課題に対応するための新たな事業が必要との前提に立てば、電波利用料制度を支える無線局利用者の裾野を広げ、公 平負担の徹底を図ることが欠かせません。IoT機器の普及によって電波需要が格段に高まることを考えれば、免許不要局から恒久 的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りせず、関係事業者の意見を聞きながら、広く国民の理解を得られる方策を早急 に検討する必要があると考えます。 【放送事業者】	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終
200 (株)エフエム受知			第3章 2020年代に				電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として 行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に
第3章 2020年代に	268		向けた電波有効利				れないものと考えます。 また、帯域区分についての御意見は、報告書(案)に対する賛同意見とし
200 特性係数と照行の無限は今後と規行の無限は今後と規行の無限は今後と規行の無限は今後と規行の無限は今後と規模が多い。対象の特性係数が構持されて他の制度表更不効められている。現在機構が多い。現在機構が多い。現在機構が多い。現在機構が多い。現在機構が多い。現在機能が関加してきました。できる限る負担の経済を関いていた。現存を維持するとか。現存を維持するとか。現存を維持するとか。現存を維持するとか。現存を維持するとか。現存を維持するとか。現存を維持するとか。現存を維持するとか。対方が、その際には、対方、その際には、本報音音は、影響など、いたが、と述り、と述の課人に、表表を認えて、透正に変異利用用、対方、方の際には、本報音音は、影響など、いたが、と述り、と述の課人に、表表を認えて、透正に変異利用用、対方が、その際には、本報音音は、影響など、いたが、現存の課人に関する技術が増加してきました。できる限の負担の経済を図って対方、大の際には、本報音音は、影響など、いたが、現存の事が可能、対方、その際には、本報音音は、影響など、いたが、表表のの場で、対方、その際に、表示など、のには、本報音音は、影響など、いたが、表示など、のには、本報音音は、影響など、いたが、表示など、のに、これを推進することは関連数の存み利用、同じ、一定、表示など、のに、これを推進することは関連数の存み利用、同じ、企業表示など、のに、これを推進することは関連数の存み利用、同じ、企業系統の関係に対力が関係に対することが、これを推進することは関連数のの場所を表示など、いて、これを推進することは関係を必要を表示して、これに対し、対域に表示など、のに、これを推進することは関係を必要を表示など、のに、これを推断することで変異など、表示など、のに、これを推断することで、これに対し、対域に表示など、これに対し、対域に表示など、これに対し、対域に表示など、これに対し、対域に表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域に表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によるに表表を表示など、これに対し、対域によると表表を表示など、これに対し、対域によると表表のと思えます。  「他が、これに対し、対域に対し、では、対域によると表表のと表表を表示など、これに対し、対域に対し、では、対域には、では、対域には、では、対域によると表表のと表えます。 「他が、これに対し、対域に表表、対域に表表、対域に表表、表表をと思えます。」 「他が、これに対し、対域に表表、表表をと思えます。」 「他が、これに対し、対域に表表、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、表示など、これに対し、表表を表示など、表表を表示など、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、表表を表示など、これに対し、表表を表示など、表示など、表示など、表示など、表示など、表示など、表示など、表示など、	1					【放送事業者】	1
270 (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エフエムラジ (株) エアエムラジ (大) エア	269	(株)エフエム愛知	向けた電波有効利		(3)電波利用料負 担の適正化	弊社は来年開局50年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。 2つの特性係数と現行の乗率は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業 者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増 額にならないよう要望します。 特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきました。できる限る負担の軽減を図ってい ただきたいと考えます。	放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算
270	-						
271 (株) エフエムラジ 第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討 用方策の検討 用方策の検討 用方策の検討 第2章 電波利用の 将来像と実現方策 第2章 電波利用の 将来像と実現方策 第2章 電波利用の 将来像と実現方策 第2章 電波利用の 将来像と実現方策 要別に向けた取組 を測して対する傾向意見として承ります。 人材育成に重要な取組であり、御産児の建設はフィヤレスがインラとなる社会の実践に向けた取組 を測しに向けた取組 を測しを検討を向しました。 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は 日は	270	大新選	向けた電波有効利		(2) 電波利用料の 使途の見直し	期放送が導入されています。今後、既存のFM局でも同期放送を検討している社もあるため、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるということで、これに対し支援して頂くことを要望致します。	
(株) エフエムラジ 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討						【放送事業者】	
[意見] ・人材育成・裾野の拡大のための取組については、賛成します。今後更に拡大するICT利用時代を踏まえ、国を中心とした実効ある施策への積極的な取組が必要と考えます。 ・その具体的事例として、「青少年(若年層)に対するアマチュア無線資格取得の推奨」を明記願います。  「一財)日本アマ	271	一体 エノエムフン	向けた電波有効利		(3) 電波利用料負	の特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望致します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度 変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負 担する電波利用料が増額とならないよう要望致します。 ◆特に地上ラジオ放送は、きわめて厳しい経営環境に置かれ、その中でも料額が増加してきました。出来る限り負担の軽減を図っ	また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され
(一財)日本アマ						【放送事業者】	
[その他]	272	チュア無線振興		ンフラとなる社会の	戦略政策パッケージ	・人材育成・裾野の拡大のための取組については、賛成します。今後更に拡大するICT利用時代を踏まえ、国を中心とした実効ある施策への積極的な取組が必要と考えます。 ・その具体的事例として、「青少年(若年層)に対するアマチュア無線資格取得の推奨」を明記願います。  【理由】 アマチュア無線資格は、小中学生でも取得できる唯一の国家資格であり、その学習過程において電波利用のリテラシーは大きく高まるものです。また、その後のアマチュア無線の運用により、電波を含む科学技術への知識や関心を成就することにより、将来の電波利用分野の人材育成に大きく貢献するものと考えます。 併せて、本施策をより実効あるものとするため、簡易な入門者向けアマチュア無線資格の創設及び資格と無線局免許の一体化等更に簡易な免許制度となることを切望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政 策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に包含され ていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討

					I	
27	(一財)日本ア 3 チュア無線振り 協会		_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	【意見】 今後の具体的な取り組みとして、「ICT人材育成のための青少年を対象としたアマチュア無線資格取得への支援」を明記願います。 【理由】 将来に向けたICT人材育成は、重要な課題であり、ICT全般にその受益が及ぶものであることから、その実効ある方策として、青少年等を対象としたアマチュア無線資格の国家試験受験料や養成課程受講料への支援は、今後の電波利用共益事務のテーマとして十分該当するものと考えます。 さらには、「電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上」の一つの手段としても、最も実効性のある施策であると考えます。 併せて、更に簡易な入門者向けアマチュア無線資格の創設及び資格と無線局免許の一体化等更に簡易な免許制度となることを切望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
	(一財)日本ア			(6) IoT 時代の技術	【意見】	
27	ト ・ 協会	<ul><li>向けた電波有効利 用方策の検討</li></ul>	まえた電波有効利 用方策	基準適合性確保に向けた取組の強化	<u>技適マークの表示要件の緩和については、賛成します。</u> 【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
27	(一財)日本ア 5 チュア無線振り協会	7	7177	in the second of	アマチュア無線資格取得における青少年育成施策の現状 当協会(JARD)では、アマチュア無線利用における若年層の減少により、アマチュア無線の未来が無くなるとの危機感の下、アマ チュア無線における青少年の育成策として、平成25年度から青少年(18才以下)に対する4アマ養成課程講習会の受講料の大幅な 減額措置を実施しています。 その結果、措置前は、全国で年間400名弱の受講者であったものが、平成29年度は年間約1,900名と4~5倍の伸びとなり大きな施 策効果が得られています。 ただ、一民間企業のみでの取組では、施策の展開や経営的な面から限界があり、その目的と波及効果から見て、国を挙げた施策 の展開が不可欠と考えています。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
	±=	第3章 2020年代に	4. 技術の進展を踏	(a) utilitarium a =		
27	東京ケーブル:	<sup>い</sup> 向けた電波有効利 用方策の検討	まえた電波有効利 用方策	直し/評価	要望を行ってきたことであり、賛同するとともに、早期の実現を要望いたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
27	5G Automotive Association	第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	5GAAとしては電波有効利用成長戦略懇談会の報告書(案)の中で免許不要局等のための周波数移行・再編支援の中で自動運転システムのための国際的に調和の取れた周波数が考えられている点を歓迎いたします。適切な方向性であると考えます。欧州、米国、中国、韓国などの他の地域・国の状況から、5.9 GHzが国際的に調和の取れた周波数であるといえます。 5GAAでは日本の状況についても調査しましたが、ITS向けの国際的に調和の取れた周波数が割り当てられていないことがわかりました。日本も5.9 GHzをITS向けに割り当てることを強く求めます。 現在5GAAでは、5G NR-V2Xを用いて自動運転システムなど高度化したITSをサポートするために必要な周波数帯域幅を検討しているところです。周波数帯域幅については、結論が出た段階で速やかに情報共有する予定です。一般的に自動運転のサポートには、ある程度広い帯域が必要なことが見込まれております。5.9 GHzについては、まず5850 - 5925 MHzを対象として検討を開始することを提言いたします。また、5GAAは安全運転支援および高度化したサービスを提供するための無線技術としては3GPPで規定されるC-V2Xを推奨いたします。	
27	東京ケーブル・トワーク(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2) 電波の利用状 況調査の見直し	地域BWAの利用状況の報告については、趣旨については理解致しますが、事業者への負荷を考慮し、業務の妨げにならない範囲で必要最小限とすることを要望します。 また、報告内容につきましては、事前に既存事業者への意見照会を行うことを要望します。 【放送事業者】	・本報告書(案)においても、見直しの検討にあたっては免許人に対して 過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしていま す。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握する ための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと考 えます。 ・報告内容の関係事業者への事前照会については、総務省における今 後の政策検討の参考とされるものと考えます。
	ホニム ゴッ	第3章 2020年代に	4. 技術の進展を踏	(0) ###DWA 00	  制度見直し時においては、公共の福祉へ貢献している既存事業者の事業継続について最大限のご配慮を賜りたい。	
27	東京ケーブル: トワーク(株)	向けた電波有効利 用方策の検討	まえた電波有効利用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	また、地域BWAの利活用促進のため、総務省から、自治体への更なる周知・啓蒙を要望します。	ものと考えます。総務省においては、引き続き、自治体への周知活動等 に努めることが期待されます。
		コンスマガスロ	אנינוי			一力 470   一口 17   17   17   17   17   17   17   17

280	(株)トヨタIT開発 センター	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	我が国では、総務省殿の多大なるご支援の元、ITS専用周波数が既に割り当てられ、V2Xシステムとして、700MHz帯高度道路交通システムが世界に先駆けて実用化されています。 700MHz帯は、5.9GHz帯と比較すると、日本の大都市のような見通しが悪い環境でも、電波の到達距離を確保できるという特徴を有しており、安全運転支援のみならず、自動運転においても活用されることが検討されています。 これらの日本の環境や周波数帯域の特徴を十分理解した上で、既存割り当て帯域では実現が困難なアプリやシステムを新帯域に 導入するための議論をしっかり行う必要があると考えます。 欧米では5.9GHz帯をV2Xに活用する場合、ユースケースを考慮して、通信チャネルによっては送信電力を33dBmまで出すことが可能な規格となっています。 日本で同様に送信電力を33dBmまで許容した場合、5.8GHz帯で累計8.600万台以上のセットアップがなされているETCなど隣接周波数システムと共存ができるかなど慎重な議論が必要と考えます。 これらの点を踏まえ、既存帯域では対応できないアプリとユースケースを検討し、それらアプリを実現するための送信電力などのシステムパラメータを特定し、それらのパラメータを活用して既存の隣接周波数システムと共存ができるかなど慎重な議論が必要と考えます。 これらの点を踏まえ、既存帯域では対応できないアプリとユースケースを検討し、それらアプリを実現するための送信電力などのシステムパラメータを特定し、それらのパラメータを活用して既存の隣接周波数システムとの共用検討を行ったうえで、最終的な周波数割り当て判断を行うべきと考えます。 また、仮に自動運転に向けに、新規割り当てが適当であるとのコンセンサスが得られた場合、特定周波数終了対策業務のために、車載器などの免許不要局から費用を徴収することについては、周波数割り当てが完了している欧米と比較して、技術確立後の普及を阻害する恐れはないか、国際競争力の観点で不利にならないか、経済的な弱者への配慮は十分かなど多面的に慎重な議論を行なった上で、結論を出すべきであると考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
281	(株)トヨタIT開発 センター	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局に関し、これまでは無線局として登録する仕組みが整備されておらず、仮に、十分な議論と準備がない状態で、登録局制度を強制した場合様々な混乱や不公平な事例が発生する可能性が考えられます。 このため、新たに免許不要局を導入する帯域に対して登録局制度の導入を議論する場合は、合理的なコストでの実現手段などを含め、慎重に行うことが必要と考えます。	ものと考えます。 なお、報告書(案)においても、登録局制度の活用は、「当該無線システムを導入する帯域を適正な電波利用環境に保っため、無線局の適正な 監理のため必要がある場合」に限定しているところです。
282	(株)テレビ大分	全体			【放送事業者】 国が掲げる「Society 5.0」の実現に向けて電波をさらに有効利用するための方策が必要であるという現状認識には異論はありません。しかし、電波利用料が共益費的な性格のものであるという前提に立てば、その使途については、電波の有効利用のために必要な最低限にすべきで、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。電波利用制度をめぐる議論は、あくまでもこの25年間の議論を踏まえたものであるべきで、これまでの議論を反故にしてはならないと考えます。電波の利用し度といる表議論は、あくまでもこの25年間の議論を踏まえたものであるべきで、これまでの議論を反故にしてはならないと考えます。電波の加速を関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当られている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。 また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編し対象の空き帯域を作った場合、混信などにより一般家庭、つまり多くの視聴者に多大な迷惑をかける事となるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。放送用帯域以外のオークションの議論全般についても、欧米などでの実施例にならい、国民の共有財産である電波を、単なる産業論で語ることのないよう、慎重に検討する事を重ねて要望します。電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、繰り返しになりますが、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らない事を要望するとともに、返上や移行については強制ではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。	・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えま
283	(株)テレビ大分	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同じではありません。放送は地デジ化時、受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことについては賛同します。	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うことなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
<u> </u>					【放送事業者】  ●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送は地上デジ	
284	(株)エフエム群馬	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	タル放送移行後のVHFのLO帯を「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、補完中継局を開局し普及しています。既設のFM放送で、これまでサービスエリアでない地域に新設する中継局は、この事業では対象外でした。この事業について対象に加えて頂くことを要望します。また、同じLO帯を使ったVーLowマルチメディア放送についても同事業の対象に加えて頂くことを要望します。 ●平成29年度及び30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められていますが、実質的にはAMラジオの補完放送に同期放送が導入されています。既存のFM放送局も同期放送を検討している社もあり、推進することにより周波数の有効利用にもつながります。これに対しての支援をして頂くことを要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
	l				【放达争来名】	

285	(株)エフエム群馬	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	●民放のFM局が開局して来年で50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上の実態上も変化ありません。2つの特性係数と現行の乗率は今後も維持して頂けるよう要望します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
286	(株)エフエム熊本	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	○地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。地上デジタル放送移行後のVHF帯で、AM放送は「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し普及しています。しかし「V-Lowマルチメディア放送」は同じ移行後の跡地利用でありながら、対象外です。兵庫県加古川市ではこの放送を利用した高度防災情報伝達ンステム「V-ALERT」の運用が開始しているほか、福島県事多方市でも採用が決まるなど、拡大に向けた動きが進んでいます。「V-Lowマルチメディア放送」を同事業の対象に加えていただくべく、ご配慮をお願い致します。○「FM同時放送の導入に関する技術的条件」の検討が平成29年度から30年度の2ヵ年で進められ、「ワイドFM」の同期放送が実質導入されています。今後考えられる既存FM局の同期放送導入に関しても、これと同様にご配慮いただくようお願いいたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
287	(株)エフエム熊本	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	○「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストの輻輳なく一斉同報できる特性を活かしたIoTに加え、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用を検討しています。2030年代に向けた電波利用技術の研究について、5Gだけでなく放送波を活用した事業開発についても、ご配慮をお願い致します。  【放送事業者】	
288	(株)エフエム熊本	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	〇民間FM放送が開局して、来年で50周年を迎えますが、制度上も実態上も、放送が果たす社会的責務は変わりありません。そのことを鑑み、2つの特性係数及び現行の乗率は今後も維持するよう要望します。また放送の特性係数が維持されたとしても、他の制度変更で放送事業者の負担料額が増えれば、電波利用料制度本来の目的は実現されません。制度の見直しで放送事業者の負担する電波利用料が増額とならないよう。ご配慮をお願い致します。 〇特に地上ラジオ放送は、きわめて厳しい経営環境下でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り、負担軽減についてご配慮いただくようお願いいたします。	放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書「案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
289	(株)デンソー	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	現状、免許不要局については、報告書記載にあるとおり、電波利用料の徴収は原則として行われておらず、実効的な徴収方法ほか多くの課題があると思われます。特に、すでに普及が進み、多くの利用者が存在するものについては、制度変更による混乱不都合等を生じさせるため、引き続き非徴収とすることが妥当と考えます。	万、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を領収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本觀録会においては、まずは現行の特定周波数終了対策業務や登録局制度の活用実績を蓄積すべき旨提言したところです。
290	(株)デンソー	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し		【メーカ】 自動運転含むコネクテッド・カー社会の実現に向け、新たに周波数が割当てられることは重要と考えます。一方で我が国では、ETC やITS Connectをはじめとする各種ITSサービスが実用化されており、これらを新たなサービスに活用することも十分考えられます。 また、新たに割当てられる周波数につきましても、隣接周波数等の既存の無線システムとの両立性が求められるものと考えます。 既存の無線システムと新たに割当てられる周波数とを、総合的に有効活用する方法についての議論が進められることを希望いた します。	
291	(株)毎日放送	全体			報告書案で記述されているように急激な人口減少や高齢化の進行を迎える中で将来像を考えなければならず、そのためには最先端の技術を活用し、電波の有効利用をはからなければならないという認識は妥当であり、支持できるものである。 一方でICT技術利用への習熟度が必ずしも高くないと考えられる高齢者層の情報取得の手段として放送などの在来型メディアの果たすべき役割、その公共性は引き続き大きいものと考えられる。諸施策の実現・実施に当たっては高齢者、社会的弱者等がこれまで通り十分な情報享受ができるよう、また事業者にあっては条件不利地域へのユニバーサルサービス等を含め、持続的にその役割を果たしていける環境が維持されるように配慮されることを強く希望する。	ILLいた側息見は、報告者(美)に対する質问息見どして承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
$\vdash$						
292	(株)毎日放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	有効利用を図っていくことは重要と認識するが、例えば自然災害の多い日本の放送にあっては電波を使っての中継や映像素材伝送、連絡系統などを平時から確保しておく必要があり、その運用は効率だけではかれないものがある。社会的重要度、公共性を鑑みて総合的に評価されるべきである。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における制度設計の際に具体的に検討される ものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステム については、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切 な対応が取られるべきと考えます。

	293	(株)毎日放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し		主な意見にあるように、放送用・放送事業用の周波数割当ては価格競争の要素を含めるにはなじまないものであると考える。安全性、信頼性や条件不利地域を含めた免許区域内のカバー率なども評価されるべきと考える。 オークション制度の懸念を指摘し制度化を見送ったことは適切である。引き続き電波利用の公共性に配慮し、高額なオークション入札金額が利用者負担という形で国民・利用者の過度な負担になることがないように慎重な判断が必要と考える。  【放送事業者】	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。	
	294	(株)毎日放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	共用を前提とした検討は慎重に扱うべきである。放送が災害時に果たさなければならない役割を考えると、確実な伝送・放送手段の確保は不可欠で、周波数調整による共用は困難と考える。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。	
F						【放送事業者】		
						【原来】 4-1 電波資源拡大のための研究開発 周波数ひつ迫対策のための技術試験事務、才 放送用周波数を有効活用する技術方策 に関する技術試験 ・ 放送用周波数の更なる有効活用を実現するため、新たな放送サービスの実現に資する技術的検討・調査や、地上テレビジョン 放送用周波数のより一層の有効利用を図る技術方策に関する検討等を実施する。 【意見】 「新たな放送サービスの実現」「更に効率的な周波数利用の実現」などは地上基幹放送の高度化を図ることにより電波の有効活用 に資するものである。地上基幹放送は大きな公共的役割を担っており、高度化を実現することは国民・視聴者の利益にかなうもの と考える。		
	295	(株)毎日放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【原案】 2-1 民放ラジオ難聴解消支援事業 7-1 地域における電波の有効利用に資するICT基盤の整備支援 ・ 大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援 【意見】 自然災害の多い日本で非常災害時のライフラインである地上基幹放送が安定して聴取できる環境を整備すること、また耐災害性を強化する取り組みは、国民・視聴者の利益にかなうものと考える。 【原案】 Ⅲ 電波利用料の歳出規模 ・ 1. 電波利用料の歳出規模 ・ 1. 電波利用料の共益費用としての性格や、特定財源としての位置付けを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 ・ 2. (中略)また、既存事業に加え、免許不要局等のための周波数移行・再編支援やダイナミックな周波数共用の推進など、IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業も提案されており、実際にこれらを実施する場合、全体の歳出規模は相応の規模となる見込みである。 【意見】 技術革新、メディア環境の変化に伴う新課題に対応するための新たな事業の必要性は理解できるが、その必要性や効果を精査	歳入と歳出について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	
							し、むやみに使途が拡大しないようにするべきである。 各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると明記されたことは適切で、徴収した電波利用料を退蔵したり、他用途に流用することなく適正規模で運用されることが必須と考える。 【放送事業者】	
			<u> </u>			ラジオ放送に用いられる中波、短波、超短波の周波数帯域はひつ迫度が低いことから、今回、470MHzの区分追加の方向性が示さ		
	296		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	れたことは特に厳しい経営環境に置かれているラジオ放送の電波利用料負担軽減につながり、極めて妥当な方針と考える。 先述のように放送の果たす公共的役割は重要で、懇談会全般の中で出された「放送利用への経済的価値の持ち込みはなじまない」旨の意見なども配慮され、現状維持が適当である旨判断されたことは妥当であり、高く評価する。 電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は重要であり、今後も制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないことを切に求めたい。		
L						【放送事業者】		

29	住友電気工業 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(4) 公共用無線局 からの電波利用料 の徴収	基本的な考え方に同意します。一方、国等が免許人で電波利用料の免除を受けている無線局のうち、特に安全運転支援や自動走行に向けた路側機については、通信の相手方で民間が配備・運用する車載機の普及を阻害することのない様、今後も免除の継続を検討して頂くことが妥当であると考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
298	住友電気工業 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	世界各国で開発競争が激化している自動運転システム・運転支援システムの用途において今後の各国の周波数採用動向、普及動向も踏まえつつ、国際的に調和の取れた周波数帯を念頭に、周波数帯域を確保するために再編していくことについて、基本的に賛同致します。なお原案に記載のある「周波数帯(5GHz帯)」については、欧米中など多くの国々がいわゆる5.9GHz帯を安全運転支援や自動走行用途に割り当て済み、もしくは割り当てる事を検討しており、原案に記載の国際的に調和のとれた周波数帯という趣旨に沿うならば、我が国も5.9GHz帯の割り当てを検討すべきと考えます。 一方で、我が国において既にITS専用周波数として割り当て済みの700MHz帯は、国土が狭く交差点近辺に障害物が多い我が国の	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					電波法関係審査基準をどのように見直すかです。まず携帯電話(PHS)も含めて1億7000万契約。無線局数の99%は携帯電話及び基地局だなあ。携帯電話とないな大に。それに国の機関や地方公共団体等(警察、消防、国土交通省、目衛隊等)は公共用LTE(PS-LTE)に入れてしまえばよい。残るのが、簡易無線、あんまりない各種事業用の無線局、タクシー、アマチュア無線局、船舶局等だなあ。私は今アナログラレビの空き地(170~222MHz)が良いと思うがなあ。これをPS-LTEとして用いると帯域も広いし、先に国や地方自治体が作り、後でNTTの固定電話網をIP化(2024年)して、これも入れたらと思うがなあ。これならば役所はほぼ無料に近いお金で使える。約100万局で始めて、固定電話網をIP化(2024年)して、これも入れたらと思うがなあ。これならば役所はほぼ無料に近いお金で使える。約100万局で始めて、固定電話網をAAで、固定電話の中に防災行政無線の戸別同報受信機を中に入れたらなあ。私は西予市野村町で起きた野村ダムの放流情報が伝えられなかったことがなあ。確か5人死んだ。それに大洲市もな。こうして節約したお金を建設が建設に回して欲しい。大洲市もひどく浸かったが、堤防が低く建設していた。脇川の構造にある。脇川は河口に山が迫り狭くなっている。川は適常は河口が一番大きぐできている。ここは中流域(大洲市の役場や)に駅がある付近)がやられて多くの人が家に帰れない状況。大洲市では4人の死者が出た。鹿泰ダムの放流されたからだが、これはやむを得ない。この堤防が低くしないと6箇所が低い堤防にしている。1箇所だけ高くすると他の地域がひどくやられる。今回は6箇所とも決壊した。どうやって避難情報を的確に出すかという問題になるなあ、選難情報を出しても外れると人は避難しなくなる。8月6日は日本豪雨1ヶ月、NHKも特別器組を流していた。一う問題になるなお、選難情報を出しても外れると人は避難しなくなる。8月6日は日本豪雨1ヶ月、NHKも特別器組を流していた。一う問題になるなお、選難情報を由したもかれると人は避難しなくなる、8月6日は日本豪雨1ヶ月、NHKも特別器組を流していた。一う問題になるなが、この実におるなが、この事態をなんとかしてこる相撲でできたらと思っている。11月だから時間は少しある。そのためには水が来た状況を的確に判断して避難情報を出さないといけない。そのためには画像により判断が必要になると思ってなあ。一般の人も携帯電話のカメラで画像を捉えて大洲市や西予市に送れるから、そのためには画像により判断が必要になると思ってなあ。一般の人も携帯電話のカメラで画像を捉えて大洲市や西予市に送れるから、そうした情報やあるいは君とい方のはためがなる。無線局の値段がボイントだなあ。私は1万円程度というのは大量生産ができるかという一点だなあ。アマチュア無線機は20分で申請しているようだ。これを20分で申請という行為は無線機の値段が高くなる要因です。簡素線も申請させるとかなり業者に支払うに対域である。アマチュア無線機は20分で申請という行法は無線機の値段が高くなる要因です。第無線も申請させるとかなり業者に支払ういに対域に対域できるが自分がよるかに対域である。アクチュア無線機は50分に対域できるがよりに対域できるがよりに対域を表しために対域できるが表面がある。アクチュア無線機というのできるが表面がある。アクトのできながある。アクトのできなが、10000チャンネルできるのできなが、10000チャンネルできるのできなが、10000チャンネルできるのできなが、10000チャンネルできるが、10000チャンネルできるのできなが、10000チャンネルできるが、10000チャンネルできるが、10000チャンネルできるのできなが、10000チャンネルできるのがはないないできなが、10000チャンネルできなが、10000チャンネルできなが、10000チャンネルできなが、10000チャンボルでできなが、10000年・アンドできなが、10000年・アンドではないが、10000年・アンドできなが、10000年・アンドではないが、10000年・アンドできなが、10000年・アンドできなが、10000年・アンドできなが、10000年・アンドできなが、10000年・アンドできなが、10000年・アンドではないができなが、10000年・アンドではないできなが、10000年・アンドではないができなが、10000年・アンドではないが、10000年・アンドではないがではないがではないができなが、10000年・アンドではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないが	

今周波数毎に1波ずつ割り当てる方式から帯域で割り当てる方式になぁ。民生用はほぼこれで満たされると思ってなぁ。 割り当て方が不味かった。一度決めたら変えない。27MHzの特定船舶局も1万円程度で販売されたらみんなそちらに移ると思うが なぁ。MCA無線もPS-LETに入れて仕舞えばなぁ。そうしたら携帯用の周波数が増える。数がたくさんあるタクシーは別になるかも 知れんが無線機の値段が1万円なら集中基地局なんか使わないで、パーソナル無線もしくはMCA無線になると思う。MCA無線は PS-LETになるからなぁ。前にもいったように優先度を国や地方自治体の無線を優先したら同じシステムが使える。船舶局も国内船 舶はPS-LETに入れて仕舞えばなぁ。こうしてみると民生用の周波数はほぼなくなってしまうということになる。 海外に行く船の船舶 局もほとんどは衛星通信と国内の船舶とほぼ同じ無線機を積むということになるがなぁ。1万円の無線機を大量生産したらなぁ。そ こがみんなが抜けているところだなぁ。新しい自動車に500万台、古い既設の自動車に500万ずつ計1000万台ずつ作る。自動車会 社も1万円の無線機なら付けてくれると思う。携帯電話も使えない。固定電話も使えない。PS-LETも使えない時に最終的に半径 |10km程度は飛ぶパーソナル無線機。みんなそこに移ると思うがなぁ。船舶局もグジャグシャと書いていると思うが、PS-LETをつけ |るとともにパーソナル無線を付けておけばことは足りると思うがなぁ。となると電波法関係審査基準に書くところはほとんどなくなる。 固定局程度はあるから、そこをまとめて書いて置いたら技術資料として使える。抑制的な電波法関係審査基準はほぼなくなってし まう。今の電波法関係審査基準は抑制的な部分だけが残り、有害なものに変わってしまっている。一度決めたら余程のことがない |と変える必要性もないからなぁ。電波法は電波法関係審査基準により無線電信法(大正4年11月1日施行)に近い運用をして来たこ とになる。政府は無線を管掌する。船舶があるから少し私的に使わせる。この前提は新しい電波法でできても、電波法関係審査基 準によりほぼ同じ状況が続いていた。旧無線電信法を治めていた役人が新しい電波法を治めて、そこに電波法関係審査基準を使 うとなぁ。実は8月7日に私は四国総合通信局に行って告示を見せてくれと言ったら、電波法、電波法告示等は売られているから見 せられないといわれた。これが基本だとしたらまさに扱いは無線電信法の「政府は無線を管掌する」ではないかと思ってなぁ。自分 の手のうちは見せない。それで電波は「成長戦略になるのか」と聴きたいと思ってなぁ。私はこれから度々、役所に行って状況を確 かめようと思ってなぁ。松山市にある役所。どれだけ物事を教えるか見てみようと思ってなぁ。電波法とか電波法関係審査基準等 は常に変わっている。それを個人で保有しろというのか。

委員の方から可能なら本省に聴いてしい。返ってくるのは形式的な事だなぁ。

なぜそうなるか。個々の個人(公務員)は責任を負いたくないといういうことだなぁ。森友・家計学園と同じ構造。上へ上へと上げていき、誰が責任者かわからないようにしている。本省の局長が全部責任を負うのかという問題になるなぁ。そんなことをやっていたら忙しくてたまらない。個々の個人は定年前ならどこかに雇われたいとか、再雇用で行くかとか、いつまで勤めてられるかとかなぁ。役人栄えて国滅ぶ。こんなことになりかけているみたいだなぁ。これでは電波法審査基準に忠実に従い、電波は使われないままになってしまうがなぁ。それがわかってない。27.12MHz、不法CB無線局がよく使っていた周波数だが、この周波数は高周波利用設備がいら漏れても良い周波数だなぁ。これを追いかけていたから、この周波数は高周波利用設備が終ら漏れても良い周波数だと監視調査課の人に説明してらキョトンとしていた。これは2010年頃の話だなぁ。自分のしている仕事は正しい(電波法審査基準に従わない無線局)と信じてやっていたということだなぁ。

アメリカのようにキチンとした無線機を使えばテレビに妨害は与えない。これは日本の民主主義の状況示すものだなぁ。不法無線 |局は捕まえられることをある程度知っているが、飛ぶことだけを考えて不要輻射(スプリアス)発射はあまり考えない。必然の結果だ なぁ。私はこの告示が知りたかったのです。総務省の電波ホームページにはあるがこの告示にはなかなか行き着かないと思うが なぁ。それを親切に教えるのが役所の地方局がある意味だなぁ。来た人を蹴り倒すようにあしらうなら、地方局は必要なくなる。それ でも良いならかまわんがなぁ。本省の一部で全国の許認可をした方が便利が良い。それならば人も少なくて済むしなぁ。全国の許 認可を全部一発でしたら2~3倍の効率にはなると思うがなぁ。一度にまとめて立案したら良いからなぁ。それでも良いなら不親切な |行政をしたら良いと思ってなぁ。私は失うものはないからなぁ。言いたいことも言わしてもらう。これで電波を使い成長戦略ができると いうならばなぁ。郵政省告示257号(無線設備規則第65号の規定による通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又 はスプリアス発射による電界強度の最大値の特例)昭和46年4月9日この意味は高周波利用設備から幾ら漏れても良い周波数とい |う意味だなぁ。27.12MH±162.72kHzという周波数なぁ。27.12MHzの不法CBを監視調査課の課員は追わえていたが、これは高周波 利用設備から幾ら漏れても良い周波数。こんなものを追わえて何の意味があるのかと私は言ったら、監視調査課の課員はポカー ンと口を開けていた。アメリカでは合法CBの周波数だなぁ。何十年も前からなぁ。日本はそれを非常に強く規制して来た。アメリカ のようにスプリアスの少ない無線機にしてテレビへの妨害を防いでいた。その代わりに5Wまで外部アンテナも認めてなぁ。だって、 325.44kHzも帯域がある。AMで8kHz毎に使っても40チャンネル分はある。別に日本でもそれを認めても良かったが、無線電信法の 「政府は無線を管掌する」ということに行き着く。自由には電波は国民には使わさないという意味だ。その手段が電波法関係審査 基準だなぁ。このようにいうと非常にわかりやすいと思ってなぁ。余計なことだが40MHz帯もほとんど使われてない。別表にあげられ |て高周波利用設備からの妨害の可能性があるからなぁ。極一部が5WDSB(特定船舶局)に使われていた。あとはブイに若干使わ れているだけだが、帯域は40~50MHzの10MHzもある。40~41MHzがラジコン、ラジオマイクの微弱型(免許は不要局だと思う)、 41~50MHzの間は公共業務(移動)、魚群探知テレメータやラジオブイとなっているがなぁ。何局使われているかなぁ。AMで8kHz毎 に使えば、9MHzだから

9000 ÷ 8 = 1125チャンネル。

私が言うよう腐るほど周波数があるというのがわかるだろう。54~68MHzだって孤立防止無線(昔NTTが使っていたが、今も使っているのかなぁ?)、一般業務。あんまり覚えがないが、以前は県防災に使っていたと思うが、こんな大きなアンテナが必要な周波数をまだ使っているかなぁ。アンテナの値段がめちゃくちゃ高い。放送中継用もあるがどうかはわからんが、ラジオ局が残っているかもしれんが、水防無線や防災行政同報無線には使われているが、アンテナがでかくて使い難いなぁ。松山市も最近つけたが、私の家は聴こえない。窓が一部二重窓やエアコンを使うから機密性をよくしているからなぁ。雨が降ると雨の音にかき消される。晴れていても何を言っているかはなかなかわからん。だから戸別同報受信機の機能が必要だと言うんだなぁ。

アマチュア無線局も5年間の期限切れが多くて場合によればそれを捕まえた。そうした悪弊を除く意味では役所から電波利用料5年分と再免許の手数料を合わせた分を手紙で知らせて振り込んだら免許状が行ってそのまま使える。そうすることで不法無線局も防げるし、アマチュア無線をしている方の手間も省ける。相手の立場になって考える。

今必要なことはアナログ無線機からデジタル無線機に替えることだと思ってなぁ。60MHzでは15kHz間隔から6.25kHz間隔に替わ る。150MHz帯では20kHz間隔から6.25kHz間隔に替わる。400MHz帯では12.5kHz間隔から6.25kHz間隔に替わる。これは現在の2倍 以上のチャンネル数になるということだなぁ。そうしたことをしてこなかったから電波は希少という考え方になって凝り固まったと思う がなぁ。電波法の趣旨はアメリカから持ち込まれた思想を入れているから民主的だが、この電波法関係審査基準が抑制的で使え 299 個人(7) その他 なかったということだろうなぁ。例えばタクシーなら地上高20mまでとかなぁ。あらゆることが抑制的に書かれている。集中局は高い 場所でも良いがなぁ。 PS-LETには低い優先度だが固定電話もこの中に入れておく。これも電話機は1万円程度なぁ。無線は安いということになる。 NTTの電話局や中継局にはPS-LETが付く。高い場所もあるから海上でもほぼ150km程度は使えるということになるなぁ 仮に1000mの山に中継所を置けば、  $3.58 \times \sqrt{1000} = 113$ km だが、温帯地域は地球の等価半径が、1.33倍で 4.14 × √1000 = 131km とになる。 現実には相手の船の高さもある。例えば高さ10mの高さにアンテナをつけていれば 4.14 × √10 = 13.1km |合わせたら144.1kmとなる。概ね150km伝わるのが分かると思う。これは直接波での通信を考えているが、これよりかは若干はよく 飛ぶ。回折波と呼ばれるものだなぁ。島にこうしたアンテナを付けておくとよく飛ぶ。例えば、100mのアンテナを沖の鳥島に付けると 4.14×√100=41.4kmと船の高さ分で50km以上は飛ぶ。使わないと無人島を他国に奪われるないようにと思ってなぁ。そうした施設 を設けてないとなぁ。衛星か光ファイバーで本土まで接続する。おそらく韓国も竹島にも無線局を作ってないかと思ってなぁ。日本の 船が近づくとそれで注意をしているのではないかと思ってなぁ。そうやって自国領を主張しているように思うがなぁ。日本もやはり無 人島にも無線施設を作って置かないといけないと思うのです。それは領海というよりも経済水域を守るという意味でなぁ。150kmとは そうした意味だなぁ。中国と領有権を争う尖閣諸島には無理だと思う(争いの種になる)が、今のうちにそうした施設を作っておかな いと具合が悪くないかと思ってなあ。サンゴが盗まれたこともあったなぁ。予め用意しておかないとなぁ。荒らされたサンゴ礁には数 十年の歳月が必要だろうからなぁ。わざわざ災いを招くことはしなくても良いが、自国領にはキチンとそうした施設を作らないといけ ないと思うがなぁ。27.12MHz、不法CB無線局がよく使っていた周波数だが、この周波数は高周波利用設備がいくら漏れても良い周 波数だなぁ。アマチュア無線局の廃止届が必要ない方法も書いて置きます。それは個人番号カードと連動させれば廃止届は必要 なくなります。これは総務省の所管でもあるが、色々なものと連動させれば国民は便利になると思います。最近医療の現場で使わ れるとか言われていますが、カルテを持ち運べたら同じ検査をしなくてもお互いに連動して医療費の軽減にもつながります。私はこ の個人番号カードを各種試験と連動させたら、資格を全部1つのカードに入れられると思っています。 これは詳しくは私のホームページ(中略)の論文集等の中の「新しい事業のアイデア」の中にあります。一応事業の概要(ホーム ページに書いてあること)だけ紹介しておきます。最近は、組織側の都合でいろいろなIDやパスワードが乱発されています。その整 理です。 今は各種のカード(金融機関のカード、ポイントカード、病院のカード、役所等のカードや資格etc)が使われそれぞれがIDを持ち、さ らに各種のネット関連会社もサービスも会社ごとにメールアドレスやID、パスワード等の個人情報を苦労しながら保持しています。 特に本人確認にも苦労しています。本人が本人であることを証明するために大変な労力をかけていますが、生体情報とカードを組 み合わせで確実な本人確認が可能となります。本当は、携帯電話のアプリにも組み込めるが、膨大な数のカードを一枚のカードで 処理をできないかということを考えました。財布の中にもたくさんのカードが入っていると思うが、これを1枚のカードで処理が出来な いかということです。これが完成したら副産物として、テロのできない社会とか安い医療費で最大限の効果が得られるようになると 思います。それにメールアドレスもカードを一緒に使えば、管理も簡単になります。もし、消費税の引き上げ時にカードで収入を管理 したら、消費税の増税は収入の少ない人に自動的に戻されて、消費税は収入の関係がなくなり不公正税制の汚名がなくなります。 こうしたことも自民党や公明党は考えたらいかがですかね。この方が食料品等の軽減税率よりも確かです。少し、関係ないことも入 りますが、部品的にはできていると思うのです。事業内容はこちらを見てくださいね。この内容は概ね2014年7月頃までの記事を 使って書いています。だからやろうと思えばできるはずです。 日本も新しいことを考えないと世界に取り残されると思います。日本は現金でのお買い物がとても多いとか、中国と比較しても遅れ ているように感じます。これを見ていただければと思います。このホームページはとても大きなホームページです。私の人生そのも のがこのホームページということになりますね。 まぁ、この中には私の大部分ことが書かれています。 古い論文の中には「過疎地に |おける移動体通信の新システムと振興策について」が上から3番目にあります。タブレットでは最初ページしか表示されませんが ね。パソコンなら全部読めます。この個人番号を使うと免許人の死亡した日がわかるので、本人には郵便為替等で残ったお金を返 せます。5年分を受け取っていますが、年度単位であまりがあれば返せるのです。こうした新しい技術を使うことで便利になると思う のです。 これなら毎年電波利用料を支払い行かなくても良くなる。 (私が四国総合通信局に聞きに行った告示だなぁ) 無線設備規則第六十五条の規定による通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強 度の最大許容値の特例 郵政省告示第257号(昭和46年4月9日) http://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki\_honbun/a721490001.html 私は多分役人の大部分は上司に言われたらついて行く。 おそらく、電波が必要になるとOAM多重等を使い必要な帯域を確保はするが、新しい技術を極めるとか、あるいは自分から国民の ためにとかはしないという事だろう。多くの職員は自分の幸せ(家族を養うお金のため)以外には働かないということになる。委員の 方もそこらになるのかと思うが、私は死ぬまで総務省や脱原発の主張は続ける。国民の多くは電波を使いたいと思っているが、そ

の方法はわからない。だって、電波の知識がないからだ。それは電波関係に勤める人間も酒等に毒されて努力をしなくても扱いは

|同じ(年功序列)だからなぁ。悪いが戦争があっても無線電信法が未だにそれが続いている。

頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

					なぜかと言われたら電波は国民のものではなく役人のものだからだ。役人が天下りや外郭団体に行くために使うということだなあ。 残念だが仕方がない。この電波有効利用成長戦略懇談後の報告書がまとまっても多くは期待できないということになる。強いて言 えば選挙や国会改革があれば少しは変わるがなぁ。前にも言ったように1万円の無線機が作れるかどうかだが、それを演しにかか るのは間違いない。役人が天下りや外郭団体へ行けなくなるからなぁ。上司かそういう考え方にならないと「成長戦略」は有り得な い。日本が1990年代からほとんど成長しないのはこのためだ。古いままの考え方で何とかしましているが無理な相談だろう。で も私は死ぬまで戦う。人の一生の在り方だなぁ。特にエネルギー関係はひどいがなぁ。この問題は日本だけ取り残されそうだなぁ。 文部省の汚職もなぁ。東京医大の入学不正。もしかしたら、このところこうした不正がよく出てくる。それはある程度期待できるかもし れんがなぁ。自民党と公明党の与党が、分裂状態の野党がなぁ。それでも内閣府は少しは変えようとしたんだろうなぁ。でも多分あ んまり変わらんかも知れんなぁ。このメールアドレスは完全に知られたから、彼らに捕捉されているだろう。電波のホームページに は入れない、私はどんな事件に巻き込まれるかも知れないので、どこにいたかわかるように享を撮ってその位置が特定できるように努めている。警察からも多分目をつけられていると思う。このの国はとても冤罪が多い。有罪事が9998%、でも国選弁護人の給与 は安い。だから多くの人は罪を犯してなくても、やりましたと自供したら罪一等が滅ぜられて執行猶予が付いたりする感じだなぁ。悪 いが、行政、国会、司法、メディアが団子になって彼らも自分の利益しか考えなくなっている。正直に生きるのはなかなか難しい。私 は山口良忠のように生きたい。この人し紅刻え死にした裁判官。間市の間米を拒否してなぁ。食料管理法に沿った配給食料のみを食 本房けて、実養失調で死人だ。私はこいうも生きができたらなめと思っている。この人の事実は契約ら同いたように思う。イン ターネットは簡単にそれを見つけることができる。どれほど優れた技術でももとになる考え方がなぁ。それが適正でないと今の日本 みたいになる。イヤ、今の世界情勢か、私には靴(軍靴)の音が聴こえて来るようながし、てみぁ。い教争が起きるかも知れん。イ ランの核合意からアメリカが離脱した。経済制裁を言い出して日本もヨーロッバもランから撤退することになった。アメリカと商売を 切ると言われたら、それはイランとの商売を切る以外ないと思うがなぁ。11月にはイランの石油を輸出を止めると言い出している。 当然にイランは木ルムズ海峡を封鎖するだろう。それが重めによる時へとになった。アメリカと関係で 力をと言われたら、それはイランとの商売を切る以外ないと思うがなぁ。11月にはイランの石油を輸出を止めると言い出している。 当然にイランは、私はイザンとの商売を切る以外ないと思うがなぁ。11月にはイランの子織と育ることになった。アメリカとを 力としまから、それはイランとの商売を切る以外ないと思うがなぁ。それでもしたかる。父親がなず私に教え ないとからかとかいからなる。父親がなる。それはイランのとのでは、子がはからであった。 対していため、これがよりないまではないなからないまないないまないまないまないとのことだ。そのともないとのことだ。そのとしたからなから、 ないためになったが、またればないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
300	(株)ハートネット ワーク	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。 地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。そのため、今後の周波数免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備が重要と考えます。具体的には、今後の地域ニーズへの対応や社会課題の解決に貢献し、真の地方創生を実現するためにも、5Gの地域事業者への割当てに配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。	
-					【放送事業者】 地域になける無絶利汗田を促進すべく 地域の巫暁、災実時の国演教の方効利田に電波利田料を充てることについて禁局いた	
301	(株)ハートネット ワーク	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	地域における無線利活用を促進すべく、地域の平時・災害時の周波数の有効利用に電波利用料を充てることについて賛同いたします。 ます。 無線の有効利用に向けては、そのトラヒックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の5G インフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資する ICT基盤の整備の支援を要望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
		第3章 2020年代に			【放送事業者】 「同一の無線システムの中では一の者が専用する周波数であること」「新たな周波数が割り当てられる場合」と限定して定めること	
302	(株)福岡放送	第5章_2020年1代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	「このいて賛成です。 「放送事業者」	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
303		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	【原案】 経済的価値に係る負担額の評価に当たっては、既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である。 【意見】 確実に実行されることを要望します。	経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。
					【放送事業者】	

304	(株)福岡放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	オークション制度について継続検討する記述となっていますが、入札価格の競り上げは、事業者の過度な負担による悪影響やサービス利用者である国民の費用負担増加に繋がるため、適用すべきではないと考えます。  【放送事業者】	オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
305	(株)福岡放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し		総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。
306	(株)福岡放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	え ( 末 に す る こ と か 地 ヨ  じ  め  る  。	中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関があたることが適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。
307	(株)福岡放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	【原案】 調査周期を「2分割・2年周期」に変更することが適当である。	報告書(案)において、調査周期の短縮など利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと考えます。
308	(株)福岡放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策は、未だ完了には至っておらず、長期的な調査及び状況に応じた 対策が必要な状況です。継続的な支援を要望します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
309	(株)福岡放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し		電波利用料の共益費用としての性格等を踏まえ、各年度の歳出と歳入の関係を一致させる必要があると考えます。また、電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。
310	(株)福岡放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	470MHzの境界について根拠が示されておりません。明確な根拠が示されるよう要望します。470MHzは地上放送用周波数の下限ですが、地上放送事業者の費用負担を増やすための境界とも受け取れます。地上放送事業者の費用負担増加に繋がる事の無いよう要望します。	帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP バンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下は分離すべき」とする意見があったと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz 以下」、②「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」、③「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「4.6Hz 超 では、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF 帯以下の経済的価値はVHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。
311	(株)福岡放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は異なっています。地デジ化の際には、1世帯毎に受信状況を確認しており、明確な違いについては考慮すべきと考えます。	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。
Щ					【放送事業者】	

_	1					
31	2 (株)ジュピタ- レコム	テ 第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	: (6) 共用を前提とし た割当て		頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
31	3 (株)ジュピタ- レコム	テ 第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し		頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【放送事業者】 既存の電波利用に加えてIoT等の新規の技術の普及に伴い、電波利用における周波数共用は益々きめ細かくなり高度化していま	
31	4 個人②	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の 実現に向けた取組	(2) ワイヤレス成長 戦略政策パッケージ	す。そのため、システムの設計・構築・運用に携わる専門家は勿論のこと、システムの利用者に対しても電波干渉や共用条件への 理解を促し、機器やサービスの正しい使い方や電波干渉時の対処法などのリテラシーを普及する仕組みが必要と考えます。例え ば、利用者の素養として望まれる基本的知識に関する講習や、知識の証となる検定などの制度化についても検討していくことが必 要と考えます。 【提案する文案】 なお、こうしたシステムが運用されるに当たっては、電波利用における基本的知識を取得する場や基本的知識の証となる検定制度 などの整備により利用者側の電波利用に関するリテラシーの一層の向上を図ることも重要である。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政 策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に包含され ていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討 の際の参考とされるものと考えます。
					【個人】	
31	5 個人⑫	第2章 <sub>-</sub> 電波利用の 将来像と実現方策	.5. ワイヤレスがインフラとなる社会の 実現に向けた取組		安は知識レベルを検討していべとともに、・・・・ [[意見] 近年の電波システムの技術的特質ならびに無線従事者の役割や必要な知識レベルへの認識は文案の通りであり、この認識をベースとした人材育成への取り組みに賛成します。   明末して、本後の無線が事業に対し、2.40歳、終わし、関しては日しますは、現行の無線が事業を終し、関している知識、終わし、関	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。な
Ь				1		

	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがイ ンフラとなる社会の 実現に向けた取組		この知よれた。次のような存在すり加ますことは国家にませ、たれ、この担家は1乗口の担家でもで「利田老側の雨沖利田に明ます	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に包含されていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
個人⑫	その他			システムの構想段階から社会導入に至る要素は「構想(または企画) -> 設計 -> 構築(または実装)-> 運用」と捉えるのが一般的です。 今後の高度技術者に求められる能力について、米国MITが最初に提唱したCDIO(Conceive, Design, Implement, Operate)という呼称も普及しつつあり、日本語では「構想・設計・構築・運用」です。このような能力の教育体系の普及を図っているCDIO Initiativeという国際団体もあります。 http://www.cdio.org/	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
				【個人】	ļ ,
個人⑫	その他			情報通信の高度化に伴い、情報技術(IT、コンピュータ)分野では、情報技術者試験の一つとして「ITパスポート試験」が2009年から制度化されています。この検定試験の対象者は「職業人が共通に備えておくべき情報技術に関する基礎的な知識をもち、情報技術に携わる業務に就くか、担当業務に対して情報技術を活用していこうとする者」とされており、コンピュータを仕事で使う人を主たる対象としています。応募者は10才代から70才代に渡り、2017年度は8.4万人が受験し、その50%強が合格しています。電波分野においてもシステムやサービスの高度化に伴い、利用者の素養として望まれる基礎的な知識を証する同様の検定制度は、一般利用者のリテラシー向上に資するツールとして効果が期待されます。https://www.jitec.ipa.go.jp/1_11seido/ip.html	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
				【個人】	
(株)NTTドコモ	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがイ ンフラとなる社会の 実現に向けた取組	(1) 周波数長期再編プラン	図表 2-5-1 2020 年度末までの帯域確保目標イメージ内の記載において、"4.4"とある部分は"4.5"の誤記と思われます。	御指摘のとおり修正します。 【修正前】 4.4 【修正後】
(株)NTTドコモ	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがイ ンフラとなる社会の 実現に向けた取組	(1) 周波数長期再編プラン	原案に賛同致します。5Gの目標性能である20Gbpsを達成するためには、少なくとも1事業者あたり1~2GHz幅が必要となることを 踏まえると、2030年代において約10GHzという帯域確保目標の見通しが示されたことを歓迎致します。技術開発の進展とともに、具 体的な周波数割当の検討が早期に行われること、また、5Gに対する社会からの要請に応じて更なる周波数需要が見込まれる場合 においては、上記目標を柔軟に見直しながら、周波数確保に向けた更なる検討が適宜実施されることを希望致します。	
	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがイ ンフラとなる社会の 実現に向けた取組		原案に賛同致します。条件不利地域への電波インフラ整備にあたり、携帯電話等エリア整備事業/電波遮へい対策事業をはじめと する国の負担割合の更なる拡大、および電波の有効利用促進を図る方式や設備の導入に対する更なる支援拡大、電波インフラ整	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	原案に賛同致します。本施策の検討を進める上で、移動通信事業者が提出する周波数の有効利用に関する計画に関し、具体的な原見、を原見に対する総数十円が要素を行う際における適切が測定す道の設定については、株に重要が検討理題であるし来るま	
(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	原案に賛同致します。比較審査方式によるこれまでの周波数割当においては、多様な審査項目が設定されており、周波数の有効利用を図る観点から、適時適切に審査・周波数割当が実施されてきたと考えます。原案では、新たに評価項目の一つとして経済的価値に係る負担額の評価を行うことが示されていますが、国民の共有財産である周波数が真に有効利用される観点からも、既存の審査項目とのバランスを考慮した配点の検討は重要な課題であり、原案に示される通り、実例の積み重ねにより本手法が成熟していくことを期待致します	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(6) 共用を前提とした割当て	原案に賛同致します。複数の業務で周波数を共用している状態でも必要な品質を確保できるような技術開発の導入に加え、混信 防止を実現する適切な電波監理手法の早期実現がなされることを希望します。 【電池通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
	個人⑫  個人⑫  (株) NTTドコモ  (株) NTTドコモ  (株) NTTドコモ	個人(型) その他  個人(型) その他  個人(型) その他  (株) NTTドコモ 第2章電波利用の 将来像と実現力方策  (株) NTTドコモ 第2章電波利利力策  (株) NTTドコモ 第2章電波利利力策  (株) NTTドコモ 第3章 2020年代に同力方電の検討  (株) NTTドコモ 第3章 2020年代が利用方策の検討  (株) NTTドコモ 前けた電波有効利用方策の検討  (株) NTTドコモ 向向けた電波有効利用方策の検討	個人① その他	個人① その他	国人也 での他 できないます。「日本の大きないます。「日本の大きないます。「日本の大きないます。「日本の大きないます。」「日本の大きないます。「日本の大きないます。」「日本の大

325	(株)NTTドコモ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	原案に賛同致します。周波数共用が当たり前の時代になれば、干渉問題が頻発する可能性が高くなると想定されるため、早期に 電波監視業務をより充実・拡大しておく必要があるため、国による電波監視業務の充実に活用や、国での対応に限界があるのであ れば、民間事業者の活用電波監視業務の民間委託、補助金創設を含めた、電波監視業務の充実を希望いたします。また、新た な電波利用ニーズに対応するための周波数移行・再編が適切な時期になされるよう、①電波の利用状況調査の充実、②ダイナミッ クな周波数共用を可能とするシステムの整備支援等の制度が早期に整うよう希望いたします。 【電池通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
326	(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	3.5GHz帯が広く携帯電話業務に活用されている状況を考慮し、3.6GHzまでに見直され、原案に賛同致します。 料額算定におけるひっ迫帯域の区分については、今後も、電波利用料見直しの際に、その時点での周波数のひっ迫状況を踏まえ て改めて見直されることを希望いたします。 【電池通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
327	(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	原案に賛同致します。携帯電話システムは、数百MHz幅で1億以上の無線局を運用しており、現行、最も効率的に電波を利用している業務と言えます。電波の有効利用に最も貢献している携帯電話業務に、新たな特性係数が適用されることを希望いたします。 【電池通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
328	(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	ITS用周波数としては、世界的に検討が行われている5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要であると考えております。  【電池通信事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際に参考とされる ものと考えます。
329	(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策		原案に賛同致します。携帯電話等抑止装置については国民の認知や社会的なニーズがある一方で、携帯電話エリアへの影響が 想定されることから、詳細な設置条件や運用ルールに関しては携帯電話事業者の意見が反映されることを希望いたします。 【電池通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
330	(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(4) 提案を踏まえた V-High 帯域の用途 決定	国	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
331	(株)NTTドコモ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(5)調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	携帯電話産業全体で見た場合、本記載の免許不要システムだけでなく、LTE等の既存セルラシステムに対しても適用範囲を拡大することで技術開発の促進に繋がると考えられます。一方で、商用ネットワークへの干渉影響等を回避するため、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合しているかを判断するための契機及び条件については、今後十分な検討を行い明確化が図られることを希望致します。  【電池通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
332	富山エフエム放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上アナログ放送移行後のVHF帯跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」は、その対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。  ●平成29年度及び平成30年度の2ヵ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
333	富山エフエム放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】  ●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
334	富山エフエム放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●持に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。	する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
Ь					【放送事業者】	

335	(株)福島中央テレビ	全体			電波は国民共有の財産で限られた資源であり、有効活用すべきであるという認識に変わりは有りません。電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理費用を賄うことを目的として導入されたもので、共益費用であるという認識の元に立てば、その使途は必要最低限に留めるべきで、電波利用料収入額の維持、増加を目的とした使途の拡大は慎むべきと考えています。 また、放送局が使用する電波の公共性を考慮すれば経済的価値を過度に電波利用料に持ち込むべきではないと思います。併せて、電波利用料の改定については3年毎の原則と理解しておりましたので、今回のように短期間での制度変更、料額変更がなされることについては、ローカル局としての経営に対する影響が懸念されます。従前通りの3年毎という原則を維持していただきたいと考えます。 導入が検討されているオークション制度については、それを放送用周波数に適用することについては反対いたします。放送用周波数以外の適用についても過度な競争原理を持ち込むことで安定した事業継続が困難となり有限な電波という資源を有効活用することができなくなってしまうのではないかと危惧しております。	・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
336	(株)福島中央テレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	ホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先されるべきであり、放送以外の電波利用による混信 障害が発生しないようにしていただきたいと考えます。 【放送事業者】	頂いたご意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
337	(株)福島中央テレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	電波利用料の歳出規模は相応の規模となる見込みと記載されていますが、その規模が適正であるかどうかについては検討の余 地があります。また、既存事業に加えるとされている各種事業の内容があいまいな表現であることが気になります。歳出規模は必 須事業への対応に極力絞り込み、それに呼応して歳入も削減すべきであると考えます。	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。
338	(株)福島中央テレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	【放送事業者】 電波利用料の料額が大幅に増加する場合、従前であれば激変緩和措置が取られていたと記憶していますが、今回、その適用について述べられていません。安定した経営のために、その継続措置を希望いたします。   【放送事業者】	るものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
339	(株)福島中央テレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	携帯電話について、国民への電波利用の普及に責務があるという理由で更に1/2の特性係数が適用されるとのことですが、地デジの難視対策で1世帯毎に丁寧に対応した地上放送のカバー率と通信事業者の人口かバー率では定義が異なります。通信事業者についてはカバー率にリンクしたつながり易さについて厳格に評価すべきであると考えます。  【放送事業者】	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみな らず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用の
340		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3)公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	柔軟性を持たせた公共ブロードバンド移動通信システム(公共BB)の利用促進に賛成いたします。 公共BBについては、周波数再編アクションプラン(平成29年11月改定版)にて「LTE方式の導入に係る周波数共用条件等の技術的 検討を進める」とされています。	公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての 柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡 大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。
341	(一社)ICT-ISAC	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	あらゆる産業や生活分野で無線技術を活用したIoT機器の利用が拡大している。IoTデバイスを悪用したサイバー攻撃等が発生する中、電波の適正な利用の確保の観点からも、セキュリティ対策の強化が急務である。 脆弱なIoT機器に関する利用者への注意喚起やサポート等を通じ、利用者のリテラシーの向上を図ることが重要と考える。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

342	(株)CBCラジオ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	経済的価値を踏まえた割当手法の対象を①②を満たすものとした場合、ほとんどの無線局が対象になると見込まれます。また提言には、「経済的価値に係る負担額の酌点が過度に重くならないようにすることが必要」とありますが、負担額に上限がないため、競争原理だけでなく市場原理が働くことが考えられます。この割当て手法による負担額の多寡が国民の利益に繋がるケースも考えられますが、国民が必要とするサービスに適切な周波数が割り当てられない、割り当てられても負担額が国民の負担に転嫁される、サービスが低下するなど、結果的に国民の利益に繋がらないケースも考えられます。従いまして、経済的価値を踏まえた割当手法の対象要件については、社会的に重要な無線局等は対象外とすべきと考えます。特に基幹放送局と、これと一体となり運用する放送事業用無線局については、災害時における放送の有用性等を鑑みて対象外となるよう要望します。入れ金額の多寡のみによって割当事業者を決定した場合、高い入札金額を負担した事業者が、その金額に見合った利益や効果を期待することになり、入札金額のサービス料金への転嫁、サービス自体の低下、影備投資の抑制などが危惧されます。また、そもそも国民が必要とするサービスに適切な周波数が割り当てられない可能性もあります。電波が国民共有の財産であり、国民の利益に資するべきものであることを鑑みると、オークション制度は、新たな周波数を割当てる業者を決定するには適さないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
343	(株)CBCラジオ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		使途の見直し	17倍の料金となり、大きな負担となっております。	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
3444	(株)CBCラジオ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	【原案】	

345	(株)CBCラジオ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	第3章(2)電波利用料の使途の見直しでは、「IoT機器の普及などにより免許不要局数の増加、利用範囲の拡大が見込まれ、電波の監視の他、周波数移行、周波数共用推進等の新しい事業の提案と、全体の歳出規模が相応の規模となるとの見込みである」、と提言されております。また「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」とも提言されております。新しい事業の取り組みに合わせて、免許不要局から電波利用料を徴収し、歳入と歳出の関係を一致させることは論理的であり、公平な負担を実現するものであると考えます。恒久的な制度を早急に検討し、実施されることを要望します。	対の制度を活用する場合においては、対象となる充計不要向(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
346	(一社)日本ケー ブルテレビ連盟	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	・電波の有効利用は、今後の電波産業の発展のみならず、人口や労働力の減少をはじめとする我が国の地域が抱える社会経済課題の解決において極めて重要と考えます。とりわけ、次世代ワイヤレスシステムとしての5Gは、「第2章 電波利用の将来像と実現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、「全国一律的な利用や一部都市のスマートシティ化に留まらず、様々な地域におけるきめ細かなニーズに対応するため」に使われることが想定されております。 ・こうした地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。 ・そのため、今後の周波教免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備が重要と考えます。具体的には、今後の地域ニーズへの対応や社会課題の解決に貢献し、真の地方創生を実現するためにも、5Gの地域事業者への割当てに配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。	・経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 ・5Gの割当てについては、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必
347	(一社)日本ケー ブルテレビ連盟	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	・前述した地域における無線利活用の有効性ならびに受益者負担の点から、新たな割当手法により生じる収入の使途については、全国事業者など一部の事業者のみが担うことなく、また最終受益者が、都市部などの一部の地域や属性に限られたユーザに偏ることのない制度設計が必要と考えます。併せて、使途の適正性について評価する枠組みの導入が必要と考えます。 【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
348	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	・地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われております。これらのサービス・アプリケーションは、災害時や緊急時など、電波の利用や稼動状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている間波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者として優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・また、5Gについても、地域における電波利用ニーズや特性に応じた無線システムの利用促進の観点から、地域BWAと同様に、地域事業者への割当に配慮した制度設計と、それに必要な技術的条件の策定及び共用検討を要望します。これにより、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えています。	ものと考えます。
349	(一社)日本ケー ブルテレビ連盟	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【その他】 ・地域における無線利活用を促進すべく、地域の平時・災害時の周波数の有効利用に電波利用料を充てることについて賛同いたします。 ・無線の有効利用に向けては、そのトラヒックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の5Gインフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望します。 ・その際に、当該ICT基盤整備による便益(多様な分野における利活用や地域課題の解決など)等に基づき、支援の対象や設備について広く捉えつつ、明確にして頂きたく存じます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

350	(一社)日本ケー ブルテレビ連盟	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	・地域BWAは、地方創生、防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などの観点からも維持すべきと考えております。ケーブルテレビ業界では、既存地域BWA免許を保有する事業者のうち高度化システムの導入を推進する事業者や、新たに高度化システムの基地局免許を取得して参入する事業者が着々と増加しており、エリアのカバレッジや整備基地局数の拡大が進展しております。また、インターネット接続サービスに留まらず、地域ニーズ等に対応した多様なアブリケーション・サービスが提供されつつあり、今後とも業界としてより一層の利用促進に向けて取り組んでいく所存です。また、当該有効利用を評価するための今後の報告等について、業界として適切に対応してまいります。・・地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アブリケーションにも使われております。これらのサービス・アプリケーションに、災害時や緊急時など、電波の利用や稼動状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者としていかなる場合でも優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。・また、地域BWA帯域の有効利用度を上げるという点で、全国系事業者のトラヒックのオフロード等については、既存あるいは今後の地域BWA事業者が効果的かつ効率的にインフラ投資・運用を促進していく上での選択肢となることから、運用調整など早期実現に向けた環境整備を要望します。	15 D.t. 伽辛目は
351	富士通(株)	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組	(1) 周波数長期再編プラン	2020 年の5G 実現に向けた周波数帯域確保に向けては、情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信委員会において、3.7GHz 帯、4.5GHz 帯及び、28GHz帯を対象とした技術的条件の検討が完了しておりますので、5Gの着実な実現に向け、引き続き速やかな取り組みの推進を希望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【メーカ】	
352	富士通(株)	第2章 <sub>-</sub> 電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組	(2) ワイヤレス成長 戦略政策パッケージ	前節までの網羅的な分析(※)に基づいて示された目指すべき社会インフラとしてのワイヤレスインフラの実装にあたっては、期待される投資効果(効率化による費用削減や公平な社会的機会の創出など)に見合った資本を投下して良質な社会基盤として整備・維持・運営していくことが重要となります。ビジネスに関する予見性を高め、持続可能で健全なビジネス環境を醸成するためには、用途に応じたワイヤレスインフラの実現に必要となる資本(費用)をどのように投下し、その費用を誰がどのように負担すべきかについての社会的な共通理解が特に重要になると考えます。 貴重な周波数資源を継続的に有効利用していく観点からも、電波インフラのロードマップ提示に向けたワイヤレスの品質の向上の見込み等の検討にあたっては、インフラを提供する対象の範囲(分野、国・地域、対象となる受益者など)、インフラの展開・維持に必要な投資規模と期待される効果のバランスなどを踏まえ、その投資をまかなうための社会的な負担の在り方についての検討が重要であると考えます。 また、検討にあたっては、ワイヤレスインフラを含めた情報通信インフラ全般を視野に、これを利用して役務提供を行う関係団体・機関との効率的で効果的な情報共有と方向性の共有が重要と思料します。  ※「2、2030 年代に実現すべき電波利用社会」、「社会インフラとしての電波システム」、および、「4、ワイヤレスがもたらす社会的効果・経済的効果」	IBいに御息見は、総務省における予後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
353	富士通(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入	新たな割当手法により生じる収入を、「電波利用の高度化を通じて生産性向上等に寄与するためのICTインフラやシステムの整備」 等のSociety 5.0 の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることに賛同いたします。	頂いた御意見は、報告書〈案〉に対する賛同意見として承ります。
		カクネの快討	1	の使途	[メーカ]	
354	富士通(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	周波数共用の考え方に関しては、ウェルネス、モビリティ、セキュリティ、くらし、まち、産業など、ワイヤレスを利活用する幅広い経済の活性化につながる電波有効利用方策として極めて重要であると認識しております。報告書(案)の考え方に基づき、既存無線システムと新規無線システムの共存を実現する高度な周波数共用システムの検討・検証および産業界全体の新たなビジネスの柱を創出していく取り組みが重要と考えます。	
-				1	[メーカ]	
355	富士通(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	5Gの利活用分野の拡大と社会からの期待は今後も高まり続けることが想定され、更なる高度化の検討に取り組むことに賛同いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
356	富士通(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【メーカ】 周波数共用の推進においては、欧米諸国の仕組みを参照しつつ、わが国の特徴(国土の形状や地形、人口密度、自然災害の多さ等)を考慮した大量の計算を瞬時に実現する高度なシステムの開発と運用が必要になると考えます。このような研究開発・構築・技術試験に必要となる費用を電波利用料の使途の対象にすることは、電波の有効利用・電波利用拡大に寄与するため、当該施策に賛同いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					[メーカ]	
357	富士通(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	地域BWAの周波数帯は3GPPの仕様書にも規定されており、利用価値も高く、ホワイトスペースのように利用したいというニーズがあります。このようなニーズを踏まえて、電波を有効利用する措置を講ずることが望ましいと考えており、今後、高度な周波数共用システムの検討および検証において、当該帯域を活用できる制度の整備を進めていただくことを希望いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
				]	【メーカ	

	1					
358	富士通(株)	その他			【原案】(p.12~p.13) (ア) インフラの老朽化 (イ) 少子化 【情報】 項番の誤記(下記)と思われます。 (オ) インフラの老朽化 (カ) 少子化	御指摘のとおり修正します。 【修正前】 (ア)インフラの老朽化 (イ)少子化 【修正後】 (オ)インフラの老朽化 (カ) 少子化
					【メーカ】	
	静岡エノエム放达 (姓)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	放送の中で特にラジオが「ファースト・インフォーマー」として社会的責務を果たしていくことが必要ということに対して同意いたします。 また、原案のとおり難聴解消のための中継局整備を行うラジオ事業者に対し、その整備費用の一部を補助することも賛同しますが、防災面でのFM放送の有効性を前提にすれば通行量の多い中山間地域の道路(例:新東名高速道路)など移動体に対する難聴改善にも補助対策が必要と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【放送事業者】	
360 [	(株) 静岡第一テ レビ	全体			ではないと考えます。 電波利用制度をめぐる議論はこの25年間の積み重ねで成り立っていると考えます。よってこれまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと思います。電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額の抑制を要望します。 利用者のニーズを把握し、Society 5.0に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな使途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではないと思います。 電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点から検討を要望します。 電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当られては、気帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。 また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など国民に負担を強いることになります。このため放送用帯域でのオークション制度の導入そのものに反対です。 電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成ですが、経済的価値のみを重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。	周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考え
	(株)静岡第一ナ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	周波数の有効利用をさらに促進する観点から、経済的価値を踏まえた割当手法の対象として、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定していることに賛成です。また、「経済的価値に係る負担額の評価に当たっては既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である」という記述についても賛成します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【放送事業者】	
362 (	(株)静岡第一ナ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	選定にあたっては透明性を要望します。	・総合評価については、評価を受ける側への影響も考慮し、電波の有効 利用度合の評価基準等を中立・公正な機関の助言等を踏まえて策定す ることが適当であるとしており、今後、終務省において、広く国民のご意 見も聞きながら、報告書(案)を踏まえた評価基準等が策定されるものと 考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い 知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況 調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考 慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる 機関が漢定されるものと考えます。
363 (	(休) 静岡弟一ナ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	調査周期を3年から2年に変更する場合、過度な負担を強いられないよう配慮を切望します。	「破局が過度される100と考えます。 報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許 人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であ るとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省に おいて検討が行われるものと考えます。一方、重点調査の対象では、無 線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解 いただき、御協力いただきたいと考えます。
	(株)静岡第一ナ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	地上波4Kなど新たな放送サービスの実現のためには、放送方式の検討など解決すべき課題が山積しており、長期間にわたる地道な調査や研究開発が必要です。そのためには電波利用料を活用した技術試験事務による継続的な実施と成果を期待します。 またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の視聴者保護が最優先だと考えます。混信等が発生しないよう、細かな対応を要望します。	技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意 見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政 策検討の際の参考とされるものと考えます。
1					【放送事業者】	

365	(株)静岡第一テレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、必要最小限の規模に抑制すべきです。そして免許事業者への過度な負担は極力避けるべきと考えます。 【放送事業者】	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
366	(株)静岡第一テレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、 継続を要望します。 携帯電話について、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送の サービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり ます。 また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化が ないことから、現状を維持する事が適当である。」と明記された事に賛同します。	激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。また、携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
	<u> </u>				【放送事業者】	]
367	(株)静岡第一テ レビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからでは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	
368	(株)テレビ愛媛	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	●申請する金額の多募のみで割当事業者を決定するオークション制度については、放送の公共性と言った観点からも疑問であり、制度化を見送ったことは極めて適切と考えます。今後も慎重な議論、対応を要望します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際 に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必 要があると考えます。
369	(株)テレビ愛媛	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	●FPUなどの放送事業用無線は、非常災害時を含む報道取材で使う場合が多く、妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。周波数をリアルタイムに把握できるデータベースの構築に関しては、放送事業用無線の運用状況を十分に考慮することを強く要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
370	(株)テレビ愛媛	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2) 電波の利用状 況調査の見直し	●FPUなどの放送事業用無線は、日常の報道取材や番組中継だけではなく、非常災害時には必要不可欠なツールであるため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。災害時や障害時の対策状況や無線システムの社会的重要性を、電波の有効利用度合いの評価に加え、「運用管理取組状況」、「社会的重要性」も踏まえた総合評価とした事は適切と考えます。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
371	(株)テレビ愛媛	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害をはじめ大規模災害が多発するなかで、非常災害時のライフラインとしての地上基幹放送局の耐災害性強化の取り組みは、視聴者利益の実現、確保に適うものと考えます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
372	(株)テレビ愛媛	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	<ul> <li>●電波利用料は電波を利用する全ての無線局が共益費として応分の負担をするという現行の在り方は適正であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。</li> <li>●放送に関して次期料額算定期間において、現状を維持することが適当との方針が示されたことは妥当と考えます。</li> <li>●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要であり、電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう、改めて要望します。</li> </ul>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され ることが期待されます。

373	(株)山梨放送	全体			放送事業者の電波利用に関しては災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ちこむことは根本からなじまず放送用に割り当てられる帯域についての価格競争の要素を含める方式の導入に反対します。 周波数オークション制度については、仮に放送用の帯域を再編しオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなる為、放送用の帯域でのオークション制度の導入には強反反対します。 電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることは賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した論議や検討に偏らない事を要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。	・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。
374	(株)山梨放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	経済的価値を踏まえた割当手法の対象を①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数である事、②新たな周波数が割当てられる場合、と限定して定めた事には賛成です。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
375	(株)山梨放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2) 電波の利用状 況調査の見直し	電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定も重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」 も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝心です。また、中立・ 公正な機関の助言等を踏まえるとされていますが、この機関の選定にあたり透明性の確保を要望します。 調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。	・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。・報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更の内容については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えてます。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと考えます。
376	(株)山梨放送	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	民放ラジオの難聴解消のための中継局支援に加え、当該中継局のためのトンネル内再放送設備を補助対象とするよう要望します。131Pの2-2項にある「電波遮へい対策事業」同様、道路トンネル内でのラジオ再放送は、利用者の利便向上、安心・安全の確保の観点から必要な対策と考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
		71173 X * 7   X   1			【放送事業者】	
377		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	新たな放送サービスの実現には、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、これらを解決するため調査・研究 開発を進めて行く必要があり、電波利用料を使った技術試験事務による継続的な作業と成果を期待します。 ホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しない様きめ 細かな対応を要望します。	技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【放送事業者】	
378	(株)山梨放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが470MHzの根拠が示されていません。 470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取られますので、地上放送事業者の費用負担増につながる事がないよう要望します。	帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP バンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ追帯域を①「470MHと以下」、②「470MHと超3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 起6GHz 以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF 帯以下の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
379	(株)山梨放送	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3) 電波利用料負 担の適正化	携帯電話の実態として、あまねく全国に普及していることに加え、開設計画 認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合は地デジ化の際に受信者 1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。携帯電話においても新たに特性係数を適用するなら、より厳しい責務を見うべきと考えます。また、「放送局を含む携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更することが適当である。」と明記されたことに賛同します。	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【放送事業者】	
380		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後 IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからでは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	
381	エリクソン・シャハ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(5) 二次取引の在 り方の検討	「SGシステムは、低遅延・高信頼性の特長を活かして、工場内や地下の工事現場などの閉空間でURLLC(Ultra-Reliable and Low Latency Communications)のアプリケーションに利用することが想定されています。このURLLC用に、MNOネットワークとの干渉を避けた上で、MNOが免許を有する周波数を工場または工事現場などの運営者が二次利用する(借受ける)ことは、周波数有効利用上効果的と考えます。また、携帯電話システムなどで広く利用されている周波数を利用できれば、エコシステムが構築されている通信機器や部品が使えるという面で、経済的なシステム構築につながります。このようなMNOが免許を有する周波数の二次利用について、実際の事業面でのフィージビリティ、技術面や制度面での課題を今後検討することを提案いたします。	二次取引については、報告書(案)のとおり、5Gなど新たな周波数利用が 進展し、併せて周波数共用が一層促進される中、二次利用に関する具 体的ニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討するこ とが適当であると考えます。
1					[メーカ]	1
382	エリクソン・シャハ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(4) 提案を踏まえた V-High 帯域の用途 決定	V-High 帯域の用途決定を、提案および実験試験局等の制度を通じて行う方針に賛成いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
383	個人(3)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3) 公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	公共BB(公共プロードバンド移動通信システム)の(ア)現状、および(イ)更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容については、適切な分析、及び、求められる方策、要望が提示されていると考えます。 当該報告(案)の記載に賛同致します。 当市では、地勢及び伝搬環境等の観点から公共プロードバンド移動通信システムについて、1波のみの割当てによる通信システムへの運用検討を想定しています。また、柔軟な用途への対応のため「平時において常時接続による利用」が可能となることが必要と考えています。 上記のとおり、本システムの普及促進及び導入環境の整備の一環として、電波制度の改正(周波数割当ての柔軟化)を希望致します。	公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての 柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡 大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。
384		第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(7) 公共安全LTE	○ 次世代ワイヤレスシステムは、2030年代に目指すべき電波利用社会の5つの目標を実現するのための鍵となるものとされ、その一つとして「公共安全LTE」が提示されている。 しかしながら、「実現イメージ」は、わずか3行の記載にとどまり、5つの目標の実現にどのように寄与するのか不明である。「Beyond5G」を始めとする他の項目と同様に詳細に検討し、記載すべきではないか。	報告書(案)p.115に記載のとおり、本懇談会としては、公共安全LTEの導入に当たっての基本的な機能・性能要件及び整備・管理主体について複数の選択肢を示しており、公共安全LTEの導入に向けた検討において、これを参考に国内の業務の実態や関係機関のニーズを把握し、より具体化していく必要があると考えます。

0 「電波利用料は、電池の適な名利用の確保に関い、無熱無益性の発生を整体の目的化して行う事務の場別に乗りる資用化、中の受益を含み無線の分析人と対していた。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対していた。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対していた。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対していた。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対している。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対している。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対している。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対している。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対している。 (1) 大型を表するの無線の分類人と対している。 (1) 大型を表するの表は、分子の人に大型・(1) 大型を表するの表は、(1) 大型の関係の分類人と対している。 (1) 大型の機能の分類人と対している。 (1) 大型の機能の分類人を扱うから、表し、公文を変としている。 (1) 大型の利用者となると対象を受している。 (1) 大型の対象を表す。 (1) 大型の対象を表し、対している。 (1) 大型の対象を表し、対している。 (1) 大型の対象を表し、対している。 (1) 大型の対象を表し、対している。 (1) 大型の対象を表し、でいる。 (1) 大型の対象を表し、対している。 (1) 大型の対象を表し、対している。 (1) 大型の大型の関係の分類人と対している。 (1) 大型の大型の関係の分類人と対している。 (1) 大型の大型の対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、 (1) 大型の大型の機能が、(1) 大型の大型の関係の分類人と対象を表し、表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、表し、対象を表し、表し、対象を表し、対象を表し、表し、表し、対象を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表	を個別に整備、運用してきたところ、 は電イントワークを導入することで とから、電波利用共益事務として適 には、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で
386 個人④ 全体	ついて選択肢の案を示しており、それを参考に国内の業務の実態や関 としていく必要があるとしています。
国際的な周波数期和や新たな電波利用ニーズ等に対応していくため、免許不要周等の周波数移行・再編支援として「特定周波数 終了対策業務」を活用する点について賛同いたします。 コの見直し (5) 免許不要帯域 の確保 (5) 免許不要帯域 の理解と対しているより、電波利用料制度 の見直し (5) 免許不要帯域 の理解と対しているとが、国際的な周波数帯が確保されていない状況と認識しております。日本においても早急につけた電波有効利用方策の検討 の見直し (5) 免許不要帯域 の理解と行っているとが、国際的な周波数期和の点だけでなく自動連転システムの支援に必要な周波数帯が確保されていない状況と認識しております。日本においても早急につけた電波有効利用方策の検討 の見直し (5) 免許不要帯域 の理解と行っていてとが、国際的な周波数期和の点だけでなく自動連転システム支援の実現のためにも必要だと考え、国いた御意見は、報告書(案)に対する実施では、自動運転システムを発許不要帯域の活用も重要となります。「特定周波数終了対策業務」を活用し、必要な 会許不要帯域を確保していてとを希望いたします。 (メーカ) またいでは、発力に対しては、変力に表していては、なり、電波利用料の総額が引き上げられることには原則的に反対です。 電波利用料の歳出規模については、必ず、日本は対しては、変力に対しては、変力に対してはでは、対しては、変力に対してはでは、変力に対しては、変力に対し、関係と表の影響を表決を表して、原則的には電波利用料の総額で引き上げることが適当とで、電が利用料の後途になられるものと考えます。 (放送事業者) 申請する金額の多等のみによって割当事業者を決定することにより、設備投資の抑制やサービス利用料金の上昇という感力があ	
87 対策業務」を活用する点について賛同いたします。   1 を対していない状況と認識しております。日本においても早急に   1 日本では、自動運転システムの支援にはITS向けの周波数の確保が重要ですが、他の主要国・地域のでは5.9 GHzが確保されている状況です。日本では、自動運転システムの支援に必要な周波数帯が確保されていない状況と認識しております。日本においても早急に   5.9 GHz帯の確保を行っていくことが、国際的な周波数調和の点だけでなく自動運転システム支援の実現のためにも必要だと考え   5.9 GHz帯の確保を行っていくことが、国際的な周波数調和の点だけでなく自動運転システム支援の実現のためにも必要など考え   3. 電波利用料制度   0.月直し   3. 電波利用料制度   0.月直し   5.9 GHz帯の確保を行っていくことが、国際的な周波数調和の点だけでなく自動運転システム支援の実現のためにも必要など考え   2.メーカ   2.メーカ   2.メーカ   2.メーカ   2.メーカ   3. 電波利用料制度   0.1 を実現していくことを希望いたします。	
Society5.0を世界に先駆けて実現する事を目標とする我が国において、電波利用のニーズが質的・量的に大幅に拡大する事は理解しておりますが、これらの実現のための様々な施策により、電波利用料の総額が引き上げられることには原則的に反対です。電波利用料は、電波利用の共益費用という性格の予算なので、その使途については、Society5.0の実現に際しては、選択と集中におり限定的に使われるべきで、個別、多角的に十分な議論の上に、原則的には電波利用料の総額を引き上げない範囲内で抑制的に使われるべきだと考えます。  「放送事業者」 申請する金額の多募のみによって割当事業者を決定することにより、設備投資の抑制やサービス利用料金の上まという形念がありますが、経済的価値に係る合物的の調価と既存の需要項目のがランスをよのように表し、プレベラなのかけまずに難しい問題	
解しておりますが、これらの実現のための様々な施策により、電波利用料の総額が引き上げられることには原則的に反対です。 は	
申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定することにより、設備投資の抑制やサービス利用料金の上昇という懸念がありますが、終済的価値に係る負担額の設備と既存の要本項目のパランスをどのように考慮していくべきなのかけまずに難しい問題	に実施する事業の必要性や効果を 考えます。
リキオが、終済的価値に係る負担額の評価と既方の密本頂目のバランスなどの bうに 考慮していくぶきたのかけ非常に難しい問題	
第3章、2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討  「高波数割当制度」 (3) 割当手法の技 であります。 本的見直し  「高波数割当制度」 (3) 割当手法の技 であります。 本的見直し  「流送事業者]	具体的な配点等については、割り当、割当ての都度、個別に定められる
加及于不日	
全体の歳出規模は相応の規模となる見込みと記載されておりますが、歳出が(相応に)拡大するという意味であるのであれば、歳 第3章、2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	実施する事業の必要性や効果を精 きえます。なお、具体的な料額は、今 ですが、その際には、本報告書(案)
【放送事業者】	
第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討 (2) 電波利用料の歳出規模については、 電波利用料の歳出規模については、 事務の発達したが適当と考えます。 電波利用料の歳出規模については、 電波利用料の歳出規模については、 事務の発達したでの名のではできます。 あくまでも歳出を最大限抑制的にした上での名のではいたう要望します。 あくまでも歳出を最大限抑制的にした上での名のではいたと踏まえつつ、新たに関係した。 で表現が原則と考えます。	
【放送事業者】	
392 四国放送(株) 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 月の見直し 3. 電波利用料制度 (3) 電波利用料制度 (3) 電波利用料制度 内型 (3) 電波利用料制度 地域送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないこ では、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないこ では、数送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないこ では、数とでは、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数に	
	えます。
第3章 2020年代に 同けた電波有効利 用士徳の栓料 の見直し (4) 公共用無線局 がらの電波利用料 は妥当であると考えます。 は妥当であると考えます。 は妥当であると考えます。	えます。

1		用刀束の快削		UJIX4X	【放送事業者】	]
394	四国放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要帯域の整備に電波利用料が使用されているのであれば、免許不要局からも電波利用料を徴収すべきと考えます。 免許不要局は、電波利用の発展にも寄与しているという側面もありますので、特性係数を適用するなどの考え方もあるかと思います。 報告書では、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収することについては、継続的な検討課題としておりますが、今後、免許不要局が飛躍的に増加していく事が予想されますので、早々と対応していくべきであると考えます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(実)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後終務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していてことを期待します。
205	(#\)TD0=   \$	第3章_2020年代に	2. 公共用周波数の	(2) 電波の利用状	【放送事業者】 利用状況調査に関して、より精緻に行うことは必要と考えています。しかしながら各システムの運用は効率だけで、はかれないもの もあります。災害時など電波でなければその意義を果たせないシステムもあります。単にニーズだけでなく、社会的重要度なども加	
395	(株)TBSテレビ	向けた電波有効利 用方策の検討	有効利用方策	況調査の見直し	味して評価される必要があると思います。 【放送事業者】	わせた総合評価とすることが必要としています。
396	(株)TBSテレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(2) 周波数移行を 促すインセンティブ の拡充・創設	過去の周波数終了促進措置に関して正しい評価を頂いたと思います。周波数移行に関しては、都度適切かつ丁寧に取り扱い頂き、終了促進処置制度を用いるのであれば、関係する免許人の双方が不利益を蒙ることが無いよう配慮頂きたいと思います。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					【放送事業者】	
397	(株)TBSテレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	主な意見にもあるように、比較審査方式の更なる改善による総合評価は妥当と考えます。しかしながら、電波は国民の大切な資産であり、経済的価値を過度に反映させるべきではないと考えます。人口カバー率や、安全・信頼性などの要件こそ重要視されるべきものと考えます。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、 経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当 てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められる ことが適当であると考えます。
398	(株)TBSテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	高度な周波数共用のための検証は必要だと考えています。ただし共用を前提とした検討に関しては慎重に扱うべきと思います。放送は災害時には国民の安心安全を守る大切な手段となります。よって周波数調整による共用は困難です。また既存のシステムでは高度化の検討を始めているものもあり、その妨げにならぬよう慎重な議論が必要だと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無 線ンステムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無 線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実 運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま す
					【放送事業者】	7 0
399	(株)TBSテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	電波利用料の共益費用としての性格から、その使途を十分に精査する必要があると考えます。その歳入・歳出規模については「更なる効率化」や必要性の検証を徹底した上で規模を抑制し、出来る限り減額することで無線局全体の負担を軽減して頂きたいと思います。またその目的に鑑み、退蔵や他用途への流用は有ってはならないと考えます。「歳入歳出の関係は一致させることが必要」であり、歳入が歳出を上回った場合には、差額を次年度以降に活用するなどして、さらなる負担軽減に努力して頂きたいと考えます。	ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。歳入と歳出の関係につい
					【放送事業者】	
400	(株)TBSテレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	電波利用料の見直しの度に料額が増加するのは、従来の激変緩和措置を適用されたとしても経営上の負担となりかねません。放送用周波数帯域の利用価値や、逼迫度に大きな変化がない事を踏まえて、負担の軽減をはかっていただくことを望みます。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際 には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されること が期待されます。
<u> </u>					【放送事業者】	

г				1			
		札幌テレビ放送 (株)	全体			国民共有の財産である電波を利用するニーズが飛躍的に高まり、Society 5.0の実現に向けて電波をさらに有効利用するための方策が必要であるという現状認識には異論はありません。一方で、電波利用料がいわゆる共益費であるという大前提に立てば、その使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。電波利用料制度は、受益者負担の原則に基づき、1993年の制度導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。歳入ベースでは当初約73億円規模でスタートし、2005年から移動体通信無線アクセス向けの周波数帯域の迅速な新規割り当てのため、新たな算定方法となり、その他の区分においても、利用価値に応じた料金となって総額が600億規模となりました。その後、地上デジタル化に伴い、歳出が900億円規模にまで拡大したものの、後年度負担が終了したことを受けて直近では約600億円の水準に戻る、という経緯を辿ってきました。電波利用制度をめぐる議論はあくまでもこの25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反対に立たもるようなこかが1年がではならないと考えます。必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣宣に照らして、総額の抑制を要望します。一方では、歳入と歳出のパランスは、平成28年度で歳入が歳出を約144億円上回るなど、不均衡が続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額が拡大されることについては反対をします。 利用者のニーズを適正に把握し、Society 50に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな使途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。放送用に対ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用用を論じるべきではありません。 電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点からの検討を要望します。  「次等時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなりません。放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは不適切と考えます。 特別である機関とといるに基づけを構造しているであるに対議を検討に置いるといまません。	・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。・・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考え
		札幌テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	放送用・放送事業用周波数は原案の通り、価格競争の要素を含め決定する方式には全くなじみません。 また継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなる と、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対しま す。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
	403	札幌テレビ放送 株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	基幹放送局については、その社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、これは国民・視聴者の利益に適う制度として今後も維持すべきと考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのパランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。
F						【放选事業者】	  ・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管
	404	札幌テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定が重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」 も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝要です。また、中立・ 公正な機関の助言等を踏まえるとされていますが、この機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。	理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる
L					<u></u>	【放送事業者】	機関が選定されるものと考えます。
_							

405	札幌テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	頻繁な電波利用料算定方法の変更は、免許人に対し、特に経営規模の小さい地方エリアの放送事業者にとって過度な負担となります。 札幌テレビ放送は、放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまでのパブリックコメントにおいても「少なくとも3年ごとという原則を維持」するよう要望してきております。今回の議論の結果、さらに短期間での制度変更、料額の変更とならないよう、3年周期の維持を改めて要望します。 【放送事業者】	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
406	札幌テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	使途の見直し	新たな放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、長い期間を要します。これらを解決するためには、地道に調査・研究開発を進めていく必要があり、電波利用料を使った技術試験事務による継続的な実施とその成果を期待します。 またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。 【放送事業者】	技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意 見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政 策検討の際の参考とされるものと考えます。
407	札幌テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。  【放送事業者】	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
408	札幌テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し		ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、地上放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取られますので、地上放送事業者の費用負担増につながることがないよう要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。	帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPP パンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下にとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF 帯以下はたべて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひつ迫帯域を①以下470MHz 超3.6GHz 以下」、③「3.66Hz 超6Hz 担6GHz 以下」、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF 帯以下の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
409	札幌テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	放送事業者が負担する電波利用料は受益者である視聴者が負担をするのではなく、放送事業者自らが負担する以外にありません。他方、携帯電話事業者は受益者である携帯電話契約者からの収入によって電波利用料を賄っており、電波利用料支払いの原資が全く異なっています。携帯電話事業者に過度な負担とならない点は重要ですが、放送事業者と比較した利用料総額のバランスが大きくなるのは原資のあり方と事業規模から適切であると考えます。	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。
					【放送事業者】	

410	札幌テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。  【放送事業者】	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うことなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
411	札幌テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	負担を求めるべきであるとの指摘は重要と考えます。 今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからでは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず 早急な制度整備を望みます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
412	(株)ケーフルテレ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(3) 割当手法の抜 本的見直し	・人口や労働力の減少をはじめとする我が国の地域が抱える社会経済課題の解決に向けて、電波の有効利用はおいて極めて重要であると考えます。そして「第2章 電波利用の将来像と実現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、次世代ワイヤレスシステムとしての5Gは、「全国一律的な利用や一部都市のスマートシティ化に留まらず、様々な地域におけるきめ細かなニーズに対応するため」に使われることが想定されております。 ・本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は地域における無線利活用の自動性の場内で再変がよるまった。す	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。また5Gの割当てについては、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
413	(株)ケーノルテレ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・無線の有効利用に向けては、そのトラヒックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の 5Gインフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資す るICT基盤の整備の支援を要望します。 ・その際に、当該ICT基盤整備による便益(多様な分野における利活用や地域課題の解決など)等に基づき、支援の対象や設備に ついて広く捉えつつ、明確にして頂きたくお願いします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
414		第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(7) 公共安全LTE	電波利用社会の5つの目標を実現するための次世代ワイヤレスシステムの一つとして提言されることに賛同します。しかしながら、人命に関わるこのシステムは2030年代を想定するのではなく自然災害が大規模化し頻発している我が国にとっては早期の実現が必要と考えます。  【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

415	モトローラ・ソ リューションズ (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3) 公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	[原案] PS-LTE 導入に当たっての基本的な機能・性能要件及び整備・管理主体の選択肢の案は次のとおりであり、PS-LTE 導入に向けた検討においては、これを参考に国内の業務の実態や関係機関のニーズを把握し、より具体化していく必要がある。 [意見] 賛同します。米国或いは韓国において当初検討されていたように初期システムから相応の機能及びカバレッジを準備してスタートしようとすると、専用の周波数が用意されたとしても様々な課題が発生します。一方で、日本における自然災害の大規模化とその多発傾向は明らかであり、公共機関が相互利用できる公共安全LTEは人命教助のために必須のシステムと認識しています。従って、現用の狭帯域無線システムとLTEとの相互接続性を確立した上で我が国特有の業務実態やニーズを把握しながら必要な機能を徐々に具備していくことを検討すべきと考えます。 [原案] [原案] 「原案] 「原案」 「原案」 「原案」 「原案」 「高速・管理主体の選択肢の在り方について 諸外国におけるPS-LTE のネットワーク整備方法(整備・管理主体の在り方)は、大きく以下の3種類に分類される。(中略) 各整備方法に関する主な相対的メリット・デメリットは、図表2-1-19 のとおりであり、これらを踏まえ、我が国において適する整備・管理主体の在り方を検討することが必要である。 「意見」 関連する各公共機関及び関連する機関(ユーザーグループ)のニーズは様々ですが、異なるサービス機能や通信優先度のつけ方などは共同利用型のPS-LTEネットワークの下で対応することが可能です。統一されたネットワーク設備の構築と保守を行いつつ、各公共機関各ユーザグループ)の様々な要求事項に応えた運用するには、国家防災省のような行政機関を設置し、設計・構築・運用を全体統括することが必須と考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
416	東海テレビ放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	・地上テレビ放送は、放送エリアにあまねく電波を届け、大規模災害時にも国民の安全・安心に寄与しています。社会的インフラとして、その公共的役割を果たすために、基幹放送局及びFPUやSTL、連絡無線等の放送事業用無線局を一体的に運用しており、それぞれの目的等に応じて周波数を有効利用しています。また地上テレビ放送用の帯域はSFNを出来るだけ採用して周波数の有効利用を行なっていますが、混信等を避け、かつあまねく放送を実現するためには全ての中継局をSFNで構築することは技術的に不可能です。こうしたことからTV放送及び放送事業用の周波数は、割当周波数の返上、縮減等になじまないと考えます。	ものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。
417	東海テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	【原案】 ・周波数の利用形態は、一定の周波数帯について、(中略)、その経済的価値を踏まえた割当を可能とするための制度化を行なうべきである。  【意見】 ・地上波テレビ放送は、社会的インフラとして災害放送等の重要な公共的役割を担っています。その社会的責務を果たすため、放送局免許による審査で、基幹放送局及びこれと一体運用する放送事業用無線局に必要な周波数が割り当てられていると考えます。これは視聴者の利益にも合致するものです。それゆえTV放送用及び放送事業用周波数の割当てについては、経済的価値を踏まえた割当て手法の対象にすべきではないと考えます。  【原案】 ・申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定するオークション制度については、(中略)、引き続き最新の動向を注視する必要がある。  【意見】 ・オークション制度の懸念を指摘して、制度化を見送ったことは、妥当と考えます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。

				【意見】 ・「各年度の歳入と歳出は一致させる必要がある」との方針が示されたことは適切と考えます。 【原案】 ・2. (中略)IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業も提案されており、実際にこれらを実施する場合、全体の歳出規模は相応の規模となる見込みである。 【意見】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
				【灰之争未日】	
果海アレビ放达	向けた電波有効利		(3)電波利用料負担の適正化	利用料が増額とならないよう要望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際 には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されること が期待されます。
電設コンサルダン	向けた電波有効利	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3)公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	体制の強化と信頼性向上を目的とし、火山監視カメラからの映像、及び各種観測データを伝送する有線伝送路のバックアップ通信回線として「公共プロードパンド移動通信ンステム」の利用について検討を行っております。また、見通し外区間でのデータ伝送が可能となる当システムは、山岳地などの災害現場における利便性が非常に高く、近年頻繁に起きる自然災害から人命を守るための設備として大変有効であると考えます。 「公共プロードパンド移動通信システム」においては、現行規定では固定通信は認められていないことから、使用できるアンテナ、電源等に制約があります。運用上、半固定的な利用、あるいは、パックアップ通信回線としての利用「「利用目的、用途の拡大」)に向けた制度改正を要望致します。また、併せて「周波数割当ての柔軟化」(1波のみの割当)及び「利用時間の柔軟化」(平時において常時接続による利用を可能とする)について、早期の制度化を要望致します。	公共プロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての 柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡 大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。
関四アレビ放达	向けた電波有効利	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	この経済的価値を踏まえた割当手法については「電気通信業務用の移動通信システムを始めとして」と表現があり、移動通信システムに完全に限定しておらず放送用及び放送事業用周波数についてもこの制度が適用される懸念を持ちます。また「経済的価値に係る負担額の配点が重くならないように」と配慮されている点は適切であると考えます。金額に重点を置くと資本を多く持つところがより優位となり、周波数寡占につながりかねないと思われます。単なる価格競争の観点だけではなく、真に国民の利益に資するかどうかの審査や、その普及の努力義務、また、周波数移行や新規開設に伴う混信等が発生しないような技術的検討などが十分かつ慎重になされるような仕組みがより重要と考えますので、放送用及び放送事業用周波数については経済的価値を踏まえた割当手法が適用されないよう要望します。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
1				【放送事業者】	
			(3)割当手法の抜 本的見直し	制度の導入はなじまないと考えます。	オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
<del> </del>				【放达争耒台】	
関西テレビ放送	向けた電波有効利		(6) 共用を前提とした割当て	・周波数が実際にどのように利用されているかをリアルタイムに把握できるデータベースのシステム構築は電波関連の施策に資すると思われますが、一方でその構築のためには多額の費用が必要と想像されます。コストパフォーマンスを十分配慮すべきと考えます。 ・地上デジタルテレビ放送用の周波数についてはその公共的な社会的役割の観点から周波数共用には十分な配慮が必要です。現在、その中でもホワイトスペース、ラジオマイク等で既に共用を図っているところです。 ・災害報道において使用されるFPU等の周波数は時間的・空間的に予測ができない運用となっており、更には重要な社会インフラとして強靭性・速報性を十分に担保する必要があります。周波数共用によってこれが損なわれない仕組みが必要です。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
	(株) 東海テレビ放送 (株) 電設株) コンサルタン 関西西テレビ放送 (株) 関西西テレビ放送 (株)	東海テレビ放送 第3章 2020年代利用方策の検討 第3章 2020年代利用方策の検討 第3章 2020年代利用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討	東海テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 3. 電波利用料制度 の見直し 3. 電波利用料制度 の見直し 3. 電波利用料制度 の見直し 2. 公共用周波数の見直し 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 7. 周波数割当制度 (株) 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 7. 周波数割当制度 (株) 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 7. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 周波数割当制度 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	東海テレビ放送 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 3. 電波利用料制度 (2) 電波利用料の 使途の見直し 第3章 2020年代に (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 2. 公共用周波数の 有効利用方策の検討 2. 公共用周波数の 有効利用方策の検討 4. 別 表示 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 7. 周波数割当制度 (3) 割当手法の抜 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 1. 周波数割当制度 (3) 割当手法の抜 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 1. 周波数割当制度 (3) 割当手法の抜 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 1. 周波数割当制度 (4) 割当手法の技 (株) 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 1. 周波数割当制度 (5) 共用を前提とします。	第3章 2000年代に 向けた寝室有効料

関西テレビ放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	放送用及び放送事業用周波数帯域の電波の利用状況については、使用頻度だけでなく、大災害時に対する強靭性・連報性等重要な社会インフラであることも踏まえた調査・評価をするべきです。放送局ではFPUやSTL/TTLそして連絡無線は一体的に運用されています。最近の想定を超える異常気象や地震・火山噴火などの災害時の報道において、取材や視聴者への情報提供を行うためには、これらが一体的に支障なく使えなければなりません。その点で今回、総合評価のために「運用管理取組状況」や「社会的重要性」を踏まえることが記されたことを評価します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
				【放送事業者】	
関西テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	新たな放送サービスの実現に資する技術的検討・調査として、将来に向けた地上4K等超高精細度テレビジョン放送や放送通信融合技術などの研究開発は周波数有効利用に寄与するものと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
	11171 X 07 11 11 1			【放达事業有】	
関西テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	と広域化が顕著となってきており、1対多で広範囲に情報伝達を行う地上基幹放送設備、特に山間部では復旧にも時間を要する事からも耐災害性強化の支援が明記されたことは極めて適切と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
				【放送事業者】	
関西テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要があると明記されたことは電波利用料の本来の主旨に沿ったものであり適切であると考えます。 16丁等新たな事業による歳出規模の増加については十分にその必要性や効果を精査し、無線局免許人の負担を増加させないことを要望します。 歳出規模の見込みについて「相応の規模」という今後の増大もありうるような表現がなされていますが、電波利用共益費の使途に ついては基本的には無線局全体の受益を直接の目的とする範囲内にとどめ、できるだけ歳出規模を抑制すべきと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
				【放送事業者】	
関西テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	考えます。	頂いた御息見は、報告書(系)に対する貧同息見として承ります。
				【放送事業者】	
関西テレビ放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	国民への電波利用の普及に係る責務等及び国民の生命、財産に著しく寄与するものという放送局に適用されている2つの特性係数が維持されることは適切と考えます。放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解していただき将来においても引き続き特性係数が維持されることを要望します。 その上で、携帯電話に特性係数「ウ」が追加され、放送と同等の2つの特性係数が適用された場合、放送事業者側の電波利用料の負担額への影響が懸念されます。これにより放送事業者の負担額が増えれば経営への悪影響の可能性もあり、十分な検討が必要と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普 及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄 与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更 する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考 えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるもので すが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算 定されることが期待されます。
				【放送事業者】	
関西テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(4) 提案を踏まえた V-High 帯域の用途 決定	聞いて速やかに具体的な検討を進めることは適切と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
(株)ZTV	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討			・電波の有効利用は、今後の電波産業の発展のみならず、少子高齢化の進展による人口減少や生産人口減少をはじめとする我が国の各地域が抱える社会経済課題の解決に極めて重要と考えます。とりわけ、次世代ワイヤレスシステムである5Gは、「第2章電波利用の将来像と実現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、「全国一律な利用や一部都市のスマートンティ化に留害らず、様々な地域におけるきめ細やかなニーズに対応するため」に使われることが想定されております。こうした地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカル単位」での割当は極	
	(株) 関(株) 関(株) 関(株) 関(株) 関(株) 関(株) 関(株) 関	関西テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に同けた電波検討 第3章 2020年代に同けた電波検討 第3章 2020年代利用方策の検討 第3章 2020年代利用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列用方策の検討 第3章 2020年代列利用方策の検討 第3章 2020年代列利用方策の検討 第3章 2020年代列利用方策の検討 第3章 2020年代列利用方策の検討 第3章 2020年代列利用方策の検討 第3章 2020年代列利用方策の検討 第3章 2020年代列目方策の検討 第3章 2020年代列目方策の検討 第3章 2020年代列目方策の検討 第3章 2020年代列目方策の検討 第3章 2020年代列目方策の検討 第3章 2020年代列目方策の検討	関西テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に (内けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 3.3.電波利用料制度 の見直し 第3章 2020年代に (内けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に (内けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 第1章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 第1章 2020年代に 向けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に 同りけた電波有効利用方策の検討 1.0周波数割当制度 第3章 2020年代に 同りけた電波有効利用方策の検討 1.0周波数割当制度 [限度] [限度] [限度] [限度] [限度] [限度] [限度] [限度	関西テレビ放送 (株) 第3章 2020年代に (内) 大電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に (内) 大電波の有効利用方策の検討 第3章 2020年代に (内) 大電波有効利 (大) 電波利用料制度 (2) 電波利用料の (3) 電波利用料の (4) 電波の通正化 (4) 関西テレビ放送 (1) 電波の検討 (3) 電波利用料制度 (3) 電波利用料負担の適正化 (4) 関西テレビ放送 (4) 提案を踏まえた (4) (4) 提案を踏まえた (4) (4) 提案を踏まえた (4) (4) 提案を踏まえた (4) (4) (4) 提案を踏まえた (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	関西テレビ版文 (株) 2 公共用無波線の (2) 電波の利用状 (2) 電波の利用状 (2) 電流の利用状 (2) 電流の発出 (2) 電流の利用状 (2) 電流の利用状 (2) 電流の発出 (2) 電流の

(株)ZTV	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	・地域BWAは、既に多くの地域において防災や見守りサービスなどの地域公共サービスとして活用されております。そして、これらのサービスは地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途であり、特に災害時や緊急時などは電波の利用状況や稼働状況に関わらずその運用が優先されなければなりません。これらのことに鑑み、地域BWAに割り当てられている周波数帯域の共用に向けては、このような地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途などの利用実績を踏まえ、地域BWAの既存システムやユーザーの利用が保証され影響を受けることがないように、既存地域BWA事業者が一次利用者としていかなる場合でも優先権を有することを前提として、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行っていただくことを要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
(株)ZTV	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	り一の利用が味証され影音を受けることがないなりに、成件地域BWA事業者が一次利用者としていかなる場合でも変元権を有することを前提として、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行っていただくことを要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
				【放送事業者】	
福井放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	電波利用にかかる技術革新のスピードは極めて速く、制度見直しにあたって経済合理性追求の姿勢やスピードが強すぎますと、かってのクルマ社会のような社会的費用(国民負担コスト)が増大する恐れがあると弊社は受け止めております。また、電波利用料制度は総務省と公共的役割を担う放送・通信事業者などとの議論や調整の上に築き上げられてきたものと心得ます。その意味で、今回、経済的価値を踏まえた周波数割り当てをする際の対象・要件を、専用周波数で新規に限るとしたことは、公共性に配慮した慎重な姿勢と受け止め、賛同いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
				【放达事果有】	
福井放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	放送に関して、適用を変更する事情の変化がないことから現状維持の考え方が示されました。賛同します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
				【放送事業者】	
福井放送(株)	その他			弊社はFM補完局を同期放送によって段階的に整備しており、既存局並みに全7局で全県カバーしたとしても2波しか使用しない予定です。同期放送は周波数の有効利用に有用であり、広域災害の避難移動の際に受信chの切替が不要といったメリットがあります。しかしながら、同期放送には相応の経費も嵩むことから、電波利用料の負担の点で、何らかの軽減措置が施されることを希望します。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
				【放送事業者】	
KDDI(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	・移動体通信分野の技術革新サイクルや市場・需要などの事業環境変化が早いことを踏まえ、周波数毎の置局計画を見直すなど、計画変更の可能性があることに配慮すると共に、サービス利用者保護を考慮した考え方が示されたものと考えます。 ・具体的な計画の策定、進捗状況の報告等にあたっては、公正・公平な競争環境の阻害にならないよう、柔軟な制度運用が行われることを希望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
				【電気通信事業者】 	
KDDI(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	<ul><li>(2) 周波数移行を 促すインセンティブ の拡充・創設</li></ul>	・周波数移行を促すインセンティブについては、移行対象となる既存免許人が単一なのか複数なのか等の状況により求められるものが異なり、移行費用等に関して柔軟な運用が必要であると考えることから、本報告書案に賛同致します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
				【電気通信事業者】 	
KDDI(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	・経済的価値を踏まえた金額の多寡が比較審査基準の支配的指標となった場合、人口カバー率や安全・信頼性要件等、その他の 比較審査項目が軽視されることになり、電波の有効利用を阻害する要因となる可能性があることから、本報告案に賛同致します。 ・なお、終了促進措置で必要となる費用については、周波数割当て後の既存免許人との協議において、その費用が開設指針で示される負担額から大幅な乖離(増額)が発生した場合、開設計画の履行に大きな影響を及ぼす可能性があることから、負担可能額の算定等について、引き続き、算定根拠の開示や柔軟な制度運用が行われることを希望します。 ・それにより、開設指針に示される負担可能額の精度向上が期待されると共に、既存免許人の周波数移行が円滑に行われ、更なる周波数有効利用の促進が図られるものと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
				【電気通信事業者】	
KDDI(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	・新たな割当手法により生じる収入については、申請事業者が当該周波数の経済的価値を踏まえて周波数獲得のために申請する金額であることから、その使途について「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てるとする考え方に賛同致します。 ・なお、移動体通信事業の割当てで得られた収入については、主に移動体事業の振興・発展に寄与するものに活用されることを希望します。	報告書(案)p.80に記載のとおり、新たな割当手法により生じる収入は、 Society5.0の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充 てることが適当であると考えます。
	(株)ZTV 福井放送(株) 福井放送(株) KDDI(株) KDDI(株)	(株) ZTV     向けた電波有効利用方策の検討       (株) ZTV     第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討       福井放送(株)     第3章 2020年代の利用方策の検討       福井放送(株)     第3章 2020年代の利用方策の検討       福井放送(株)     その他       KDDI(株)     第3章 2020年代の利用方策の検討       KDDI(株)     第3章 2020年代の利用方策の検討       KDDI(株)     第3章 2020年代の利利用方策の検討       KDDI(株)     第3章 2020年代の利利用方策の検討       KDDI(株)     第3章 2020年代の利利用方策の検討       KDDI(株)     第3章 2020年代の利利用方策の検討       KDDI(株)     第3章 2020年代の利利用方策の検討	(株) ZTV	(株) ZTV	## 20 2000年代に 向けた電音の設計 (2) 共産の金属機能 (2) 共産の公司 (2) 対策を対象の公司 (2

	i			I	【電気通信事業者】	Í
441	KDDI(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	・電波利用料の徴収に係る事務処理等の簡素化にも資するものと考えることから、広域専用電波に類する概念の適用範囲拡大を 行うとする本報告書案に賛同数します。 ・ たむ、「サロネカ Z 回ば数単して対するたは専用等はの料類を学については、東方零速に対する従前の料類と以合用類が経過さ	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
442	KDDI(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	<ul> <li>免許不要局からの電波利用料徴収については、徴収対象の無線局の管理など、その徴収方法に大きな課題があるものと考えることから、本報告案で示された段階的な適用の考え方に賛同致します。</li> <li>なお、今後の検討においては、引き続き、電波利用の発展を阻害することのないような配慮が必要であると考えます。</li> </ul>	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終 了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登 録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【電気通信事業者】	
	(一社)情報通信 ネットワーク産業 協会	全体			キーワードを「つながる」としたとき、あらゆる機器をネットワークに接続するには、電波を利用する機器が欠かせません。 5Gを核とする世界最先端のICT基盤の整備、安全・安心なIoT利用環境の整備、Society 5.0 の実現に向けた研究開発、ICT利活用の拡大と新たな付加価値づくりなど、ワイヤレスがもたらす社会的効果・経済的効果などが期待されることから本報告書に賛同します。 また、電波法等の関係法令の改正に向けた具体的な制度設計が進められるとともに、産学官連携による研究開発・実証事業の実施など、関係者による所要の取組が着実に実施されることを希望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【その他】	
444	ネットワーク産業	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	ワイヤレスIoT等の安心・安全かつ適正な利用環境構築のための施策の推進に賛同致します。 ただし、IoTでは優良事例にもかかわらず横展開が進まない状況も見受けられるため、安心・安全かつ適正な利用環境整備に必要 な施策についても、支援対象となる様希望します。 例えば、利便性と安全性のパランスに配慮しつつ、誰もが安心・安全かつ適正にIoTや公衆無線LANサービスを利用できる環境を 整備すること。IoTや公衆無線LAN環境に関する優良事例の調査・公表や実証を通じて、利用者・提供者向けガイドラインの策定や オンラインコンテンツの作成を行うとともに、周知・啓蒙活動に取り組む事をご提案します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【その他】	
445	ネットワーク産業	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	恒久的な制度としての免許不要局からの電波利用料の徴収については機器メーカ等の意見も反映させて頂けるようご配慮をお願い致します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本懇談会においては、まずは現行の特定周波数終了対策業務や登録局制度の活用実績を蓄積すべき旨提言したところです。
					【その他】	
	ネットワーク産業	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(5)調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	線設備など特定無線設備とし、我が国の技術基準に適合し調査・研究・試験の他、展示博覧会などのデモンストレーションに限り、 一定期間利用可能な簡易的な手続きの制度設計を希望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に 具体的に検討されるものと考えます。
					【その他】 『サキューちは、無絶記供させ、のまこぶ原則でされ、夕廷トンサー等し、せいたよれの刑でジュルンジャルサルギルフェ	
447	ネットワーク産業	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(6) IoT 時代の技術 基準適合性確保に 向けた取組の強化	「技適マークは、無線設備本体への表示が原則ですが、各種センサー等と一体となった超小型モジュールなど超小型化が進んでいます。適切な表示を行いやすいようにするため、技適マークについて、視認可能な範囲であれば3mm 未満の表示」について、賛 同数します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
	ネットワーク産業	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(6) IoT 時代の技術 基準適合性確保に 向けた取組の強化	免許不要の無線設備による多種多様なサービスが幅広く提供され、超小型モジュールなどが機器に組込まれることが予想されます。不適合な無線機による予期しない混信が多発する恐れがあるなどこうした混信により、消防、防災無線、航空、海上無線等の重要無線やライフラインとして使われる様々な通信サービスに支障が生じることは貴重な無線資源利用の阻害要因でもあります。 技術基準に適合しない無線機器や技術基準適合証明等を取得していない無線機器などが運用されないように、無線機器の流通規制を我が国に導入することについて賛同します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

İ		I	ĺ	Ī	1.7 O.W.	1
449	スカパーJSAT (株)	第2章_電波利用の 将来像と実現方策	_3. 2030年代の革 新的な電波エコシス テムの実現	(5) 次世代衛星利 用システム	【その他】 衛星通信システム向けの周波数帯域の利用環境を整備いただくことは、宇宙産業の発展に資すると考えることから賛同いたします。Ka帯、Q/V帯、W帯に限らず衛星通信の周波数割当があるスペクトラムにおいては、引き続き長期に亘り利用環境が維持されることを、要望いたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
450	スカパーJSAT (株)	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組	(1) 周波数長期再編プラン	携帯電話等のワイヤレス無線通信用周波数の確保にあたっては、衛星通信を含む他のサービスとの共用問題等の種々の課題が解決されることが前提であると考えます。特に、衛星通信は広域性を特徴に持ち、国境を越えてサービスを提供しているため、海外の周波数利用との共用検討が不可欠です。 5G向けの周波数の確保にあたっては、米国・アジアの一部の国の動向のみならず、アジアの主要国や他の地域(欧州・アフリカ等)の動向も視野にいれていただくよう、要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
451	スカパーJSAT (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	「第3章 2.(2)電波の利用状況調査の見直し」において、電波の有効利用度合いの評価については、電波の有効利用度合いの評価指標に加えて、国の安全確保や公共の秩序維持など国民生活等に重大な影響を及ぼす可能性を評価する「社会的重要性」等も踏まえた総合評価とすることが必要、とされています。衛星通信システムが利用する帯域の評価にあたっては、非常災害時や緊急事態の際に国民の生命・財産・安全を守るための利用や、山間へき地/離島等とのデジタルデバイド解消のための利用といった公共性も、十分考慮いただくことを要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における制度設計の際に具体的に検討される
452	スカパーJSAT (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	オークション制度には、過度な競争が招く利用者への悪影響等が想定されることや、国民共有の財産である周波数が投機対象になりうるといったデメリットもあると考えることから、原案に賛同いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
453	スカパーJSAT (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	周波数の共用にあたっては、国内の共用検討のみでは解決されない国際的な周波数利用における共用課題も存在するため、国内での共用検討結果のみならず国際的な共用課題も踏まえ、慎重にご検討いただくことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
454	スカパーJSAT (株)	第3草_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(1)公共用周波数の見える化の推進	今後の取組の方針に賛同いたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
455	スカパーJSAT (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	衛星通信システムが利用する帯域の評価にあたっては、非常災害時や緊急事態の際に国民の生命・財産・安全を守るための利用 や、山間へき地/離島等とのデジタルデバイド解消のための利用といった公共性も、十分考慮いただくことを要望いたします。 【放送事業者】	衛星通信システムが利用する帯域の評価に関する御意見については、 総務省における今後の政策検討の参考とされるものと考えます。
456	スカパーJSAT (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	BSと110度CSによる4K・8K放送の電波漏洩対策や、新たに開始される左旋円偏波4K・8K放送の受信環境整備は喫緊の課題であるため、本事業の実施に賛同するとともに、積極的推進を要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
457	スカパーJSAT (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	歳出規模について、事業の更なる効率化や必要性の検証を徹底されることについて、賛同いたします。今後も引き続き、より一層 の厳密な使途の精査を継続いただくことを要望いたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
458	スカパーJSAT (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	衛星通信システムに限らず、新システムへの割当や広域専用電波の指定の拡大等に際し、干渉増加や利用条件の制約を受けることが明らかとなった既存サービスについては、料額算定プロセスにおける無線システム毎への配分等においてかかる状況を十分に考慮いただき、電波利用料を大幅に減額いただくことを要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、料理策争の過程において用いる各無線システン教
					【放送事業者】  ● 現状、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画では、割り当てるべき放送系の数の目標と周波数が定められており、国民・視聴者の利益に適う制度として今後も維持されるべきと考えます。基幹放送局と放送事業用無線局については、運用	
459	(株)テレビ朝日 ホールディングス	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	上一体であり、両局とも新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象にはふさわしくないと考えます。  ◆ 今回示された「経済的価値を踏まえた割当手法の対象」の要件は、解釈によっては多くの無線局が対象となるため、過度に経済的価値を踏まえた割当手法が広がることがないよう、今後の慎重な対応を望みます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
					● オークション制度について、導入に慎重な意見を取り入れ、引き続き最新動向を注視する、とした考え方は適切と考えます。金額の多寡のみで判断する手法は、最終的に国民の利益につながらないこともあり、相応しくないと考えます。 【放送事業者】	יין אין די די היונגער אין
460	(株)テレビ朝日 ホールディングス	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	<ul><li></li></ul>	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無 線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無 線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実 運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま

1				l	【放送事業者】	] <del>ਰ</del> ਼
461	(株)テレビ朝日 ホールディングス	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	● 放送事業者は地上デジタルテレビ放送用とFPUなどの放送事業用の周波数を一体的に運用して、非常災害時においても国民へ安全・安心のための情報を届けています。 災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を需要の有効利用度会とは別	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
462	(株)テレビ朝日 ホールディングス	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し		頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精
					【放送事業者】	
463		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化		頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今 後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案) を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
464	(株)KYT鹿児島 読売テレビ	全体			的な責任を果たす役割を担っており、経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。 入札価格の競り上げによるオークション制度にもなじまないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、終務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
					【放送事業者】	
465		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	よう改めて要望すると共に、調査が免許人に対して過度な負担とならないよう配慮をお願いします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
-					【放送事業者】	
466		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「電波利用料の歳出規模は相応の規模になる見込み」とありますが、「相応」とは曖昧な表現です。電波利用料の使途については電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、既存事業を見直すことで歳出の削減を図り、将来必要となる新しい技術の導入についても時期等を見極めた上で新たな使途を決めるなど、歳出は必要最小限の規模に抑制すべきであると考えます。	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。また、総務省における今後 の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					【放送事業者】	

_	1			1		
467	(休/NI庇児島	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	についても継続を要望します。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放达争来句】	
468	(株)KYI 鹿児島 詰高テレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はないことから特性係数は今後も維持されることを要望します。 「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同しますが、ローカル局は、地域の担い手として公共的役割を果たしており、地方創生にも貢献しています。引き続き役割を果たすためにも負担の軽減を要望します。	
					【放送事業者】	
469	(休)口丛国际電	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(3) 公共用周波数 の再編・民間共用の 推進	り。 なお、上記「上空利用」については、「第4章 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策(4)提案を踏まえたV-High帯域の用途決 定」の方策として、公共BBとのGB(ガードバンド)帯域を含めた連結利用による周波数割当ても技術的に有効な手法と考えます。 また、(ウ)今後の対応方針における提言を踏まえ、「技術的検証及び制度的検討」が早期に進められ、より柔軟性のある利用が促 進されることを期待致します。	公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての 柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡 大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において 検討されるものと考えます。
					【メーカ】	
470	(株)日立国際電	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	周波数の国際協調利用促進事業は、我が国の技術的プレゼンスの向上、国際競争力の強化を推進する上から重要な施策であり、継続して強力なご支援をお願い致します。例えば、本「周波数協調利用推進プロジェクト」の一つである「滑走路異物検知レーダーシステム」のアジア地域への実証実験においても、制度面を含め対象各国の受入れ事情等が大きく異なることから、グローバル展開を目指す上から、総務省様のトップセールス施策のご継続を始め、財政面を含めた総合的なご支援に期待致します。  【メーカ】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
-						
471	(株)日立国院電	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	昨今の豪雨発生時における住民への早期の避難情報伝達など、高齢者等を含めてきめ細かく防災情報を行き渡らせるためには、住居内に設置する戸別受信機は引き続き有効な手段の一つであると考えます。 このような観点から、周波数アクションブランにある「60MHz帯防災行政無線(同報系)の中継局等が使用する周波数の一層の有効利用を図るため、中継局等において再送信時の送信タイミングを同期することにより、周波数を単一とする方式について技術的検討を進める。」とする施策は、戸別受信機の普及促進の上から、インフラ設備(親局、中継局設備及び再送信屋外拡声設備等)として有効と思われます。今後、早期の制度化検討を含め、継続、防災行政無線のデジタル方式の導入時における財政的費用補助の対象となることを期待致します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					[メーカ]	

_	•	1	1			
472	讀賣テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	放送は、災害時にライフラインとして国民の生命財産を守るなどの公共的役割を担っていることから、経済的価値を踏まえた割当制度にはなじみません。制度化にあたっては、対象の精査と明確化を行うと共に、放送局・放送事業用無線局の割当は対象外とすることを強く要望します。 オークション制度は、事業者の負担増加によるサービスの質の低下や利用料の増加を招き、電波利用発展を阻害する恐れがあります。放送局・放送事業用無線局の帯域での導入に強く反対するとともに、全ての帯域において、各国の状況に加え事業者の意見も加味した、慎重な検討を要望します。	た要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(楽)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
					IMACTALI	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
473	讀賣テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	放送用帯域の共用においては、既存のテレビ放送に混信等の受信障害が生じることの無いよう、各事業者の意見を聴取し、十分な対策を講じることを要望します。また将来、地上4K放送などの放送の高度化施策を行う場合等に周波数再編の制約にならないよう、配慮を要望します。	なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま
					【放送事業者】	
474	讀賣テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	運用管理取組状況や社会的重要性を踏まえて評価することに賛成です。放送局は、放送用帯域の有効利用はもとより、災害時等 における耐障害性や国民の安全確保のための情報伝達に対しても、最大限の努力をしています。評価基準の策定においては、事 業者の意見も聴取しつつ、災害時の役割などにも重きを置いた総合的な検討を要望します。 【放送事業者】	
					& MARLET PAS II A	利用状況調査の見直しの検討にあたっては、ヒアリングで示された意見
475	讀賣テレビ放送 (株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2) 電波の利用状 況調査の見直し	免許人に対して過度な負担とならないよう、調査内容や重点調査の対象を最小限に留める仕組みを整えることを要望します。	を考慮し、免許人に対して過度な負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしています。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、
					【放送事業者】	御協力いただきたいと考えます。
476	讀賣テレビ放送 (株) 讀賣テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討	_3. 電波利用料制度	使途の見直し	加上4K放送などの放送の高度化には解決すべき課題が多く、事業者の意見を聴取しながら、継続的な技術試験の実施を要望します。   また、ホワイトスペースの利用拡大においては、既存のテレビ放送に混信等の受信障害が生じることの無いよう、各事業者の意見を聴取し、十分な対策を講じることと、将来、地上4K放送などの放送の高度化施策を行う場合等に周波数再編の制約にならないよう配慮することを要望します。   放送設備の耐災害性強化の支援は、国民の利益に資するものであり、賛成します。昨今の自然災害等の発生状況を踏まえ、事業者の意見を聴取しつつ、早急かつ十分な支援が行われることを要望します。   【放送事業者】 歳入と歳出の関係は不均衡が続いており、早急かつ具体的な方策を講じ改善されることを要望します。特に歳出規模は抑制的であるべきで、歳入と歳出の不均衡が改善されないうちに歳出規模を拡大することには反対します。   歳出規模は抑制的であるべきであり、新たな事業について、必要性や効果の精査結果、実施の判断基準、予算額の妥当性などについて、十分な説明がされることを要望します。   前述の通り、新たに実施する事業の必要性や効果の精査に加え、「歳入と歳出の不均衡を解消する具体的方策」、「新たな事業の予算額と妥当性」について検討し、事業者の意見を聴取した上で、次期の歳出規模を検討されることを要望します。   【放送事業者】	技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。放送の耐災害性について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。  協出と歳入の関係について、頂いた御意見については、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。また総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。また総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
478	讀賣テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	無線局全体の受益を目的とした事務の費用を受益者である免許人が分担する、という電波利用料の性質から、共益費用以上の負担を免許人に求めることには反対であり、慎重な議論を要望します。 地上テレビ放送用の帯域が「特にひっ迫度の高い帯域」に入っていますが、電波利用料額の安定は事業者の経営において極めて重要であり、地上放送事業者の負担増につながらないよう、要望します。	行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に 分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され ることが期待されます。
					【放送事業者】	]
	•					1

479	讀賣テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	「実態としてあまねく全国に普及している」と簡潔に書かれていますが、携帯電話の人口カバー率に対する評価や、地上テレビ放送がデジタル化の際に1世帯ごとに受信状況を確認した事例などと比較して「制度上の責務を負う」との判断に至った根拠について、具体的な説明を要望します。 放送における特性係数の適用が維持されたことは適当であり、賛成します。その上で、電波利用料額の安定は事業者の経営において極めて重要であることから、今回の制度見直しで地上放送事業者の負担が増加しないこと、激変緩和措置が引き続き継続されることを強く要望します。	特性係数「工」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び第書の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料理の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
480	讀賣テレビ放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	今後、IoT機器等の更なる普及が見込まれることから、先送りせずに早急な制度検討がされることを要望します。 【放送事業者】	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした
481	(株)CBCテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	社会的責務を果たすべく周波数を割り当てられた基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
482	(株)CBCテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	・無線局の稼働状態・通信状態を時間単位で調査・評価するとき、放送事業者が災害時の報道用途等でも使用しているFPUやVH F無線局については、その社会的重要性や公益性に十分考慮し縮減の対象から除外するか、総合的判断する場合はその基準を 策定すべきと考えます。 ・利用状況調査の拡充に伴って電波利用料の総額が増額されないよう要望いたします。 【放送事業者】	・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。 ・具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。

483	(株)CBCテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	・近年の電波利用料財源決算状況では毎年歳入が歳出を上回っており、累積した余剰金はここ10年で600億円を超えます。これを次年度以降の電波利用料に充てることで負担の軽減を図って頂くことを要望します。 ・新たな施策については、無線局全体の受益を直接の目的とする範囲で実施されるべきと考えます。また、loT時代への課題に対する施策としての5G等の無終システムを支える光ファイバー網の整備支援やConnected Car社会実現に向けた技術試験等は本来Society5.0を支える重要な施策であるから、電波利用料ではなく総務省の一般会計予算(世界最高水準のICT環境の整備)で賄われるべきものと考えます。 ・地上基幹放送の高度化試験は新たな放送サービスの実現のために必要と考えます。  【原案】 7-1 地域における電波の有効利用に資するICT基盤の整備支援大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援  【意見】 基幹放送局の耐災害性強化の取り組みへの援助は、ひいては国民の放送に対する信頼に応えることになり必要と考えます。  【放送事業者】	電波利用料の共益費用としての性格等を踏まえ、各年度の歳出と歳入の関係を一致させる必要があると考えます。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 5G等の無線システムを支える光ファイバー網の整備支援については、地域における周波数の有効利用を推進するもの、またConnected Car社会実現に向けた技術試験については、既存無線システムとの周波数共用の検討等を行うものであることから、電波利用共益事務として適切と考えます。 放送の高度化試験等について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
484	(株)CBCテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	特性係数の(ウ)普及に係る責務、(エ)生命・財産の保護に著しく寄与、に関し、放送事業者、携帯事業者それぞれの収益構造を勘案した上で客観性のある説明が必要と考えます。  放送に関し次期料額算定期間において特性係数が変更されないことは妥当と考えます。ただ、他社の特性係数の変動によって特性係数に変化がなくても結果的に負担額が増えることは、負担額の軽減を目的に設定された特性係数の趣意に反するものと考えます。ローカル放送局にとって固定的に支出される電波利用料は経営的に大きな負担となっているため、今回の見直しにより放送事業者が負担する総額が増えず、さらには軽減されることを希望します。	特性係数「エ」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数1ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	
485	(株)CBCテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	今後はIoT機器が増加しビジネスとして広く展開されることが予測されるため、免許不要局にも共益事務経費や周波数有効利用等の施策にかかる費用を公平に負担させるための制度を検討すべき時期に来ていると考えます。  【放送事業者】	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。

					<del>-</del>	
491	ソフトバンク(株)	第2章 電波利用の 将来像と実現方策	_5. ワイヤレスがインフラとなる社会の 実現に向けた取組	(1) 周波数長期再編プラン	・本報告書(案)で示された5G実現に向けた周波数については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、確実に割当てを実施していただくとともに、技術導入に向けた関係省令の整備等が最新の国際標準化動向を踏まえて適切に行われることを希望します。 ・その上で、新たな5G向けの周波数帯に加えて、今後は既存の携帯電話用周波数も含めた帯域を組み合わせて、様々な分野での5G活用が求められると想定されるため、既存の周波数帯にも5G技術であるNR(New Radio)を早期に導入できるよう、引き続き検討していただくことを希望します。特に国際的に早期にNR向け装置が準備される周波数帯については、可能な限り早いタイミングでの国内制度導入が効果的と考えます。 ・また、3GPPでは、リリース 15以降の仕様をLTEも含めて「5G」と称することで合意しており、ITU-RにおけるIMT-2020はNRのみでなくLTEも含めて勧告化されることが想定されている(現時点のITU-Rにおける提案内容より)ため、5Gサービスを実現する上では、IoT仕様の高度化や下り1024QAMの導入などLTEやLTE参照技術であるBWAの高度化にも引き続き対応していく必要があると考えます。前述の既存周波数帯域のNR化と同様に、併せて検討していただくことを希望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					・ 携帯電話等システムについては、再免許の際に、免許期間の実績と次の免許期間における計画を提出することが義務付けられ	
492	ソフトバンク(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	でいます。また、利用状況調査も毎年度実施されており、既存の制度において、認定期間が終了した周波数帯についても有効利用の度合いを確認・審査する仕組みが整っています。 ・従って、「移動通信事業者による有効利用に向けた取組を確保する仕組み」としては、先ずはこのような既存の制度を着実に運用することが重要と考えます。 ・なお、周波数の返上にあたっては、第三者から見ても返上が合理的であると関係者が納得できるよう理解醸成を図ることが必要です。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【電気通信事業者】	
493	ソフトバンク(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	・既に携帯事業は国民生活に不可欠な存在となっており、5G時代においては産業基盤を支える役割も期待されています。そのような親点に立てば、経済的価値に係る負担額の評価の配点を過度に高くすることは、周波数割当てにおける各審査項目のバランスが損なわれ、その他の重要な観点が疎かになる可能性があります。 ・5G時代を見据えると、電波は様々な無線通信の根幹をなすものであることから、審査項目、配点を決めるにあたっては、慎重に議論を重ねることが必要です。具体的には、審査項目や配点について、対象の周波数特性や終了促進の有無等の前提条件を加味した上で、関係事業者も含めた幅広い意見を取り入れる等、オープンで透明性のあるプロセスにより決定することが必要です。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、 経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当 てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められる ことが適当であると考えます。
					【電気通信事業者】	
494	ソフトバンク(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	・新たな割当手法により生じる収入の使途を、「電波利用の振興のための事務」に限り利用することに賛同します。 ・なお、新たな割当手法による負担金は高額になることも想定され、その負担金が有効かつ適正に活用されるよう、事後に第三者 を交えて効果の検証を行う仕組みを導入することが必要と考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における 制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
					【電気通信事業者】	
495	ソフトパンク(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・携帯電話等エリア整備事業において、登山道の周辺や観光地の沿道等の非住居地域が整備対象としてあげられていますが、当該エリアは、電力・伝送設備がない、自然条件(降雪等)により施工期間の制約がある等、整備上の課題が多く存在します。 ・携帯事業者としては可能な限り迅速に整備ができるよう努力を行っていますが、課題の解消まで相応の時間を要するケースもあり、整備が補助事業期間を超えて長期に及んでしまうことも想定されます。 ・従って、このような課題解消のために地方自治体等にも可能な限り協力いただくとともに、総務省殿においても電波利用料の予算の繰り越しを認めることや、電波利用料での対応が困難な場合には新たな割当手法により生じる収入を活用して新たな枠組みを設ける等、中・長期での整備に対応できるよう柔軟な運用を可能としていただくことを希望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
	]				【電気通信事業者】	
496	ソフトバンク(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・電波利用料の歳入と歳出については、一致させるように努めるべきと考えます。 ・また、無線局全体の受益を直接の目的とし、電波の適正利用確保のために不可欠なものという要件に合致した使途に限り利用 するという電波利用料本来の制度の在り方を踏まえ、全体の歳出規模は可能な限り抑制し、適正に利用されるように努めるべきと 考えます。	電波利用料の歳入と歳出について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。
		第3章 2020年代に			・携帯電話は国民生活に必要不可欠なサービスとなっており、公共性の観点では放送と同等と考えられることから、本報告書(案)	
497	ソフトバンク(株)	のけた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3) 電波利用料負 担の適正化	の内容に賛同します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

_						•
498	3 ソフトバンク(株)	第3章 2020年代に 同けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3) 電波利用料負 担の適正化	て重いこと。 ・ IoTは通常の携帯電話とは異なり、少量のトラヒックを流すことを前提としたケースも存在する(※1)が、一方で電波利用料の徴収額は双方で同一となっており、負担のバランスを欠いていること。 ・ IoTは、5G等の技術の進展により今後普及がさらに加速することが想定され、また、諸外国においては低価格でのIoTサービスの提供も行われています(※2)。	なお、負担上限の閾値については、懇談会における議論でも「割当幅が増加しても、ユーザー数(端末数)はそれほど増えない可能性があり、上
					【電気通信事業者】	
499	) ソフトバンク(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	【意見】 ・安全運転支援システムや自動運転システムの導入については、V2X通信用周波数である5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要と考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【電気通信事業者】	
500	) ソフトバンク(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(2)携帯電話等抑 止装置に係る制度 整備	・携帯電話等抑止装置の設置にあたっては、本報告書(案)で示されているとおり、携帯事業者等との事前・事後の連絡、調整等が確実に行われ、事業に影響が出ないことを前提にすべきと考えます。 ・加えて、以下も運用における前提条件に追加することが必要です。 ・空間だけでな、時間も限定し、運用時間を必要最小限にとすること ・無線従事者の配置を徹底すること ・電波利用料の算定や徴収において、実用局扱いとして考慮すること ・なお、「公共機関が法令に基づく必要な措置としてドローンに対する通信抑止装置を利用する場合」も、可能な限り携帯電話事業に影響が出ないよう配慮していただくことを希望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
-	+					
50	ソフトバンク(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	・本懇談会では地域BWAに焦点をあて検討がされてきましたが、本格的な 5Gの開始に向けて、全国BWAに係る規制・制度の在り 方も検討すべきです。 ・具体的には、現行BWAにおいて「音声利用への拡大」及び「全国BWAにおける資本規制の緩和」を行うことで、BWAについても5G に向けた無線システムの遷移の道筋をつけることにより、一層の電波の有効利用を図るべきと考えます。	372.3720.7
L					【電気通信事業者】	

502	中部日本放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	・社会的責務を果たすべく周波数を割り当てられた基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象となる無線局の条件を上記①および②を満たすことのみとすれば、公共用途を除くほとんどの無線局が同手法の対象になることが見込まれます。結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスが存続できなくなるおそれがあります。政府が将来的に「電波利用の振興のための事務」「こ充てる収入を継続的に確保しようとすれば、経済的価値を踏まえた割当手法の対象範囲が過度に広がることが懸念されます。今後の制度整備にあたっては、同手法の対象とする無線局の目的や種類を限定する等の慎重な検討を望みます。 金額の多寡のみによって割り当て事業者を決定するオークション制度については継続検討となりましたが、国民に継続して安定した放送番組を送り届けるという公共的役割を果たせない事業者が選定される恐れがあり反対します。また、結果的にサービスの利用者が入れ金額を間接的に負担することになれば、国民の理解が得られないと考えられます。	経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
503	中部日本放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し		・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「連用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。 ・具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
504	中部日本放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・近年の電波利用料財源決算状況では毎年歳入が歳出を上回っており、累積した余剰金はここ10年で600億円を超えます。これを次年度以降の電波利用料に充てることで負担の軽減を図って頂くことを要望します。 ・新たな施策については、無線局全体の受益を直接の目的とする範囲で実施されるべきと考えます。また、loT時代への課題に対する施策としての5G等の無線システムを支える光ファイバー網の整備支援やConnected Car社会実現に向けた技術試験等は本来Society5.0を支える重要な施策であるから、電波利用料ではなく総務省の一般会計予算(世界最高水準のICT環境の整備)で賄われるべきものと考えます。 ・地上基幹放送の高度化試験は新たな放送サービスの実現のために必要と考えます。 基幹放送局の耐災害性強化の取り組みへの援助は、ひいては国民の放送に対する信頼に応えることになり必要と考えます。  【放送事業者】	電波利用料の共益費用としての性格等を踏まえ、各年度の歳出と歳入の関係を一致させる必要があると考えます。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いたご意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 5G等の無線システムを支える光ファイバー網の整備支援については、地域における周波数の有効利用を推進するもの、またConnected Car社会実現に向けた技術試験については、既存無線システムとの周波数共用の検討等を行うものであることから、電波利用共益事務として適切と考えます。 放送の高度化試験等について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
505	中部日本放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	特性係数の(ウ)普及に係る責務、(エ)生命・財産の保護に著しく寄与、に関し、放送事業者、携帯事業者それぞれの収益構造を勘案した上で客観性のある説明が必要と考えます。 放送に関し次期料額算定期間において特性係数が変更されないことは妥当と考えます。ただ、他社の特性係数の変動によって特性係数に変化がなくても結果的に負担額が増えることは、負担額の軽減を目的に設定された特性係数の趣意に反するものと考えます。ーーカル放送局にとって固定的に支出される電波利用料は経営的に大きな負担となっているため、今回の見直しにより放送事業者が負担する総額が増えず、さらには軽減されることを希望します。 中波、短波、超短波の周波数帯域はひっ迫度が低いことから、今回、470MHz以下の区分が追加され、地上ラジオ放送の電波利用料負担が軽減される方向性が示されたことは妥当な方針と考えます。また、AMラジオ放送局は、経営環境が厳しく、AM放送とそ	特性係数「エ」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する起管です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるもの音とに係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。携帯電話以外の無線システムの特性係数維持及び帯域区分について頂いた何意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。

506	中部日本放送 (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	今後はIoT機器が増加しビジネスとして広く展開されることが予測されるため、免許不要局にも共益事務経費や周波数有効利用等の施策にかかる費用を公平に負担させるための制度を検討すべき時期に来ていると考えます。  【放送事業者】	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終 現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終 対象となる免許不要局(登録局を 含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、 「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としていま す。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収 することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした 課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
507	三重エフエム放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はよその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。  ●平成29年度及び平成30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
508	三重エフエム放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
509	三重エフエム放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増縮とならないよう要望します。 ● 特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。	放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「工 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
510	(株)エフエム福岡	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】 平成29年度及び平成30年度の2ヵ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進する事は周波数の有効利用にもつながるため、これに対し支援していただくことを要望いたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
511	(株)エフエム福岡	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2 ×1/2 = 1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が協設とならないよう要望します。 ●特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。出来る限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。	放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
					【放送事業者】	

					<del>-</del>	<u> </u>
512	個人⑮	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	日々電波行政にご尽力して頂きありがとうございます。 愚見申し上げます。 免許不要局からの電波使用料収受として ・免許がなくても開設の届出を出す事を義務化(罰則付き) にしてはいかがでしょうか。ご検討の程よろしくお願い致します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
513	(株)デンソー ウェーブ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策		弊社は、ワイヤレス電力伝送を新たな電波利用市場の創出が期待できる技術ととらえているため、報告書の内容に賛同します。また、その制度化の推進に期待しています。 た、その制度化の推進に期待しています。 特に空間伝送型ワイヤレス電力伝送については、電気配線が困難な環境下で使用するデータ収集端末装置(屋外監視カメラ、工場内携帯端末等)への適用が可能な制度の整備を期待しています。 もう一方の、近接結合型ワイヤレス電力伝送については、新たな市場として 医療(携帯計測器、治療器)、農業(農機)、物流への拡大展開が考えられます。各分野での普及促進には、個別の設置許可が不要となる制度の整備も必要と考えています。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
514	(株)秋田ケーブ ルテレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【メーカ】 地域BWA の防災行政無線の補完への活用は、既にいくつかの事例があり成果を上げております。一方で市町村からの認知度が低いのが現状です。周波数の有効利用のために防災行政無線のデジタル化への補助事業とともに、防災への活用に域BWA を補助対象として頂くことを要望いたします。これにより認知度向上とともに地域BWA 利活用が進むことが期待されます。  【放送事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
515	(株)秋田ケーブ ルテレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	地域BWA の利用度の評価については理解いたしますが、この報告のため事業者の負担増(業務や設備投資)にならないようにご配慮をお願いいたします。また、報告内容については既存事業者に事前の意見照会して頂くようお願いいたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと巻えます。
516	(株)秋田ケーブ ルテレビ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	【原案】 また、地域BWA を利用している地域においても、全ての帯域を常に利用しているわけではないことから、利用していない帯域の有効利用の観点から、全国系事業者のトラヒックの地域BWA 帯域へのオフロード等について、ニーズを踏まえて円滑に実施できるよう対応することが望ましい。 【意見】 賛同いたします。早期実現を期待いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
517	(株)秋田ケーブ ルテレビ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	【放送事業者】 地域BWA の免許制度は、「地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有する」ことが条件となっております。既存事業者は市町村と連携してサービスを進めており、事業継続のために地域BWA制度の見直しについては十分なご配慮を要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
518	九州・沖縄マルチ メディア放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】  ●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後VHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFMI補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」は、AF庫県加古川市で既に行動防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県畜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えていただくことを要望いたします。  ●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティーへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送法を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
519	UQコミュニケー ションズ (株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(1) 周波数の返上 等を円滑に行うため の仕組み	携帯電話事業者及び全国BWA事業者には、2018年度から毎年の電波の利用状況調査の対象となっています。また、2022年から 再免許時に再免許期間内の計画を提出し審査いただくこととなっています。 今回の報告書では、これに加え認定期間終了後の周波数帯について、原案記載の計画の策定、報告を行うこととしていますが、計 画の策定は2022年からの再免許期間内の計画と、報告は電波の利用状況調査と重複する部分が多くなることが想定されます。 免許人の負担軽減のため、これらと重複する項目は提出を求めない等の負担軽減策をご検討いただきたいと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
520	UQコミュニケー ションズ(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	【電気通信事業者】 経済的価値に係る負担額の金額によっては、規模の小さい事業者では一括で負担できない場合も想定されます。そのため、経済的価値を踏まえた割当を行う場合においては、経済的価値に係る負担額を複数年にわたり分納することは必要な制度と考えます。 【電気通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

527	(株)エフエム石川	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	・民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ・特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。  【放送事業者】	与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更 する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考 えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるもので すが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算 定されることが期待されます。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、そ の際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され ることが期待されます。
526	(株)エフエム石川	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	・「V-Lowマルチメディア放送」はIPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
525	(株)エフエム石川	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	・地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」は、その対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えて頂く事を要望いたします。 ・平成29年度及び平成30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。  【放送事業者】	ものと考えます。
524	(株)エフエム仙台	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3) 電波利用料負 担の適正化	民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性 係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望致します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で 放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する 電波利用料が増額とならないよう要望致します。特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。	また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
523	(株)エフエム仙台	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストによる、輻輳せずに一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望致します。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
522	(株)エフエム仙台	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定するなど、今後も拡大が見込まれ、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えていただくことを要望致します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
521	UQコミュニケー ションズ(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)の適用の理由として、 ①実態としてあまねく全国に普及している ②開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等により、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うことになるものとされています。 ①について、携帯電話は、エリアカバーに用いている800/900MHz帯は99%超の人口カバー率となっていますが、それ以外の周波数帯では当社の WiMAX R2:IAE方式の人口カバー率以下のものもあります。②について、携帯電話だけでなく全国BWAにも適用すると本報告書で記載されています。 そのため、全国BWAにも何らかの特性係数を適用いただくことを今後検討いただきたいと考えます。 【電気通信事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

		ı	1			
528	(株)長崎国際テ レビ	全体			・国民共有の財産としての電波に対して飛躍的に高まるニーズに応えるべく、有効且つ効率的に運用することに関して異論はありません。 一方で電波利用料の使途については、国民共有の財産であればこそ、電波の有効利用のために必要最低限とし、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。また、歳入と歳出のパランスは不均衡が続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、明確、且つ有益な使途が認められない中では、総額を抑制することを要望します。 ・国民共有財産としての「公共性の極めて高い電波」に対して、経済的価値を反映させる形で、歳出の総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。歳出に関しては支払事業者からの意見を十分に汲み取り、国民に有益となる方策との十分な摺合せのための徹底した議論が必要かと考えます。 特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当られている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。 ・また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、完全デジタル化時に起きたような、大規模な混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。	・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
529	(休)長崎国際ア	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	・事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、電波利用料の見直しは3年毎という原則を維持し、今回の議論の結果、さらに短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。  【放送事業者】	電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。
530	(株)長崎国際ア	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・当地域では地上デジタル放送への完全移行後も外国波による混信障害を受けていますが、現段階でも対策未了の箇所があります。引き続きの混信対策の支援を要望します。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
531	(株)長崎国際ア	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は、むやみに使途が拡大しないよう、必要最小限の規模に抑制すべきであり、歳入・歳出それぞれの総額は極力一致するように設計すべきと考えます。免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。  【放送事業者】	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。
532	(株)長崎国際ア	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3) 電波利用料負担の適正化	・「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。しかしながら、通信事業者の特定係数を新たに適用することに伴い、相対的に放送事業者の負担が大きくなる懸念があります。放送事業者の負担額が過度に増加しないよう要望します。 地域社会に存立基盤を持つローカル局は、地域情報発信の担い手として「地方創生」に貢献すべく活動していますが、放送エリア確保のための電波利用には、地域によって地形・地理的な関係で大きな違いがあります。放送事業者の地域によって、大きな格差が生じないよう併せて要望します。そのための十分なヒアリングを希望します。	また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定され
533	(株)エフエム香川	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。  ●平成29年度及び平成30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
534		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
535		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。
1					【放送事業者】	

536	大阪マルチメディ ア放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後VHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既にV-Low放送波を利用した、高度な防災情報伝達システム運用がスタートしており、福島県喜多方市や静岡県焼津市でも、同様に防災情報伝達にV-Low放送波の利用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効性が認められて来ています。このことからも、同事業の対象に加えていただくことを要望いたします。	  頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる
537	大阪マルチメディ ア放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、通信との組み合わせによる双方向のデータのやり取り、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティーへの利活用も検討しております。今後に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望いたします。  【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
538	中日本マルチメ ディア放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的な役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。 デイア放送」はその対象とされておりません。新たな地域メディアとして創設された「V-Lowマルチメディア放送」は、その放送波を活用した防災情報伝達システム「V-ALERT」の導入を推進しています。 兵庫県加古川市は、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化実証事業」に取組み、避難所の迅速な解錠や非常灯の点灯、サイネージの起動など「V-ALERT」の適用と実証し、「V-ALERT」の適用がスタートしており、福島県喜多方市や静岡県焼津市でも採用が決定し、今後の拡大が見込まれ、新たな社会インフラとして有効であることからも、「民放ラジオ難聴解消支援事業」の対象に加えていただくことを要望いたします。 また、住民の安心安全等に自治体が「V-ALERT」を活用するためには、そのエリアをカバーする中継局が存在することが必要でありますが、一方、事業性の観点からハード事業者が自治体の要請通りに置局することが簡単ではありません。自然災害による被害を受けやすい自治体は、社会インフラが十分に整備されている人口集中地よりも、過疎や高齢化の進む地方に多く、過疎債や合併債、緊急防災減災事業債などを使って自治体自ら送信所を建設、「公設民営」としてハード事業者に無償で貸し出すことを構想する自治体は多いものの適用要件などの面で苦慮しているのが実態のようです。これら地域の市町村が単体あるいは広域連合による共同事業として、中継所やギャップフィラーを建設するのに活用し易い財政支援措置を創設し地域の諸課題解決を促進頂きたくお願い致します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
539	中日本マルチメ ディア放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティーへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望いたします。 【放送事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
540	(株)BWAジャパ ン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し	・日本は本格的な人口減少と少子高齢化を迎え、特に地域において暮らしを支える労働カ不足、高齢者の移動手段の減少、大規模自然災害への対応など多くの社会課題が顕在化しています。こうした諸課題を解決し地域を活性化するためには、5Gや光ファイバー等のICTの整備・利活用により働き方改革や生産性の向上、モビリティの確保、耐災害性の強化等を図ることが有効であり、地域の実情を踏まえた利活用方法を幅広く検討し普及促進するためには、本懇談会の主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要と考えます。 ・また、5G周波数免許割当については、地域事業者への割当に配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。  【電気通信事業者】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
541	(株)BWAジャパ ン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	・新たな割当手法により生じる収入の使途については、都市部と地域の格差を生じさせないためにも地域創生/地域活性化に繋がるような制度設計が必要と考えます。  【電気通信事業者】	頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
542	(株)BWAジャパ ン	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とした割当て	・地域BWAは、地域の公共の福祉の増進に寄与する具体的なサービス計画に基づき、各市町村との連携を行っています。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。	ものと考えますなお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま
543	(株)BWAジャパ ン	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	・地域BWAは、地方において防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などのサービスに活用されるケース多く、その中で災害時の活用は地域住民の安心・安全に重要であり、平時の電波の利用や稼働状況に関わらず維持すべきと考えております。 ・加えて周波数共用の検討に際しては、このような各市町村や地域の実情を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・また、全国系事業者トラヒックのオフロードについては、地域BWAの事業性を高め普及促進の一つの方策になり得ることから、早期実現に向けた環境整備を要望します。	

544	日本電気(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	(イ)考え方(P79) そして、新たな割当手法により生じる収入は、無線局全体の受益を直接の目的としていないが、Society 5.0 の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることが適当である。「電波利用の振興のための事務」の具体例は以下のとおり。 ・電波の利活用を促進するためのICT 研究開発 (主として長期的・基礎的に取り組むもの) ・5G、lof、自動運転システム等の最先端のワイヤレスシステムの 社会実装を加速させるための実証試験の実施やテストベッドの構築 ・電波利用の高度化を通じて生産性向上等に寄与するためのICT インフラやシステムの整備 ・ワイヤレスを活用した産業振興 ・ICT 利用促進のための人材育成等  報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 実施にあたっては、どのようなプロセスで進められるかも、今後明らかにしていただけることを希望します。(例えば研究開発の場	頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における 制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
					合、既存の研究開発のプロセスと同じか、又は異なるプロセスになるのか等)  【メーカ】  (ウ) 考え方(P85)  今後、IoT や5G 等が普及し、周波数の利用がますます増加することを踏まえると、周波数を一層有効に利用する観点から、複数の無線システム間で周波数の共用を進めていくことは必須である。	
545	日本電気(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	(本) (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
					報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 今後、周波数共用の機会が増えていく中で、無線システム同士の効率的な周波数共用を可能とする周波数共用システムの実現を 期待します。 【メーカ】	
546	日本電気(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2) 電波利用料の 使途の見直し	〈電波利用料の使途の見直しの考え方〉(P126) 2. 2030 年代に向けた電波利用技術の進展を見据え、電波利用料の使途として、電波の適正な利用を確保する上で不可欠となる「電波監視」や「総合無線局監理システムの構築・運用」などの既存の事業については、実施内容を精査した上で、引き続き実施する。 その上で、・「新たな電波利用ニーズに対応するための周波数移行・再編」・「公共用無線局の周波数有効利用の推進」・「56 等の無線システムを支える光ファイバ網の整備等」	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
					報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 加えて地方創生や少子高齢化、人口減少などの社会課題解決に対しての無線利用にも期待いたします。 また、無線利用が活発になることで、都市部ではアンテナ設置などに苦慮する場面も増えてくるかと思われます。そのような電波利用における問題を解決するような技術開発、仕組み作りなどへの電波利用料の活用も期待します	
547	日本電気(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	まえた電波有効利	(5)調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	(ウ) 考え方(P182) 周波数の効率的利用の観点から、地域BWA が利用されていない地域・時間帯については、第3章1.(6)「共用を前提とした割当て」における周波数共用の考え方も踏まえつつ、ホワイトスペースと同様に、周波数共用を推進することが適当である。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
		用刀束の快刮	用方策	16	報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 地域企業等が様々な用途のために、ホワイトスペースの利用を行うことで地域経済の活性化にもつながると考えます。	

1	1					【メーカ】	
ţ	548 F	日本電気(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(5)調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	ヤかは定正か行えるよりは圧組かに9~0~2。  例  日本が調本。連幹。 正字字を示えることに挙む。 一字の 4 数 1 に関い担応の 期間の 刊田太可能とすること	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に 具体的に検討されるものと考えます。
ţ	549 (s	(一社)UTMS協	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	の確保	【原案】 特に、5.9GHz 帯については、自動運転システムの導入を念頭に、以下のような意見があった。 ・安全運転支援や自動走行に向けた V2X 通信用周波数である5.9GHz 帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要(周波数移行費用は電波利用料で補うべき。)。 ・周波数の国際協調、産業の国際競争力確保の観点から 5.9GHz をITS帯域へ再編すべき。  次の意見を加えていただきたい。	報告書(案)における「主な意見」の記載については、本懇談会の検討事 項に係る意見募集及び本懇談会の議論における意見を取りまとめたも

	1					
550	国土交通省	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(4) 公共用無線局からの電波利用料 の徴収	ログカスの万が周波数有効利用の観点で変化といる場合ものります。 ・「公共用無線局からの電波利用料の徴収」のご検討において公共用無線局は災害対応等、国民の生命・財産の保護のためにも重要な存在でもありますので、その目的が達成できる周波数帯域の割り当てに併せ、公共用無線局に帯する電波利用料の料額と減免制度は是非、現状が維持されることを重ねてご希望申し上げます。  【修正案】 「国・地方公共団体等の公共用無線局の周波数有効利用を促進するため、周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能な場合であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、そのような無線システムを導入することが困難な特段の事情がある免許人等に対し、周波数の能率的な利用に資する無線システムへ移行する期限等を定めた上で、新たな無線システム導入のための電波利用料の免除・補助金等のインセンティブを与えることで、新たな無線システムへの移行を促すことが適当である。	具体的なインセンティブ付与の内容や対象、徴収の基準については、今後、総務省において検討されるものですが、報告書(案)を踏まえて適正に電波利用料額が算定されることを期待します。 特に、御意見を頂いた徴収対象の基準については、本懇談会における議論においても、「各公共用無線の特性を踏まえた利用状況の妥当性評価が必要」等の指摘があり、報告書(案)においても、「電波の有効利用が行われていない無線局に限ることが適当」という旨の提言をしているところであり、総務省において、今後の電波利用の動向を踏まえて精査すべきものと考えます。 また、アナログ方式についての御指摘につきましては、報告書(案)では例示としてアナログ方式について言及しているものの、具体的な徴収対象の基準は今後総務省において精査すべきものと考え記載しています。したがって、原案のとおりとします。
551	在日米国商工会議所	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(1) ワイヤレス電力 伝送に係る制度整備	2. 三間広送至フィヤレス電力伝送に関して徒出された思想について、次の点を指摘させていたださます。 a. 短距離(20メートル未満)のワイヤレス電力伝送について、個々の無線局に免許を与える方法は、非効率かつ煩雑であり、日本 における空間伝送型ワイヤレス電力伝送デバイスの展開を著しく遅らせる可能性が高いと考えます。	空間伝送型ワイヤレス電力伝送を高周波利用設備として規律するという 御意見に関しては、P.176に記載のとおり、空間伝送型ワイヤレス電力伝 送については、周波数の割当てや無線従事者の設置、受信設備への規 律等が必要になると考えられることから、基本的には、無線設備 健していくことが適当と考えます。その他、いただいた御意見は、総務省 における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
552		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3)割当手法の抜 本的見直し	- 日本は本格的な人口減少と少子高齢化を迎え、特に地域において暮らしを支える労働力不足、高齢者の移動手段の減少、大規模自然災害への対応など多くの社会課題が顕在化しています。こうした諸課題を解決し地域を活性化するためには、5Gや光ファイバー等のICTの整備・利活用により働き方改革や生産性の向上、モビリティの確保、研災害性の強化等を図ることが有効であり、地域の実情を踏まえた利活用方法を幅広く検討し普及促進するためには、本懇談会の主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要と考えます。 - また、5G周波数免許割当については、地域事業者への割当に配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。 【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
553	(杯)地域ワイヤ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	・新たな割当手法により生じる収入の使途については、都市部と地域の格差を生じさせないためにも地域創生/地域活性化に繋がるような制度設計が必要と考えます。 【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。

554	(株)地域ワイヤ	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(6) 共用を前提とし た割当て	・地域BWAは、地域の公共の福祉の増進に寄与する具体的なサービス計画に基づき、各市町村との連携を行っています。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることな利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・また、5Gについても、地域BWAと同様に、地域事業者への割当に配慮した制度設計と、それに必要な技術的条件の策定及び共用検討を愛します。これにより、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えます。	ものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無 線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無 線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実 運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えま
555	(休)地域ソイヤ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・地域における平時・災害時の周波数の有効利用を推進するために電波利用料を充てることについて賛同いたします。 ・加えて、無線トラヒックを支える光ファイバー等の整備強化も5Gサービス展開を控え急務であると考えており、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望いたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
556	(株)地域リイヤ	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	・地域BWAは、地方において防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などのサービスに活用されるケース多く、その中で災害時の活用は地域住民の安心・安全に重要であり、平時の電波の利用や稼働状況に関わらず維持すべきと考えております。 ・加えて周波数共用の検討に際しては、このような各市町村や地域の実情を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・また、全国系事業者トラヒックのオフロードについては、地域BWAの事業性を高め普及促進の一つの方策になり得ることから、早期実現に向けた環境整備を要望します。  【その他】	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
557	広島テレビ放送 (株)	全体			い事業者のための事業についても負担するということが、電波利用料の使途に馴染むとは思えません。 ワイヤレスIoTシステムや次世代モビリティシステム、次世代映像・端末システムなどの推進に電波利用が貢献するにあたっては民間企業が研究・開発に当たっている中にあって、電波利用料の使途は事務的な手数料の範囲に限定されるべきであると要望します。	・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
558	ム島ナレビ放送 (姓)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	【放送事業者】 昨今の電波技術の進展や電波利用の多様化の実情により近い利用状況を把握し、評価することが有意義であるとして調査周期を 見直すとありますが、調査結果を有効に役立てていくことを期待します。調査周期を「2分割・2年周期」とすることで、3年に一度実施している政策評価との期間のずれが生じるのではないか、タイミングを合わせる必要はないのか、検討が必要です。また、中期 経営計画を3年でたてる民間企業の経営に照らしても短期による見直しは慎重に検討することを要望します。 【放送事業者】	調査周期の短縮は、より実情に近い利用状況を把握するためのものであり、利用状況の結果を適切に評価に結びつけていくことが重要と考えており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、免許人の負担も配慮し、総務省において検討が行われるものと考えます。
559	ム島ナレビ放送 (性)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局からの恒久的な制度として電波利用料を徴収することは継続的な検討課題であるとされています。当面は徴収実績を蓄積することとして期限のない提案となっていますが、無線システムを管理する仕組みを実現すれば、徴収することは可能になると考えます。 2020年代には実現するワイヤレスIoTシステムの到来までに早急に整備することを要望します。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	

_						<del>-</del>	
ţ	60 ₫	西日本放送(株)	全体			電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めて、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。電波利用制度をめぐる議論は、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、終額の抑制を要望します。歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額が拡大されることについては反対をします。電次の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当られている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域であオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入は、強く反対します。今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防上の観点からも安易な官民共用は避けるべきと考えます。電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望もと共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の判断に委ねることを要望します。電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、今回の議論の結果、さらに短期間での制度変更、料額の変更とならないよう要望します。	精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・電波利用料の歳入と歳出については、終務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。
						【放送事業者】	間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な
ţ	61	西日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_1. 周波数割当制度 の見直し	(3) 割当手法の抜 本的見直し		経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当 てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められる ことが適当であると考えます。
⊢	-+					()从处于不'1	・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管
ţ	62 Ē	西日本放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2) 電波の利用状 況調査の見直し	電波の利用状況調査の見直しは、有効利用度合の評価指標の設定が重要で、定量的な評価以外に「社会的重要性」も踏まえた総合評価とするとなっていますが、その策定にあたっては広く国民の意見が反映されることが必要です。また、中立・公正な機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。	環の目間には、これ、前の目標を足が、目間は、ことが、遅かまた。 埋取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な半眼できる機関が選定されるものと考えます。
ţ	63 Ē	西日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_2. 公共用周波数の 有効利用方策	(2)電波の利用状 況調査の見直し	調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担がふえることのないように配慮を要望します。	報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えてます。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと考えます。
$\vdash$						【放达争来台】	
ţ	64	西日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	电級型用料を送りたX型開放数率が1ともの整整的19を表慮とていり返れを効けてより。  またよりストラペースの利用サナについては、テレビ物学の画信楽度雑表息優生に考う。 湿信等に とる画信陪室が発生したいとう	技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意 見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政 策検討の際の参考とされるものと考えます。
ţ	65 Ē	西日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。	電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波 ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精 査した上で、検討することが適当と考えます。また総務省における今後の 政策検討の際の参考とされるものと考えます。
L					<u> </u>	【放送事業者】	
ţ	66	西日本放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化		激変緩和措置の適用を含む具体的な料額は、今後、総務省において検 討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電 波利用料額が算定されることが期待されます。
ı	1			ļ	Į.		ļ

1	1	Ì	İ	İ	【放送事業者】	1
567	西日本放送(株)	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負担の適正化	携帯電話について、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送の サービスエリアの定義は同一ではありません。そのような明確な違いについても考慮されるべきと考えます。 【放送事業者】	携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。
568	西日本放送(株)	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(5) 免許不要帯域 の確保	免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、先送りせず早急な制度整備を望みます。	現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。
					【放送事業者】	
569	在日米国商工会 議所	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策	(5) 調査・研究等用 端末の利用の迅速 化	1. 在日米国商工会議所(ACCJ)からの要望を踏まえ、Wi-Fi、Bluetooth、ZigBee 等を利用した無線設備について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合しており、我が国で割り当てている周波数帯において調査、研究、試験等の用途で利用する場合に限り、技術基準適合証明を取得せずとも利用可能とするようご審議いただいたことに感謝申し上げます。 2. 一方で、「総務省において不正な使用の抑止や万一混信が生じた際の速やかな是正が行えるような仕組み」については、現行の電波監視システムや一連の不法無線局対策で対応すべき事柄であり、調査、研究、試験等の用途で利用するための届出制などを設けるべきではありません。米国の場合は、製品開発や市場適合性等を見極めるための非商業利用に関するFCCルールがありますが、当局への届出等は不要であり、自社でルールに適合していることを示すデータ等を保管していれば足りる状況です。我が国でも同様に負担のない制度化を希望します。 3. 「一定の台数に限り」とのお考えについては、例えば、スマートスピーカーのような無線設備は、ハードウェアとしての性能の検証よりも、数千名に及ぶ者が機械学習の性能検証に関わることによって商品化されるという特徴があります。米国では、製品開発や市場適合性等を見極めるための試験や評価であれば、4,000台を上限に無線設備を輸入することが可能となっていることなどを踏まえてご検討いただくよう要望します。 4. 「相応の期間」利用可能とするとのお考えですが、通常、試験研究を実施するのに必要な期間よりも短い期間を設定されてしまうと、試験研究中の無線設備を商用化するかどうか判断できていない状態で技適を取得せざるを得なくなる状況に直面します。米・EUの制度では利用可能期間が設定されておらず、こういった懸念が生じない状況となっています。「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月4日)では「利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し」と記載がありますが、これまでの経験上12か月程度は試験研究に時間を要している中で、6か月という短い利用可能期間が設定されてしまうと、目常的にいろいる試行が行われている研究現場において、現在と同様に、技適取得のプロセスを常に念頭に置く必要があることから、制度改正のメリットが乏しくなってしまうことを懸念します。実態に照らした制度改正を希望します。	調査、研究、試験等の用途での利用を届出制等に係らしめるべきではないとの御意見に関しては、報告書(案)p185及びp186に記載のとおり、Society5.0を実現するために不可欠な電波を我が国監理を行うことも併せてに利用できるようにする観点からは、適切な電波歴理を行うことも併せて必要であり、総務省において不正な使用の抑止や万一混信が生じた際の速やかな是正が行えるような仕組みにすることが適当であると考えます。 その他、頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。
					【その他】	•
570	(株)エフエム東京	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、災害時の放送対応に加えて、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県書多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることからも、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。 ●平成29年度及び平成30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
571	(株)エフエム東京	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	【放送事業者】 ●「V-Lowマルチメディア放送」は、他の放送波には無いIPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの放送波の利活用の技術を開発しており、事業化に取り組んでおります。2030年代に向けた電波利用技術の研究において、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
					【放送事業者】	

_				1		
572	(株)エフエム東京	第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(3)電波利用料負 担の適正化	<ul> <li>●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)を維持するとの方針が示されたことは極めて妥当であると考えます。しかしながら、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。</li> <li>● 特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも、これまで料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。</li> <li>【放送事業者】</li> </ul>	IIIいで側息見は、報告書(条)に対する貧同息見として取ります。 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際 には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されること が期待されます。
573		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(3)割当手法の抜 本的見直し	・電波の有効利用は、今後の電波産業の発展のみならず、人口や労働力の減少をはじめとする我が国の地域が抱える社会経済 課題の解決において極めて重要と考えます。とりわけ、次世代ワイヤレスシステムとしての5Gは、「第2章 電波利用の将来像と実 現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、「全国一律的な利用や一部都市のスマートシティ化に留まらず、様々な地 域におけるきめ細かなニーズに対応するため」に使われることが想定されております。 ・こうした地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカ ルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。 ・そのため、今後の周波数免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者 が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備が重要と考えます。具体的には、今後の地域ニーズへの対応や社会課 題の解決に貢献し、真の地方創生を実現するためにも、5Gの地域事業者への割当てに配慮した制度設計ならびに評価項目を要 望します。 ・また、審査における「経済的価値に係る負担額の評価」、あるいは今後のオークション制度の検討に際しては、こうした地域や地 域事業者への割当ての重要性を踏まえ、結果的に大きな資本力を有する全国事業者のみが利する割当てとならないような制度設計に配慮頂きたい。	・経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 ・5Gの割当てについては、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。
					【放送事業者】	Ī
574		第3章_2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(4) 新たな割当手 法により生じる収入 の使途	・前述した地域における無線利活用の有効性ならびに受益者負担の点から、新たな割当手法により生じる収入の使途については、全国事業者など一部の事業者のみが担うことなく、また最終受益者が、都市部などの一部の地域や属性に限られたユーザに偏ることのない制度設計が必要と考えます。併せて、使途の適正性について評価する枠組みの導入が必要と考えます。	ものと考えます。
					【放送事業者】	
575	(株)愛媛CATV	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討		(6) 共用を前提とし た割当て	・地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われております。これらのサービス・アプリケーションは、災害時や緊急時など、電波の利用や稼動状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者として優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。・また、5Gについても、地域における電波利用ニーズや特性に応じた無線システムの利用促進の観点から、地域BWAと同様に、地域事業者への割当に配慮した制度設計と、それに必要な技術的条件の策定及び共用検討を要望します。これにより、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えています。	線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実 運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。
					【放送事業者】	
576		第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_3. 電波利用料制度 の見直し	(2)電波利用料の 使途の見直し	・地域における無線利活用を促進すべく、地域の平時・災害時の周波数の有効利用に電波利用料を充てることについて賛同いたします。 ・無線の有効利用に向けては、そのトラヒックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の5Gインフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望します。 ・その際に、当該ICT基盤整備による便益(多様な分野における利活用や地域課題の解決など)等に基づき、支援の対象や設備について広く捉えつつ、明確にして頂きたく存じます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、 総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
-						
577	(株)愛媛CATV	第3章 2020年代に 向けた電波有効利 用方策の検討	_4. 技術の進展を踏 まえた電波有効利 用方策	(3) 地域BWA の見 直し/評価	・地域BWAは、地方創生、防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などの観点からも維持すべきと考えております。ケーブルテレビ業界では、既存地域BWA免許を保有する事業者のうち高度化システムの導入を推進する事業者や、新たに高度化システムの場入を推進する事業者や、新たに高度化システムの場入を推進する事業者や、新たに高度化システムの基地局免許を取得して参入する事業者が着々と増加しており、エリアのカバレッジや整備基地局数の拡大が進展しております。また、インターネット接続サービスに留まらず、地域ニーズ等に対応した多様なアプリケーション・サービスが提供されつつあり、今後とも業界としてより一層の利用促進に向けて取り組んでいべ所存です。また、当該有効利用を評価するための今後の報告等について、業界として適切に対応してまいります。 ・地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われております。これらのサービス・アプリケーションは、災害時や緊急時など、電波の利用や稼動状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者としていかな場合でも優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・また、地域BWA帯域の有効利用度を上げるという点で、全国系事業者のトラヒックのオフロード等については、既存あるいは今後の地域BWA事業者が効果的かつ効率的にインフラ投資・運用を促進していく上での選択肢となることから、運用調整など早期実現に向けた環境整備を要望します。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされる ものと考えます。
	1			l	【放送事業者】	

#***	578	南海放送(株)	全体		なローカル放送局から見れば必要な最低限のものに留めるべきであり、必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、終額および事業者負担の抑制を要望します。電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点に加えてテレビ放送の受信者保護を最優先に考え、混信等による受信障害が発生しないよう綿密な検討を要望します。電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、事業者が構築してきたチャンネルブラン等地域の特性や過去の経緯も十分に考慮した上で、既存事業者の自主性に委ねることを要望します。災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性は電波の有効利用度合とは別に評価されるべきだと考えます。放送事業用のFPU装置等は、電波を常時発射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせない伝送ツールです。さらにFPU装置は、非常災害時には演奏所から送信所への番組伝送にも威力を発揮するツールとして、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。このようなことからも、いつ発生するかわからない緊急時の備えとしての役割にも重きを置き、公共用周波数の有効利用について総合的に判断する基準を策定するよう要望します。	において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省による制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報名
【放送事業者】	579	南海放送(株)	向けた電波有効利		密な検討が必要と考えます。 また、混信等を避けるための周波数リパック(チャンネル変更)などは、視聴者に混乱を招くだけでなく、対策側にも膨大な費用が発生する可能性があるため、慎重な対応を望みます。 特に、瀬戸内地域におけるテレビ帯域のチャンネルプランは、地デジ開始時期に送信業務に精通したベテラン技術者が知恵を絞り、また労力をかけて構築したものです。瀬戸内地域のチャンネルプランには、全く余裕が無いと言っても過言ではありません。従って、現在空きチャンネルになっているところは、チャンネルプラン全体を成立させるための条件にもなっており、安易に利用することはできないと考えます。	頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされ ものと考えます。